社会臨床雑誌

2003年4月6日　　第11巻第1号

はじめに ..... 日本社会臨床学会編集委員会 1

社会臨床学会10年を振り返って ..... 中島浩籌 2
「どうなっているか」と「どうするか」のはざまで ..... 森真一 17
道徳教育と心理学 ..... 三輪寿二 20

支援とは何か ..... 脇田愉司 27
「支援」をめぐる情況と課題 ..... 大野光彦 39
「特殊教育から特別支援教育へ」の行き着く先は？ ..... 山口正和 44
〈討論〉暮らしのなかで支援費制度を考える
..... 古賀典夫 / 天野誠一郎 / 田中清 / 篠原睦治 53

〈「映画と本」で考える〉
『「心の専門家」はいらない』で考える ..... 柳誠四郎 69
アフガニスタンのこどもたちを描いた二つの映画 ..... 能登睦美 72
映画『スペシャリストー自覚なき殺戮者』 ..... 浪川新子 74
魂を継承する旅 ..... 林延哉 77

『社会臨床雑誌』目次一覧（創刊号～第10巻第3号） 80
『社会臨床ニュース』目次一覧（第1号～第46号） 97

日本社会臨床学会第11回総会のご案内 ..... 表紙裏
編集後記 111

日本社会臨床学会編集

日本社会臨床学会
第11回総会のお知らせ

日本社会臨床学会運営委員会
第11 回総会実行委員会

日本社会臨床学会第11回総会を以下のように開催します。

日程：　**2003 年 4 月 26 日（土）・27 日（日）**
場所：　**皇學館大学社会福祉学部**
三重県名張市春日丘7番町1（近鉄名張駅下車バス利用）
参加費：　**2000 円**

総会プログラム

4月 26 日（土）

11:30 ～ 12:30　定期総会
13:30 ～ 17:30　シンポジウム I 「支援」ばやり、これで大丈夫か
発題：柳誠四郎、河瀬光、山口正和
司会：脇田愉司、篠原睦治
18:00 ～ 20:00　交流会（参加費：3000 円）

4月 27 日（日）

10:00 ～ 11:30　記念講演 「心の専門家」はいらない
―社会臨床学会 10 年をふまえて―
講演者：小沢牧子
13:00 ～ 16:00　シンポジウム II 臨床心理を問う
―教育現場とその周辺から―
発題：三輪寿二、柴原洋一、森真一
司会：荒川哲郎、中島浩籌

連絡先：

日本社会臨床学会事務局：茨城大学教育学部情報文化教室林研究室
tel：090-3143-5988 ／ fax：029-228-8314
email：shakai_rinsho@yahoo.co.jp

第 11 回総会実行委員会事務局：皇學館大学社会福祉学部大野光彦研究室気付
tel：0595-61-3351 ／ fax：0595-61-3350
email：mitch@kogakkan-u. ac. jp　（第 11 回総会実行委員長　大野光彦）

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

『社会臨床雑誌』第 11 巻第 1 号をお届けする。

本誌に盛り込んだ内容には、昨秋の 11 月 23 日・24 日に開かれた合宿学習会 (神奈川県真鶴町) での報告、討論に基づいているものがかなりある。実は、この学習会には、社会臨床学会創立以来 10 年が経とうとしているときなので、その経過を振り返っておこうとするねらいがあった。また、そこでは、三重県名張市で開催予定の第 11 回総会にどのようなことを討論するかを考えたいと思った。

本誌では、中島浩籌が「社会臨床学会 10 年を振り返って」、特に「社会臨床」ということをどう考えるかで思索している。社会の中で「臨床」を問題化し続けるのか、それとも「心理臨床」を越える「よりよい社会臨床」を探るのかの論争経過を振り返りながら、中島自身は、前者に傾斜して問題提起している。この合宿に参加した森真一は、「社会の心理主義化」を問いつつ、それはどういうことか、どうなっているのかを考え続けたいと発言している。三輪寿二は、「社会の心理主義化」の事態を、特に教材としての『心のノート』問題を素材に、昨今の道徳教育のところで論じている。小沢牧子著『「心の専門家」はいらない』は、今次総会の記念講演タイトルだが、柳誠四郎は、この問いかけをご自分の臨床現場から揺れつつ思索している。映画『スペシャリスト ── 自覚なき殺戮者』はアイヒマンを描いたものだが、浪川新子は、このなかに現代のスペシャリスト (専門家) に通底する問題があることを示唆している。能登睦美は、アフガニスタンの子どもたちを対照的に描く二つの映画を紹介しつつ、「伝統」を否定して「近代」に急ぐ思潮を批判している。林延哉は、野本三吉の近著に惹かれつつ、野本の「魂を継承する旅」としての生き方を味わっている。

第 11 回総会では、教育現場とその周辺から「臨床心理」の問題を考えるのだが、そこと関わって、上述の大半の論文が、その準備に寄与している。一方で、教育、福祉の領域における「支援」ばやりの現状と問題を論じるのだが、脇田愉司は、「支援とは何か」を「親密圏と公共圏のはざま」で思索している。大野光彦は、「支援」をめぐる情況を論じているのだが、理念の一人歩きとそのスキル化に危機意識を表明している。山口正和は、特殊教育を特別支援教育と呼び変えていく中で、専門家中心主義が目立ち、教育の個別化つまり類型化がいよいよ進行していくと分析している。古賀典夫、天野誠一郎、田中清は、障害者の立場と体験から、今年4月から始まる障害者の為の支援費制度がいかなる問題を抱えているかを語り合っている。

以上でお分かりのように、本号は、社会臨床学会 10 年を振り返りつつ、第 11 回総会でさらに考えたい二つのテーマのための助走的論集になっている。

その補充として、今号では、社会臨床学会創立から最近までの『社会臨床雑誌』と『社会臨床ニュース』の目次一覧を掲載することにした。振り返ると、沢山のテーマを考えてきた。散らかしっぱなしの部分もあるし、しつこく重ねて論じ続けているところもある。読者の皆さんは、どのように眺めて下さるであろうか。

本号が、総会準備号としてお役に立ち、10 年を経過した社会臨床学会へのよきガイドになることを願って止まない。

(2003.3.13)

社会臨床学会 10 年を振り返って
「社会臨床」をめぐって

中島浩籌（社会臨床学会運営委員会）

以下の発題・討論は 2002 年 11 月 23 日（土）真鶴市（神奈川県）での秋の合宿学習会で行われたものです。発題は、中島浩籌が行いましたが、討論は中島の発題を受けて、古谷一寿（社会臨床学会運営員）の司会のもと、1 時間以上にわたり、大変貴重な意見が多数出されました。しかし、紙幅の関係で、いくつかの論点に限ってまとめさせていただきました。あらかじめお断りしておきます。

第一部　発題

はじめに

2003 年 4 月に名張市（三重県）で開催される総会は第 11 回総会となります。ですから社会臨床学会が設立されてから今年（2002 年）は 10 年目を迎えているということになります。そこで「10 年間を振り返る」というテーマで、学習会や雑誌などでいろいろ考えていこうということになりました。その最初に僕が発題を行うということです。

僕が最初にこのテーマに取り組むということを意識して、「社会臨床学会 10 年間の論争」（第三部参照）という資料を作ってみました。この間、『社会臨床雑誌』『社会臨床ニュース』上でどんな論争が行われていたのかをまとめてみようと思ったのですが、予想以上に多くの論争が行われていましたので、とてもまとめられませんでした。そこで、総会のシンポジウム・分科会、及び学習会として取り上げられた論争で『社会臨床雑誌』『社会臨床ニュース』に報告されたものに限ってまとめてみました。これはあくまでも参考資料です。これから学習会や雑誌上で何人かの方がこのテーマで語っていかれると思いますが、その時に参照していただけたらと思います。

これから「社会臨床学会 10 年間を振り返って」みるわけですが、運営委員長としてではなく、僕個人がどのように社会臨床学会にかかわってきたか、かかわっていこうとしているか、10 年間の論争をピックアップしながら話していこうと思います。

ただ機械的に 10 年間をふりかえるだけではあまり意味がありませんので、今現在社会臨床学会で問題になっていることを通して、過去の論争とどう絡んでいるのかみていこうと思います。過去の論争を踏まえることによって、今の論争がどう見えてくるのか考えていきたいと思います。

僕は「教育」ということにかかわりのある場にいますので、「教育」や「カウンセリング」が自分にとっては最も関心あるテーマですが、今日は学会そのものをめぐる論争に限って話していきたいと思います。

付けた資料（第三部）にもありますように、日本社会臨床学会をめぐっての論争は設立当初から行われています。学会の名前をめぐって議論が多くなされています。まず、「日本を付けるのはおかしいのではないか」という議論がありました。それから「社会臨床」という言葉はよく分からないということで、論争が行われています。さらに「なぜ学会なのか、研究会でいいじゃないか」という議論もありました。ですから「日本、社会臨床、学会」という名前全部にわたって論争があったのです。ここでは主に「社会臨床」をめぐる論争について考えていきたいと思います。

現在の社会臨床をめぐる論争

「社会臨床」をめぐる論争は今にもつながっています。社会臨床学会で『カウンセリング・幻想と現実』という本を出しましたが、その出版記念シンポジウムが 2000 年 4 月に法政大学でありました。そこで「社会臨床」をめぐっての論争がありました。さらに 2000 年「夏の合宿学習会」でもその論争をめぐっ

て行われました。そのことからお話し始めようと思います。

この合宿学習会では浜田寿美男さんが図書新聞に書かれた『カウンセリング・幻想と現実』の書評について議論がありました。井上芳保さんはこの書評をめぐって『現代思想』2000 年 8 月号に書かれています。僕もまた違った視点でこの書評をどう受け止めるか発言しました (『社会臨床雑誌』8 巻 3 号)。議論になったのは以下の部分です。

> しかしそれでも人々はカウンセリングを求め、自分探しに走り、自己啓発セミナーに引き込まれ、宗教に救いを求める。それを幻想だと言ってすむわけでは、もちろんない。人々がその種の幻想を抱いてしまうというのも一つの現実なのである。人が幻想を抱いてしまうという現実と、幻想は幻想でしかないという現実、その二つの現実のもつれをどうほぐすのか。本書からはその糸口が見えるようでいて、見えきらない。正直言ってそのもどかしさを禁じえないのだが、よく考えてみると私たちを囲む状況の問題はそうやわなものではない。(浜田寿美男『図書新聞』2000 年 4 月 29 日)

「カウンセリングは幻想だ」と批判しても、現実のもつれにどうかかわっていくのかということが見えてこないということだと思います。井上さんは、この書評を踏まえて、この現実に切り込んでいくためには批判しているだけではなく、「新しい社会臨床的知」あるいは「より良い社会臨床的知」をつくていかなくてはいけないという指摘をします。そしてナラティブ・セラピーやセルフ・ヘルプ・グループを批判しながらも一定程度評価していきます。

それに対して、合宿に参加した何人かの人はそのことに疑問を呈します。僕自身も「社会臨床」という言葉を、社会などの文脈の中で臨床を問うていくことと理解していきます。新たな形の知を求めていくのではなく、臨床をあくまでも問うていくべきではないかと思っています。合宿ではそういった議論をしました。こういった論争はここ 2 ～ 3 年続いています。9 巻 3 号 (2002 年 3 月) でも井上さんはこれに関する論文を書いていまして、現在も続いている問題です。この論争は、今後の社会臨床学会を考える意味で大きいと僕は思っています。

この合宿のまとめを三輪さんが次のように書いています。

> 「社会臨床」という言葉は、少なくとも、現実状況の変化に対して無頓着ではありえません。幻想を幻想として追求するにせよ、生活という日常的関係の地点から幻想を切り取っていくにせよ、幻想を現実化する動きに棹さすとしても、個別的問題にそって実践を考えていくにしても、現実の状況は、その状況における構造性だけで説明できるものでもなければ、個別に対応するだけで説明できるものでもないでしょう。(『社会臨床雑誌』8 巻 3 号 p.14　三輪寿二)

カウンセリングを批判したとしても現状が変化していることにどう絡むのかが見えてこないということがあるのではないか、社会構造という文脈の中で批判したとしても、それでは個別的な問題が抜け落ちるし、個別的に臨床的に対応していこうとしても問題は残っていくのではないか、と。これが三輪さんの論点だったと思います。

三輪さんの言うように、この論争は新しい状況にどうかかわるかという問題にかかわった論争だと思います。学会が新しい状況、新しい現実のもつれにかかわりきれていないということが、この論争の背後にあるといえるでしょう。

現在の状況に学会はどうかかわっていくのかがはっきりしないことが、学会外の人たちにとっての社会臨床学会のイメージの曖昧さにつながっていくのではないでしょうか。

最近学会事務局に「社会臨床学会は改革のムーブメントなのでしょうか」という問い合わせがありました。この問題は運営委員会でも何回か議論したことがあります。「社会臨床学会は社会運動体なのか、そうではないのか」という論争です。この点についても外から見ると分かりにくいのではないでしょうか。

もう一つは「原則にこだわりすぎていて、広がりがないのではないか」というイメージです。共同通信社の松田博公さんもそういったことを指摘していたと思います (『社会臨床雑誌』9 巻 1 号)。僕たちは原

則といったことをどう考えているのか、といった問題もあると思います。

それから現状の変化にどう対応するのかという点、対応しきれていないのではないかという点ですが、『社会臨床ニュース』45 号（2002 年 10 月 20 日）に広瀬香織さんが次のように総会の感想を書いています。臨床心理士として活動しながらも、そのことに疑問を抱いているという方です。

> 私も、あの学会の場で語られていた「旧式の」臨床心理士のあり方に疑問を持ち続けており、それゆえに貴学会に惹かれ、参加させていただきました。

どういう意味で言われたのかははっきり分からないのですが、「旧式の」臨床に対する批判は分かるけれども、僕たちが今の状況にどうかかわっているのかが見えない、といったニュアンスが何となく伝わってくる感想です。個人還元といった指摘も「旧式の」カウンセリングにはあたるけれども、「新しい」カウンセリングにはどうつながっていくのか見えにくいというところがあるのではないかと思うのです。

ですから、最近の社会臨床をめぐる論争については、「新しい社会臨床的知か、それとも臨床を問うのか」という点も重要ですが、それよりも背景にある「現実の状況にどうかかわるのか」という点がかなり大事になってくるのではないかと僕は思っています。

学会設立当初の論争

では、この最近の論争をより深く考えていくためにも、「社会臨床学会」という名はどうして付けられ、どういう性格を持っているのかという点についての学会設立当初の論争に戻って見てみたいと思います。

まず、なぜ社会臨床学会と名付けたかということですが、1 巻 1 号から 3 号にかけて議論が行われています。名前の提案者の一人でもある山下恒男さんが言っているところを簡単にまとめてみます。

どうして「社会臨床」という名を選ぶのかというと、まず「心理」という言葉を省くということがありました。社会臨床学会の多くのメンバーは臨床心理学会から出てきたわけですが、その「臨床心理」から心理を省きたいということです。個人の内面に還元するという問題点があるのでぜひとも心理という言葉は省きたい、と。

心理学は診断においてレッテルを貼り付け、病の原因を個人の内面に探っていくわけです。さらに心理学は社会的文脈から個人・出来事を切り離してしまうんですね。専門家が「される側」を結局囲い込んでしまい、様々な問題を個人の内面へと還元していってしまう。そういう批判は臨床心理学会の時代からあったものです。こういった問題点があるので、ともかく心理という名前は付けたくないということがありました。

心理という言葉を付けたくなかったもう一つの理由ですが、臨床心理学会員は心理職の人がほとんどであったわけです。心理を批判しながらも結局は心理の専門家集団といったところがあったんです。そういう形はなるべくなくしたい、心理職の人たちだけの集団にはなりたくない、というところが山下さんにはあったわけです。そのためにも心理という名前を取り外したいということだったのです。結果として、社会臨床学会の構成員は教育や福祉といった分野にも広がっていくわけですが、逆にいえば臨床という言葉をそういった分野にも広げようという意図もあったのだと思います。

心理は省いたのですが、臨床は残したわけですね。では臨床は問題ないのかということですが、山下さんの言い方をみると、臨床については 2 つの見方があるが、学会はその 2 つの間であえて曖昧な態度をとり続けようといったニュアンスが伝わってきます。

一つは積極的な見方です。臨床は 1 対 1 の直接的関係、個人と個人の関係を意味します。そこからしか始まらないのだから、その関係を大事にしようということで、臨床に積極的意味を持たせる立場です。

しかし、そうは言っても、臨床は制度の中に位置づけられて管理的側面を色濃く持っている。カウンセリングであろうと教育であろうとそうです。ですから臨床ということは否定的なものだという見方もあります。

ですから臨床ということは両局面をもっているのではないか。山下さんは「仮託」という言葉を使っているのですが、この曖昧さをそのまま引きずっていこう、とりあえずこの言葉にことよせていこうということ

だったと思います。

専門性についてもそういうニュアンスがあります。専門性を徹底的に批判したいけれども、全面否定してしまっていいのだろうか。専門的なところにどうかかわるかということを捨てていいのだろうか、そういったニュアンスも山下さんの文章から伺えます。専門性についても両義性をもたせる、そういう形になっています。これが最初の山下さんの提起でした。

この臨床の二面性についてはいろいろな議論がありました。心理という言葉を付けるか付けないのかという点につきましてはほとんど論争にはなりませんでしたが、臨床に関しては様々な意見がありました。

設立総会（1993 年 4 月）で、野本三吉さんは臨床という言葉を積極的に意味づけます。特に直接的体験が基盤であるということで積極的に意味づけるわけです。野本さんはこう言います。

> まず「臨床」というのは、人と人、人とモノ、人と何かの関係そのもののことだと思うのですが、この場面、直接触れあうという、「直接性」みたいなものと、ぼくの場合重なっています。一緒に何かする、している。しかも、日常的にしている、というイメージが、ぼくの中では「臨床」なのです。(『社会臨床雑誌』1 巻 2 号　設立総会シンポ p.11-12　野本三吉)

日常的な直接的関係を臨床と呼んで、そこを基盤にしていろいろ考えていくんだということですね。そこを基盤にした臨床学みたいなものもできれば作っていきたい、と。そういう意味では社会臨床学を積極的に考えていきたいというのが野本さんの立場です。

設立総会では山下さんと野本さん、そしてもう一人斉藤寛さんがシンポジストになっています。斉藤寛さんは野本さんとはまったく逆の立場に立っています。野本さんに対して「臨床という言葉を広げて使っては困る、臨床という言葉を限定してほしい」と言います。

斉藤さんは教育学の人ですから、教育について言及しています。教育という言葉をいろんなところに広げて使い、どこでも教育があると言われると話はグシャグシャになるだけですから、あくまでも学校制度などのところに限定しないと何も問えなくなると言っています。臨床という言葉も日常や直接性に広げていかないで、制度化された具体的なところに限定して臨床を問うていくべきであると言います。

> 「教育」という言葉をあえて限定的に考えてそれを批判の対象にしてゆくということが必要だというのと同様に、「臨床」といういとなみ、「臨床」という関係についても、まずどこかでそれを批判的にみてゆくということが必要なんではないだろうか、と思います。(『社会臨床雑誌』1 巻 2 号　設立総会シンポ p.17　斉藤寛)

斉藤さんは臨床を問うていくというところに力点を置いて社会臨床を考えているわけです。この論争ではっきり分かるように、社会臨床学会はもともと 2 つの立場をあわせもっているのです。臨床を問うていくという立場と臨床を様々な問題を考えていく拠点にしていくという立場ですね。この 2 つの立場を抱えながらはじまったのが社会臨床学会だったのです。山下さんも 2 つの立場があることを意識しながらも、社会臨床という名前をとりあえず付けていこうということだったと思います。

この論争はしばらく続きます。社会臨床シリーズの『人間・臨床・社会』(影書房) の読書会を行った時に (1996 年 11 月)、旅光夫さんが「臨床心理から社会臨床へということはもうこれで終わっていいんじゃないか」(『社会臨床雑誌』5 巻 1 号 p.58) と言っています。臨床心理、臨床心理士を問うということばかりでなく、もうそろそろ積極的に「もっと新しいものに踏み出した方がいいんじゃないか」とはっきりと述べられています。

それに対してやはり斉藤寛さんは「…大切なテーマだろうと思うのは、社会臨床という新しい知のありかたといったものを、いままでのものに対して対置していくということではないのだろう、ということです」(『社会臨床雑誌』5 巻 1 号 p.53) と言っています。社会臨床という言葉は曖昧な意味をもったままでよい、はっきりとした形で新しい社会臨床的知をつくっていくというはやめてほしい、というニュアンスで述べています。

この時点でも同じ論争なのですが、「もう次に行きたい」という言説も出てきているということです。

ここでは設立当初と 3 年後の 2 つの時点の議論を

取り上げましたが、添付した資料（第三部）を見ていただければわかりますように、こういった論争はずっと続いていきます。最初に言及しました最近の論争も、基本的にはこの論争の継続であると言えるのではないでしょうか。井上芳保さんたちの立場も臨床という言葉に積極的な意味を持たせていく立場につながっていくのだと思います。僕は新しい臨床的知をつくっていくよりは、臨床を問い続けたいという立場にありますけれども、まったく違うような方向でも、どこかで同じ問題意識を感じて一緒にやっていっているというのがこの学会だと思うのです。

ただ、先ほども言いましたように、最近の論争には新しい状況変化にどう絡むのかという点があると思っています。井上さんはナラティブ・セラピーやセルフ・ヘルプ・グループといった動きにどう絡むのかという問題を提起していたと思います。僕は「セラピー」と名が付いたような動きには疑問を感じざるをえないのですが、でも、その背後にある状況変化にどう絡んでいけるのかという点は重要なことだと考えています。論争点としては設立当初からの論争の継続ですが、浜田さんが言及したように、カウンセリングが浸透して、『自己コントロールの檻』（講談社 2000 年）の著者森真一さんの言葉を使えば「心理主義化」を広がっているような状況の中で、いろいろな現実がもつれてきて生じている問題にどう絡むのかという点が出てきているのが今までと違うところなのだろうと思います。ですから、その点を踏まえた上での論争を続けていけたらなと僕は考えています。

「問題」に真摯に向かい合う場

では、こういった論争を僕はどう考えているかという点について話していきたいと思います。キーワードとして「問題」を取り上げて、その点を中心に僕の考えを話させていただきます。

先ほども言いましたように、「この学会は運動体なのか、どうか」といった議論を運営委員会で何回もやりましたが、その議論の中で、確か篠原睦治さんが次のように言ったのを覚えています。社会臨床学会は運動体とは思っていない、政治にかかわるような活動や様々な実践はそれぞれの場で行っている人が多い、学会は自分たちが活動している際の視点そのものを点検し、問題化していく場として考えたい、そう篠原さんは言っていたように思います。基本的には僕も同じように考えます。

似たような視点を浜田寿美男さんも持っています。浜田さんは「これまでの社臨・これからの社臨」というタイトルが付いた総会のシンポジウム（1998 年 5 月）で次のように言っています。

> 既成の方法を学び、それでもって業績を作り上げる専門家あるいは研究者ではなくて、我々の身の回りにある問題にいかに真摯に向かい合うかというそういう姿勢を堅持することがこの学会の大きな意義になると思う（『社会臨床雑誌』6 巻 2 号 p.12　浜田寿美男）

この文章の前後を簡単にまとめてみます。大学の多くの研究者はまず方法論を身につける。実験法や統計法などの方法を一生懸命勉強して身につけていく、その上でその方法に見合った問題を選択して研究し、業績を積み上げていく。普通の学会はその業績の発表の場となるのです。しかし、現実には問題が先にあるはずです。問題と出合っているのです。その問題にどう対応するかということで方法を模索していくはずなのです。しかし、その問題と真摯に向かい合うということを専門家や研究者はやっていない。でも、社会臨床学会にはそういった姿勢がある、それが一番重要なことだと浜田さんは言っています。

浜田さんは「臨床」を「問題」に置き換えるとも言っていました。僕はその点についてシンポジウムで質問したのですが、その際のお答えでは、浜田さんは「臨床」という言葉にはそれほどこだわってはいず、ともかく具体的な問題にまずかかわり、方法論を確立するより前にそれに迫ることが肝心なのだと発言していました。

篠原さんの視点、浜田さんの視点は重要だと考えます。僕自身も社会臨床学会を「問題に迫る場」としてまず考えていきたいと思っています。「問題を解いていく、解決策、対抗策を探っていく」というよりは現状の問題に迫り、その中で臨床がもっている問題を問題化していく、そういう場として僕はこれまでかかわってきました。社会臨床学会は 10 年経つのですが、「面白いな」と思うのはそういうところなので、

これからもそういうかかわり方をしていきたいと思っています。

「問題」とはどのようなものか

ではその「問題」について僕はどう考えているのか、少し話してみたいと思います。

野本さんは直接的関係・個々人の出合いを高く評価しましたが、僕はこの点については少し疑問をもっています。ロジャーズなども直接的関係を評価しており、そこだけを評価すると同じことになるのではないかと思います。

「問題」は確かに個々の直接的関係を通して生じてくることが多いのですが、それでも「問題」は個々の具体的な関係よりも広がりがあるものだと思っています。僕自身、大学闘争の中で「大学の学問とは何か」といった問題に直面したわけですが、その問題は個対個、実存的出会いといったレベルよりももっと広がりをもったものだと思っています。確かにある人からそういった問題を突きつけられるといった実存的直接的体験から「問題」を考え始めるのでしょうが、その「問題」を重く受け止めざるをえなかったのは、やはり自分が大学という場にいるということ、ベトナム戦争が行われている状況の中で大学で研究しているということがあったからです。つまり、「問題」は個々の直接的関係よりも場・社会・状況と密接に結びついているものなのです。

ゲイ・リベレーションに関しても、「自分は同性愛者なのだろうか」という問題に苦しむのは、「お前は同性が好きなのか、異性が好きなのか」といった問いを重大なこととして個人に問いかけてくるような時代・社会の中で生きていることと無関係ではありません。こういった問題は、個人が問題を立てるといったものではなく、問題が個人を取り囲んでいるといったものだと思います。

僕が大学院生や高校教員の時、胃が痛くなるような気持ちでいくつかの「問題」を考えはじめた感覚は、突然問題に取り囲まれた、あるいは問題にとりつかれたといったイメージだったのです。

ですから、問題を考える時に、個々の実存的あり方、個々の出会いを考えるだけでは不十分だと思います。個々人を取り囲み、個々人に対応を迫っていくような社会・状況と不可分な問題に迫っていかなければならないと考えています。

この社会臨床学会はそういう姿勢を持っていたし、以前の臨床心理学会にもあったと思っています。

ジル．ドゥルーズなどが言うのですが、現実に僕たちが直面する問題は解のない問題なのです。あるいは複数の解を持つ問題です。しかも学校で行われている授業の中で呈示される問題と違って、解決方法が理解できれば消失し、忘れ去られてもかまわないような問題ではけっしてない。大学闘争の中で出会った「研究者とは何なのだろうか?」とか「知とは何か?」といった問題は、とりあえずの解答を出していったとしても消失せずに今だに残っています。私たちが学会の中で考えていく問題はそういう問題です。ですから出会っていく問題に対して対案や解決策を呈示していくことも一つのあり方だとは思いますが、それによって問題が軽くなり消えていくことはありません。むしろ、解決策を呈示することによって逆に問題が見えにくくなってしまう危険性があるのではないかと思っています。ですから、あくまでも「問題」に迫りたいと考えています。

「問題」というと抽象的思弁的な印象を与え、現実の状況や政治にかかわりがないように見えますけれども、具体的に僕たちが出会う問題は現実的で政治的なものだと思っています。例えば「不登校」の生徒には、傍目にはどうでもいいように見える問題であっても、それにとりつかれて、そこをなんとか突破しないと動けない、と感じている人も多くいます。その場合、直面している問題がその人をつき動かしている、あるいは動けなくしているという言い方もできるのではないかと思います。僕もそうで、「研究とは何か?」「知とは何か?」といった問題が自分を動かしてきたと言えるのかもしれません。

ですから「問題」は非常に具体的なもので、どんな問題を抱えているか、どんな問題を考えているかということはものすごく活動的で政治的なことなのだと思っています。「社会臨床学会は運動体ではない」と言いましたが、政治にかかわらないといった意味ではありません。かかわっていく「問題」が政治性を帯びている以上、「問題」に迫ろうとすることも広い意味で政治的であると考えています。

「原則」を問題化する

先ほども言いましたが、社会臨床学会は問題に迫っていく姿勢を持っているのですが、ただ状況変化の中で生じている様々な問題にうまく絡んでいけていないのではないかとも感じています。例えば90年代以降注目されてきている心理療法の中にはポストモダンと言われているものもあります。

そこでは、個人還元という批判は踏まえられています。個人還元はまずいという立場に立っていたり、社会適応をはっきりとはめざさなかったり、いろいろあります。「オルターナティブな物語を」と言ったりするということは、個人還元ではないか、適応主義ではないかという批判を踏まえていることだと思います。それでも適応主義的なところがあると思うのですが、個人還元、適応主義といった批判を単純にそこに向けても、うまく絡んでいけないのではないでしょうか。そういう動きが出てきていると思います。そこに絡んでいけないと、外から見ると「旧式な臨床心理への批判としては面白い」といった印象になってしまうと思います。

そういった心理療法に絡めばいいというよりは、その背後にある問題に直面できているかということだと思います。その問題を解決しようということではなく、浜田さんが指摘したような問題にもっと迫っていく必要があるのではないかと思っています。

そう考えていくと、個人還元とか直接性とか「される側に学ぶ」といった僕たちが原則のように大事にしていたことも問題化せざるをえないように思います。それを捨てろということではなく、原則的なものを保持していくとしてももう少しきちんと考えていかないとだめなような状況が生じてきているのではないかと思っています。

三輪寿二さんが『社会臨床雑誌』5巻1号で書いていることを紹介します。社会臨床学会の論争への印象を述べている部分です。

> …“直接的な関係＝血縁（家族に代表される）・地縁・愛情関係＝共生関係”、“間接的関係＝貨幣の媒介によって成り立つ関係・商品関係＝分断の関係”といった色分けがされた図式が出来上がっていく感じがして、何か違和感があり続けていました。（『社会臨床雑誌』5巻1号p.61　三輪寿二）

林延哉さんも直接的関係について書いていたと思います。林さんも直接性を問題化していたように覚えています。

僕たちは、直接的関係をバラバラにして管理していくのが専門家的なものであるといった立場をどこかで共有しているところがあったと思います。直接的関係を軸に批判していったりしていました。しかし、情報社会をめぐる討論の中でも見えてきたのですが、直接的関係と間接的関係は相当入り組んでいて、やはり「直接的関係が良いのだ」とは簡単には言えないと思います。また「ひきこもり」の問題についても、それを個人対個人の直接的関係が保てないまずい状態と簡単に色づけてしまってよいのかという議論も当然あります。

こういった直接性、個人還元などの僕たちにとって原則のようなものを、新しい状況の問題に絡むことによってもう一度問うていくという姿勢が必要になってくるのではないかと思っています。「原則にこだわりすぎているのではないか」というイメージがありますが、そういった原則も問題の中で相対化しながら考えていく必要があると思います。

これで終わりますが、最後にもう一度ことわっておきます。新たな解決案を模索していこうとする動き、新しい社会臨床知をつくっていこうとする立場の人たちとまったく違うということではありません。僕は社会臨床という言葉がもつ曖昧さを保ちながら一緒に考えていきたいと思っています。社会臨床的知を求めていく人たちも制度としての臨床を問題化していく姿勢に関しては共通のものを持っていると思います。ですから僕は一緒にやっていきたいし、新しい状況の問題、浜田さんの言う現実のもつれに一緒に迫っていきたいと考えています。

第二部　討論

個人還元について

原田　個人還元や直接的関係を軸にしていくやり方

では太刀打ちできないような新しい変化が出てきているという話でしたが、その辺をもう少し詳しくお聞きしたいのですが。

中島　スクールカウンセラーの中にブリーフセラピーが浸透しているようですが、その解決志向型のブリーフセラピーが言うところでは、かつてのセラピーでは様々なことを主体の問題にしてしまっている、と批判しています。主体の問題になるとそう簡単に解決できないので何年もかかってしまう。だから主体の問題に還元することはやめた方がよいと言います。それよりも今一番解決したいことに限って対応しようとします。そして時間を限って短く行おうとするわけです。ですから主体の問題にするから解決できなくなるのだという視点をこのセラピーはもっているんです。ブリーフセラピーの背景にはポスト構造主義があったりするので、個人還元とは違う立場に立ちたいというとろがあるんですね。

ブリーフ・セラピーやナラティブ・セラピーなど 90 年代以降注目されているものは、セラピーと名がついているところからみてもやはり適応主義的なところがみられますし、個人還元的なところもぬきがたくあると思います。しかし、この動きの背後にある問題に迫るためには、個人還元や直接性といった「原則」もじっくり問題化していく必要があると僕は思っているんです。

三輪　そこでは個人還元というよりは個人の内面に還元することを問題にしていると思います。例えば、内面のいろいろな思いから生じて「不登校」になっているというように問題を立てると、その人の人格にさわっていかなければならない。そういうふうには立てませんよということだと思います。ただ、もともと行動療法などは主体を立てていないんです。学校に行けないことだけが問題なので、行けるようになれば良いので、あなたの人格がどうのこうのということはいらないというところがあります。

でも、ある意味で個人には還元していると思います。行けない子どもが問題になっているのは事実で、個人には還元しているけれども、中味はさわらない、行けるようになればよいだろうということです。

これらは教師に受け入れやすんですね。一つは、「こうしたらいいんじゃない」と言いやすいんですね。内面にさわるといった面倒なことをしないでいいんです。「この行動だけ解決しようよ」というのは教師には受け止めやすいんです。もう一つは時間を短くするので、合理的経済的側面がすごくあるんです。

それからカウンセリングを一生懸命やろうとする人はどこへ動いているかというと、教師へのコンサルテーションへいこうとしています。直接的に子どもとの関係をどうするというよりも、「不登校」に困っている教師に指示をしようとしています。直接生徒と接触するよりは環境に働きかけていく。そういう志向がすごく出てきているんです。その流れの中では、働きかける対象が個人内面や個人に向かうよりはシステムに変わりつつあります。そういう現実を感じます。

広瀬　いろいろ問題があるけれども個人だけを取り上げて個人を変えていくというのが個人還元という話の中心だと思います。そこはどれも同じかなと思うんです。ただ、状況の中で苦しんでしまうのは個人なので、全体をどうこうしても苦しみだけは残ってしまうと思います。個人還元を批判したとしても、苦しみだけは個人にくるということは考えていかなければと思います。

三輪　個人還元を悪いと言い、差別が問題ではないかなどと言ったとしても、その人が差別されて苦しんでいるという思いにはつながれないのではないかということですよね。個人還元が全部だめだと言って、苦しみや悩みを全部切り落としてしまうようなところに行くと問題だと広瀬さんは言いたいわけですね。

広瀬　苦しいのは社会が悪いのだと言っても、苦しいのは残っていく。昔の活動家のような人がともかく社会を変えなければと言っても、一緒にいる人がまいってしまう。極端に言うとそういうことがあるのではないでしょうか。

篠原　ある人間が疲労困憊している悩んでいるということはあるのですが、そこを臨床心理学や医療のベースにのせてしまうことを問題にしているわけですね。専門家として苦しみにつきあうといった話にもどしてしまうのは今日のテーマと違うように思います。

広瀬　個人還元批判の出発点は個人の苦しみというところから始まっているのではないかということなんです。その苦しみをどうにかするためにその人ばかりを変えていくというのが個人還元のやり方で、それはとんでもないということだと思います。ただ、出発点として、苦しみが個人にきているということはあるのだとい

うことです。

バラバラな関係、当たり前の関係

篠原　僕たちがこだわってきた出発点は、分けることです。分けてしまう臨床心理学の自己点検としてやってきたし、そこに理屈をつけてきたというところがあります。そこに主にこだわってきたわけですね。中島さんは「バラバラに分けてしまう」という視点に疑問を感じているようですが、そのあたりのことについてどう考えているのですか。

中島　確かに今も分けていく、分断していくということはあると思います。そこへの批判はあいかわらず重要だと思います。ただ、現在は地域ケアということが言われてきて、地域でいろいろな関係をつくっていかせようとします。そこでは、見た目には関係はバラバラにしないが、自己コントロールを身につけさせていくといったところがありますね。施設には閉じこめないけれども、ある程度関係は保たせていくが、コントロールしていく、そういった関係が出てきている。そういう関係もバラバラといえばバラバラだと思いますし、分断への批判も大事です。しかし、それだけでは現状の関係の問題に迫っていけないのではないかと思っているんです。

広瀬　僕は中島さんに共感します。分断するのが専門家だけということで大丈夫なのか、当たり前の日常こそが分断しているのではないかということを問わざるをえないと思います。臨床・専門家による分断と我々の当たり前の日常のところでの分断の両方がセットになって曖昧になっていく地域サポートシステムが非常に恐いんです。ですからもう一度「当たり前の日常」ということを問わないといけないのではないかと思います。

篠原　広瀬さんや中島さんが言ったことについてはほとんど共有するんですが、受け止め方がちょっと違うなと思います。施設から出てきて街中でグループホームなどを造っていく、街中の関係は日常的関係で当たり前の関係であるが、そここそまた問題にすべきだ、と広瀬さんたちは言うのですが、僕は同じだと思っているんです。コロニーもグループホームもカウンセリングも日常の中に介助者が職業的に入っていくことも同じだと思っているんです。そこで、まさに当たり前の人間関係がどんどん見えなくなっていき、それこそ「コントロールされた檻」が日常化していくといった構造があるんです。

確かに「当たり前の人間関係」という言葉を素朴に使っていた時代があるんです。特殊学級に行かないで普通学級に行く、そうすると普通学級の中に介助員を入れていったり、個別指導を入れたりするんですね。それは全然当たり前の関係ではないと言ってきたんです。

宮城県がコロニーを解体してグループホームをつくっていくということが新聞に出ていました。それは街中に隔離施設をつくっていくということだと思うんですね。ですからそういう形で当たり前の人間関係、日常の人間関係がどんどん見えなくなってくるという状況があるんです。「ただ暮らしているだけ」といったことがうまく見えなくなってくる状況があるんです。そこへの危機意識が僕は強いんです。そこは中島さんの言いたいことと違いますか?

中島　施設もグループホームも基本的には同じだというところは一緒だと思います。ただ、それを批判する武器として「当たり前の人間関係」ということを持ってこれるのかなと思うんです。持ってきにくくなっているのではないかと考えているんですね。

浪川　私は今お店で、年がら年中なにが当たり前かを確認してやっているんです。「当たり前」というのはすごく大事な言葉だと思っています。「当たり前に学校に行こう」とか「当たり前に生きていこう」というのは大事だと思っているので使っているんですけれども、「当たり前」というのは何なのかは常に考えていかなければならないんですね。最近は「だって昔からそう言われているじゃない」といった話になっていってしまっている。ですから先ほど出てきた地縁・血縁みたいなところで使っているようなところもあるんです。ですからそこは見直していかなければと思っています。

宮城県の話も、県側が「当たり前にやりましょう」というように言っているけれども、「それは当たり前ではない」と言い続けなければと思っているんです。しかし何が当たり前かというのが見えなくなってしまっているんです。

最近社臨はあまり面白くないと思うんです。自分は批判をしているんですが、自分のよりどころがどこにあるのか、どんどん複雑になってきてしまっているの

で、ぐるぐる回りになってしまっているような気がするんです。自分がどこにいるのかとか、自分の仕事は何なのかといったところに絶えず帰っていかないとぐるぐる回りから抜け出られないように思うんです。

茂木　中島さんにお聞きしたいのですが、専門性を批判するとなると、その拠り所はヒューマニティということになるのでしょうか。

中島　僕は絶対的な拠り所がないところでやらざるをえないと思っているんです。ヒューマニティも変な概念であると思います。

僕自身、ある種の専門家はやめたとしても、違う意味では専門家なんですね。そこはあくまでも問うていくしかない。何か原則があって、基点があって批判していくということは出来にくい状況だと思っています。ですから浪川さんが言っているように循環になってしまうのかもしれません。「問題化ばかりやっているから、あの学会はいやだな」と思われるかもしれないのですが、それしかないように思うんです。

茂木　「当たり前」という言葉に関してなんですが、「当たり前」＝「常識」ということではないんでしょうか。

篠原　僕は浪川さんと同じで、子供問題研究会が経営する定食屋さんにかかわっているんです。僕は登録上は有限会社の社長なんですが、その中でこだわっているのは、福祉作業所にしないということなんです。「障害者」が多くいるので作業所としての条件はそろっているんです。しかし作業所にしないとこだわっていると赤字がどんどん出てきてしまうんです。そうするとやはり何とかしようという話も出てくるんですね。で、「普通のお店は行政から出るお金は当てにしていないね」「なんとかもうけることを考えよう」という話になる。そうすると資本の論理とか商売の論理といった「常識」をやり続けているだけだということにもなります。そこでこだわっているのは、「障害者」用の場所をつくらないということだけです。しかしそれをひっくり返すと、資本の論理という「常識」をやっているだけではないかということになるんです。でも、資本の論理とは違って、給与の頭割りをやっているという「非常識」もあるんです。その意味では商売の論理だけではなく、思い入れの集合体みたいなところもある。その点では「あれか、これか」「当たり前か、当たり前じゃないか」ではなく、そこを揺れ続けるような格好で今日と明日がつながっているという感じなんです。

グレーゾーンでいいのか

三輪　中島さんの「社会臨床学会の10年を振り返って」に戻りますが、僕が直接的な関係と間接的な関係について言っているところを中島さんが引用していますが、これは学習会のまとめとして書いたものです。勿論僕がそう考えているということもありますが、その時の学習会の流れがそうだったということなんです。この時介護の話が出ていて、家族が全部やれといってもできない、そうするとお金を基とした関係で誰かに入ってもらうしかない、それ位日常的な直接的関係・血縁関係が失われてきている、そうなったら制度で補ってもらうしかないでしょう、そういった話が出てきたんです。

そこでは、間接的な関係が貨幣関係あるいは専門家との関係、直接的関係が地縁血縁みたいなところに色づけられている。そういうふうに色づけられる関係はもうリアルな関係ではないんではないかと僕は感じているんです。

野本さんは「人と人が関係するのが直接的関係」と言っているのですが、金銭が入ってきている関係であったとしても、面と向かっているとしたら直接的関係だとしたら、グレーゾーンの関係がたくさんあると思うんです。「当たり前の関係」と「当たり前じゃない関係」がそんなに明確に分けられなくなっている僕らの日常があると思うんです。

社臨が使ってきた「当たり前」という言葉はどこか伝家の宝刀みたいなところがあったと思うんです。「当たり前の関係があるだろう」という言い方で、伝家の宝刀的なニュアンスを与えてきてしまった。ところが当たり前の関係は時代とともに変わっていくものであって、相対的なものでしかないと思うんです。「当たり前」は状況とともに動いていくんです。その動いているところに、僕たちが「当たり前」と言い続けるとしたら、「それはどういうことなのか」と問わないとうまくいかないと思います。

でも、その時「当たり前とはこういうことです」と言ってしまったらまずくなるのではないかという思いが一方であります。社臨は伝家の宝刀のように「当たり前」

を出してきたけれど、もう一方ではグレーゾーンでやってきたと思うんです。専門性についても社会臨床という言葉についてもそうです。どっちつかずでやってきました。今は「グレーゾーンではいやだ」ということが出てきているのではないかと思うんです。「グレーゾーンは嫌だから、もう少しはっきり社会臨床知を定めろ」という言い方であったり、「もっと具体的な手だてを出せ」という言い方であったりするのだと思います。この嫌さが最近の論争と直結しているように思うんですね。

中島さんは「問題を問題化する」と言いました。社臨は問題化することはするのですが、問題化して放り出すわけです。こういう問題があると提起するんですが、「じゃあどうするの」というのがあります。問題化した後のことについてはあまり立ち入らなかったというところがあるんです。それで、その後のところを求めるというニュアンスが出てきていると思うんです。

グレーゾーンでやっていきたいという立場と、もう少しきっちり固めていくべきであるという立場の2つの流れがいろんな場面を通して論争として表現されてくると僕は思っているんです。

中島さんは「グレーゾーンみたいなところでやっていく」と言うのですが、僕は基本的に賛成です。社臨が「こうだ」と言い始めたらまずいのではないかなと思うんです。ある方向性を明確に示していくというのはまずいと僕は感じ続けています。10年を振り返ってみるとそんなふうに感じます。

阿木　「当たり前」というのは社会の関係とともに変わってしまうわけですね。30年前40年前に当たり前だったものが、そのことを経験していない人がこの社会に生きているわけですから、その人が感じる当たり前は当然違ってきます。「かつては良かったが」という議論をしてもあまり意味がないと僕は思っています。具体的にどういう関係を求めているかというところで喋っていかないといけないでしょう。「当たり前の関係」ということをお互いに言ったとしても、その二人の意味するものが違えばそれ以上論議が進まないと思うんです。

直接という言葉もそうだと思います。家族など非常に近しい関係を直接的と捉えるのか、野本さんが言うように、個人により直接的にかかわっていくという姿勢を意味するのか、それによって違うと思います。その前提となるものを確認していかないと、この議論はなかなか難しいと思います。

梶原　私は三輪さんの言われた「当たり前」のところは良く分かったんです。「当たり前」に関して言うと、使い方、使っている人、時代によって相対的になっていると思います。先ほどの宮城県の話では、官が「当たり前」ということを使っているわけですね。いろいろなところでそういう状況が起こっていますが、昔は運動体が使っていた言葉を官が使い初めています。

「当たり前」という言葉も私の中では手垢がついた言葉だったんです。「当たり前の生徒を育てる」ということが管理教育の時にすごく言われていたんです。「当たり前の生徒を当たり前に育てる」とはどういうことかというと、要するに国の規格にあった生徒を当てはめていくように育てなさいということです。だから生徒指導をがんがんやっていく。その時代には「当たり前」という言葉はそういう感じで使われていたんですね。今もそれと同じ状況がおきていると思います。ここではこういうつもりで使っていると言わないとどんどん変なふうになると思います。

男女平等という言葉も同じで、文部省はものすごく嫌がっていたのに、男女共同参画社会基本法を作ったりして、同じことを官が言っているんです。でも中味は全然違うんです。ですから、それもこれも「当たり前」「男女平等」という同じ言葉なんだというつもりで呈示していく必要がある。まさにグレーゾーンで、相対化していくことがないと面白くないのではないかと思います。「これだけが正しいんだぞ」ということはありえないと思います。

「当たり前」とリアルな場

広瀬　「当たり前」の中味ではないと思います。こちらの「当たり前」か、あちらの「当たり前」ではなくて、どちらかの「当たり前」ばかりに牛耳られてしまうような権力関係みたいなことだと思います。「当たり前」の中味や「臨床」の中味ではなくて、日常の生活力が優った側にとって都合のよい「当たり前」と、臨床の専門家たちがやっていることが連動してしまうということが恐いと思います。

篠原　僕は「当たり前」という言葉をいろいろな時に使ってきたなと思います。運動的に使ってきたなと

思います。「障害児」と呼ばれてしまったら養護学校に行く、これは変だよ、おかしいよ、「普通に生きたい、当たり前に」と。そういう形で教育委員会との交渉などで使ってきたということがあったんです。

その次に見えてきたことは、そこでいじめがあったり、冤罪がおこるんです。その時に「普通の世界はそうなっている」と。つまり特殊学級に行っていたらいじめられないんです。先生が守ってくれる。冤罪も多分起こらないでしょう。ところが彼女がここに居たが故にいじめられたり、いじめたりするということでしょう。ですから「当たり前の世界」は理想的な世界といったものではなくて、リアルな世界だと思うんです。

「当たり前」というのは理念ではない。普通の中でこそ問題がリアルに見えてくるということです。そのリアルな場での問題の解決を医療や福祉やカウンセリングでやるのではなくて、まさに普通学級の中でやる。いじめの問題を子供たちの自治に託するといったロマンチシズムを投げてみたりしながらやってきたんです。

ところが特殊学級の中でいじめられないようにするとか、カウンセリングに持ち込んでいっていじめを解消するとか、転校させていじめがないようにするとか、そういう格好で専門家が介入していくんです。ですから「普通」とか「当たり前」というのはけっして理念的なものではなくて、そこで生きていくということなんです。

林　学校の人たちにとっての当たり前は「障害児」は養護学校に行くことだったんですね。それに対して、篠原さんは別の当たり前を出して、「障害」を持った子供が学校に行くのは当たり前だと言う。しかし、今度は学校に行ったらいじめられた。でも普通学級でいじめられるのは当たり前だと言う。しかし、普通学級に行くといじめられるなんて僕の当たり前ではないと言います。

何を言おうとしているかというと、篠原さんの言う最初の「当たり前」は運動論的で、二番目の「当たり前」はどこか抽象化した「当たり前」にすり替わっているのではないかということです。理念化した「当たり前」になっているのではないかと思います。

僕にすれば、「当たり前」というのは僕にとっての「当たり前」にすぎない。むこうの「当たり前」とこちらの「当たり前」が違う時も一緒の時もあると思うんですね。学校に行ったらいじめられるのは当たり前だというのは、僕にとっては認められないんです。

浪川　私は、その子が普通学級に居続けてもらいたいがために、「当たり前なんだから行け」と言うんです。「いじめられて当たり前なんだから行きなさいよ」といった言い方でつきだしていったことがあるんです。理念的に言っているかどうか分からないけれども、そこに居続けるためには、「現実の差別的な状況は当たり前なんだよ」と言い続けていたことがあるんです。

林　今の話を聞けば分かります。誰に向かって言ったかということを考えれば非常によく分かります。

篠原　だから、いじめが良いなんて言っていないんです。勉強できる子は優遇されて勉強できない子はばかにされる教育があれば、そこでみさげられるというのはリアリティを持ってしまうんです。そういう構造があれば当たり前におこってしまうわけです。しかし、それを解こうとする時に、カウンセリングや特殊学級といった手だてを作り出してしまう。それはおかしいということなんです。いじめられた少年と一緒に泣いてしまうこともあるし、少年を説教することもある。勿論いじめばかりではないんです。

僕の言いたかったのは、普通学級の中で起こったことは裁判にもかけず、専門家にも依頼せず、特殊学級にも行かせず、そこの中で解きあうということです。そうやってこだわってきたなということなんです。

（以上は 2002 年 11 月 23 日に行われた発題と討論の一部です。討論はこの後も続き、交流会の席でもこのテーマにかかわった議論が行われました。しかし、残念ながら録音されていなかったため、ここで報告することはできません。この後の議論が報告されていないため、途中で終わっているかのような印象を与えるかもしれませんが、当日行われた議論のエスキスはお伝えできたのではないかと思っています。

この議論は学会の姿勢そのものに関わるものであり、会員の皆さんも一緒に考えていただければと思います。また、「社会臨床学会 10 年を振り返って」というテーマにも様々な視点からかかわっていただき、10 年間の論争を引き継いでいっていただければと希望しています。）

第三部　資料

社会臨床学会10年間の論争

(1)「日本社会臨床学会」をめぐって

「日本」をめぐって……

設立総会基調提案（1 巻 1 号)、第 6 回総会分科会「日本を生きる」(6 巻 3 号)、第 9 回総会記念講演「『静かな大地』の回復」(9 巻 2 号)。

「社会臨床」をめぐって……

創刊号ミニ特集、設立総会シンポ「心理臨床から社会臨床へ」をめぐって（1 巻 2 号)、第 2 回総会シンポ「『心理臨床から社会臨床へ』をめぐって 2—しごと、専門性をどう考える?」(『他者への眼差し』)、社会臨床シリーズ 4『人間・臨床・社会』、社会臨床シリーズ読書会（5 巻 1 号)、第 6 回総会「これまでの社臨・これからの社臨」(6 巻 2 号)。

「社会臨床的知」をめぐって……

第 8 回総会出版記念シンポ「『カウンセリング・幻想と現実』を読む」(8 巻 2 号)、2000 年夏の合宿学習会（8 巻 3 号)

「学会」学術会議参加問題をめぐって……

設立総会基調提案（1 巻 1 号)、第 6 回総会中間総括（6 巻 2 号)

「『される』側に学び」をめぐって……

設立総会基調提案（1 巻 1 号)、第 6 回総会「これまでの社臨・これからの社臨」(6 巻 2 号)、第 9 回総会シンポ「『共に生きる』を検証する」(9 巻 2 号)

(2) 日常のくらし・生活・関係をめぐって

設立総会シンポ「生・病・老・死を考える〜日々の暮らしの中で」(第 1 巻 2 号)、1993 年夏合宿討論「ボランティア、カウンセリングという人間関係をめぐって」(社会臨床ニュース 9 号)、第 4 回総会シンポ I「カウンセリングと人間関係」・シンポ II「資格と人間関係」・シンポ III「情報機器と人間関係」(第 4 巻 2 号)

(3) カウンセリングをめぐって

1993 年夏合宿討論「ボランティア、カウンセリングという人間関係をめぐって」(社会臨床ニュース 9 号)、1993 年学習会「フェミニストセラピーを問う」(社会臨床ニュース 11 号)、1994-1996 年連続学習会『「カウンセリングと現代社会」を問う』(シリーズ「カウンセリングと現代社会」を考える◆通信 1 〜 7 号)、集会「シリーズ『カウンセリングと現代社会』を考える・学習会から見えてきたもの」(社会臨床ニュース 22 号)、第 4 回総会シンポ「カウンセリングと人間関係」(4 巻 2 号)、社会臨床シリーズ『学校カウンセリングと心理テストを問う』、社会臨床シリーズ読書会（4 巻 3 号)、雑誌特集「カウンセリング」(5 巻 1 号)、『カウンセリング・幻想と現実』、第 8 回総会出版記念シンポ「『カウンセリング・幻想と現実』を読む」(8 巻 2 号)、第 7 回総会シンポ「先端医療の中の自己決定権とカウンセリングを考える」(7 巻 2 号)

(4) 事例をめぐって

第 2 回総会分科会「事例にすること、されること」(『他者への眼差し』)、第 3 回総会分科会「事例の報道・発表・研究を考える」(3 巻 3 号)

(5) PTSD をめぐって

1998 年学習会「『PTSD』をどう考えるか」(6 巻 1 号)

(6) 学校・教育をめぐって

1993 年学習会「学校における子どもへの “レッテルはり” について考える〜評価、不登校、学習障害児をめぐって」(社会臨床ニュース 6 号)、第 2 回総会分科会「学校って何だろう、もういらないのか?〜関係を求める中で考える」(『他者への眼差し』)、第 3 回総会分科会「学校の現在〜障害児問題と不登校問題のはざまから」(3 巻 3 号)、第 5 回総会シンポ「学校・塾・不登校を考える」(5 巻 2 号)、第 5 回総会記念講演「学校化社会における大人たちの嘘」(5 巻 3 号)、第 6 回総会分科会「学校と教育を解読する」(6 巻 3 号)、第 7 回総会シンポ「いま、学校・教育はどうなっているのか」(7 巻 2 号)、社会臨床シリーズ『学校カウンセリングと心理テストを問う』、第 9 回総会シンポ「学校はどこに行くのか」(9 巻 2 号)、第 10 回総会シンポ「学校の再編成に向き合う〜子どもの再配置、学校の危機管理、教員の管理強化」(10 巻 2 号)

(7) 居場所を考える

第 2 回総会分科会「いること、逃げること～居場所を考える」(『他者への眼差し』)、第 10 回総会シンポ「『場』と『専門性』をめぐって～日常の関係を問い直す」(10 巻 2 号)

(8) 資格・専門性をめぐって

1992 年シンポ「心理職の国家資格化を撃つ～『新資格化社会』の中で」(社会臨床ニュース 3 号)、第 2 回総会シンポ「『心理臨床から社会臨床へ』をめぐって 2 ～しごと、専門性をどう考える?」(『他者への眼差し』)、第 4 回総会シンポ「資格と人間関係」(4 巻 2 号)、第 6 回総会全体会「資格・専門性は必要か、幻想か～臨床現場から考える」(6 巻 3 号、7 巻 1 号)、第 10 回総会シンポ「『場』と『専門性』をめぐって～日常の関係を問い直す」(10 巻 2 号)

(9) 精神医療をめぐって

1993 年学習会「精神医療の現状と行方をめぐって～医療法「改正」・精神保健法「一部改正」・臨床心理士国家資格化問題を考える」(社会臨床ニュース 10 号)、第 2 回総会分科会「精神医療の場は人を癒し、生かしているか?」(『他者への眼差し』)、第 3 回総会シンポ「『「開かれた病」への模索』を読む」(3 巻 3 号)、社会臨床シリーズ『「開かれた病」への模索』、社会臨床シリーズ読書会 (4 巻 3 号)、第 6 回総会分科会「精神医療は改革されてきたのか」(6 巻 2 号)、ミニ特集「精神医療の場から」(8 巻 1 号)、小特集「精神医療の現在」(8 巻 2 号)、特集「改訂精神保健福祉法と移送問題を考える」(8 巻 3 号)、2001 年合宿学習会「なぜ、いま『触法精神障害者』対策なのか」(10 巻 3 号)

(10)「異文化」問題

第 2 回総会シンポ「出会いとしての異文化」(『他者への眼差し』)、第 6 回総会分科会「日本を生きる」(6 巻 3 号)

(11)「共に生きる」をめぐって

社会臨床シリーズ『施設と街のはざまで』、第 3 回総会分科会「福祉の現在～地域と施設のはざまから」(3 巻 3 号)、社会臨床シリーズ読書会 (5 巻 1 号)、第 5 回総会シンポ「バリアフリー社会を考える」(5 巻 2 号)、三重の集会「障害観を問う」(3 巻 3 号)、第 9 回総会シンポ「『共に生きる』を検証する」(9 巻 2 号)

(12) 脳死・臓器移植をめぐって

1992 年学習会「アメリカにおける生と死の医療管理～脳死・臓器移植問題を中心に」(社会臨床ニュース 3 号)、1997 年学習会「脳死・臓器移植の深みへ」(社会臨床ニュース 29 号)、1998 年第 6 回総会トーク&コンサート「死と弔いの『意味』」(6 巻 2 号)、1999 年秋の合宿学習会「脳死・臓器移植の現在を考える」(7 巻 3 号)

(13) クオリティ・オフ・ライフをめぐって

第 2 回総会分科会「いま、発達、能力、そしてクオリティ・オブ・ライフを考える」(『他者への眼差し』)、

(14) 自己決定権をめぐって

第 7 回総会シンポ「先端医療の中の自己決定権とカウンセリングを考える」(7 巻 2 号)

(15) 終末期医療をめぐって

1999 年秋の合宿学習会「終末期医療を考える」(7 巻 3 号)

(16) 高齢社会をめぐって

第 5 回総会シンポ「高齢社会を考える」(5 巻 2 号)、1997 年学習会「高齢者問題の現状と課題」(社会臨床ニュース 26 号)、第 6 回総会分科会「老いと介護をめぐって」(6 巻 3 号)、1999 年秋の合宿学習会「高齢者ケアと介護保険を考える」(8 巻 1 号)、第 8 回総会シンポ「高齢社会の人間関係を考える」(8 巻 2 号)

(17) ボランティアをどう考えるか

1993 年夏合宿討論「ボランティア、カウンセリングという人間関係をめぐって」(社会臨床ニュース 9 号)、第 6 回総会分科会「ボランティアをどう考えるか」(6 巻 2 号)

(18) 情報機器・情報社会をめぐって

1992 年学習会「コンピュータの日常化と個人情報管理をめぐって」(社会臨床ニュース 5 号)、第 4 回総会シンポ「情報機器と人間関係」(4 巻 2 号)、1996 年夏合宿学習会「情報化社会と人間関係」(社会臨床ニュース 24 号)、第 5 回総会シンポ「バリアフリー社会を考える」(5 巻 2 号)

(19) 死刑制度をめぐって

学習会「死刑制度の問題性を考える」(2 巻 2 号)

(20) 〈同和〉教育をめぐって

第 3 回総会分科会 (3 巻 3 号)

(21) らい予防法廃止問題

(3 巻 1 号、4 巻 3 号、7 巻 1 号)

(22) 「少年犯罪」をめぐって

2001 年学習会「『少年犯罪』をどう考える (9 巻 1 号)

(23) 冤罪をめぐって

三重の集会・記念講演 (4 巻 1 号)、第 8 回総会記念講演「『状況のなかの人間』ということ」(8 巻 2 号)

「どうなっているか」と「どうするか」のはざまで
社会の心理主義化を問いつつ

森真一（皇學館大学）

「秋の合宿学習会」に参加して

2002 年 11 月 23・24 日、「社会臨床学会秋の合宿学習会」に初めて参加させていただきました、森真一と申します。ご出席の方々にはたいへんお世話になり、この場を借りてお礼申し上げます。そのときの感想を述べるのが今回の私の役割ですが、その前に簡潔に自己紹介と合宿参加の経緯説明をさせていただきます。

私は三重県伊勢市にある皇學館大学文学部の教員です。社会学を専攻し、心理学的知識の普及と社会の関係をテーマに研究を続けてきました。途中経過を『自己コントロールの檻〜感情マネジメント社会の現実』（講談社選書メチエ 2000 年）という本にまとめましたところ、社会臨床学会の方々の目にとめていただき、小沢牧子編『子どもの〈こころの危機〉はほんとうか?』（教育開発研究所 2002 年）にも執筆の機会をいただきました。また、2003 年 4 月の第 11 回総会のシンポジウム「臨床心理を問う」でしゃべってみないかと声をかけて下さり、今回の合宿参加となったわけです。

合宿の二日間、たいへん楽しく有意義に過ごさせていただきました。まず初日には、中島浩籌さんの「「社会臨床」をめぐって——社臨 10 年間の論争をふりかえって——」（本誌参照）と題するお話をうかがいました。社会臨床学会が問題化してきたテーマの広さに驚きました。中島さんが「セラピー的なもの」への批判を中心に話されましたので、たいへん興味深く拝聴できました。そこでの問題意識は、私なりのことばで表現しますと「個人還元主義批判を乗り越えるには?」ということになると思います。

つまり、これまで社会臨床学会では、ロジャース流のカウンセリング技法や精神分析、行動療法などを「セラピーは問題を個人の心理に還元し、個人がおかれた社会的な状況に人々のまなざしが向けられないように機能してきた」と批判してきた。けれども、家族療法やブリーフセラピーなどは必ずしも個人還元主義ではない。これらのセラピーは個人還元主義を批判する中から登場してきたのだから。しかしセラピーであることに変わりはなく、家族療法を含めた「セラピー的なもの」を還元主義以外のどのような立脚点から批判していくか。

中島さんの問題意識はこのような点にあったと私は理解しました。中島さんその他、社会臨床学会のメンバーの方々ほどではないかもしれませんが、私も同じ問題に取り組んできたつもりです。といいますのも、私も社会の心理主義化を批判する際に心理学的知識の個人心理還元主義を根拠の一つとしてきたことと、学会などで、この根拠の薄弱さをやはり家族療法などを例にして他の社会学者から指摘されてきた経験があるからです。

社会の心理主義化批判のスタンス

社会の心理主義化を批判するときの私なりのスタンスについて、ここで少し論じさせてもらうことにします。私は、セラピーは科学を名乗りながらも「正常・異常」の規準を日常生活の「常識・良識」においていると考えております。ゆえにセラピーは、個人心理還元的であってもなくても、問題のある日常的・社会的規範を維持し、強化することになると推測されるのです。この点がセラピー批判の立脚点の一つになりうると思います。たとえば、物事を予定どおりスムーズに効率よく進行・処理するべきだ、という社会的規範があります。職場や友人関係においてこの規範に従わずにいられることは難しいでしょう。しかし、この規範のレベルが高度になると、規範につい

ていけず違反してしまう人も増えてきます。彼らは最近では「困った人」というレッテルを貼られ、周囲に迷惑をかける人とみなされています。

そこで頼りにされるのが心理学者や精神科医で、「困った人」への対処法、「困った人」にならないための方法を専門家から教授してもらおうとする人が多いでしょう。「困った人」に関する本がよく売れているのがその証拠と私は推測しています。こうして「セラピー的なもの」は、予定どおりに物事をスムーズに効率よく処理することを「常識・良識」とみなし、人々の行為をその方向へとさらに促すことで、社会的規範を強化・高度化してしまうのです。

このように考えられるとすれば、高度な規範を「心の専門家」が人々に一方的に押しつけているわけではなく、「セラピー的なもの」のいわば需要者・消費者であるわれわれ素人との協力の上に規範が成立している、と思われます。また批判的に捉えるべきなのは自明視された日常的・社会的規範であり、規範強化に加担する専門家への批判は規範を相対化するための一手段にすぎません。

このあたりで私と社会臨床学会の方々とは多少意見やスタンスを異にするかもしれません。先日の合宿でのお話や討議を聞かせていただいて、専門家批判の傾向が強く印象に残りました。それはある意味当たり前なのでしょう。臨床心理学会の頃から社会臨床学会へと受け継がれてきた問題意識は、「心の専門家」と称する人々が他者の心を「テスト」し「治療」することの意味や正当性を、当の「心の専門家」が問い直すところにあったのですから。

それに対して、社会学を専門としてきた私は、心理学が伝える知識や人間関係技法を一つの「文化」と捉え、どのようにしてこの「文化」が根づき、その結果どのような効果を社会に及ぼしているのか、を主要な研究テーマとしてきました。私の父が心理学的啓蒙書を読むのが好きでして、比較的小さい頃からその類の本を読まされてきた経緯も手伝ってか、なぜこんなに心理学の本があり、心理学的知識を身につけようとする人がいるのだろうか、と疑問に思ったものです。それが今の研究テーマにつながっているわけです。

ですから私にとってこの研究テーマは、父や私はなぜ心理学的知識を身につけようとしたのか、どのような規範に従うためにその知識を習得しようとしたのか、といった問いに取り組むことでもありました。主要な関心は日常的・社会的規範を批判し、相対化することにありました。

このような関心から出発した私ともっとハードな問題意識から出発した社会臨床学会とで、「心の専門家」に対するスタンスに違いがあっても不思議はないでしょう。これはどちらがより正しい見方かという問題ではないと思います。もとより私も専門家の影響力の大きさを考えてきたつもりです。社会学的な研究の短所ももちろんあります。「実際にどうなっているのか?」を知ることに社会学は関心を向けるだけで、「ではどうしたらよいのか?」という問いにはあまり答えようとしない!とは、「心理学を社会学する」私にしばしば寄せられる質問と批判です。とりあえず今の私にはわかりません、としかいつも答えられないのですが。

この「ではどうしたらよいのか?」という問いにも真剣に答えようとする姿勢が社会臨床学会にはあることを合宿に参加して強く感じました。話のポイントが不明確になってしまったかもしれません。ここで述べたかったことは、合宿に参加させていただいて、社会臨床学会の問題意識のあり方を知ると同時に、自分の問題意識のありようも自覚させられたという点です。

最後にもう一点、自由に発言や議論ができる場が合宿にあったことについて述べさせて下さい。私の所属します学科の、今は3年生になる一人の学生がまだ1年生の頃、「大学を辞めたい」と私の個人研究室を訪ねてきたことがありました。「議論ができるところが大学だと思ったが、そんな場ではないことがわかって、やる気がなくなった」というのです。この発言を待つまでもなく、大学では学生同士はもちろん、学生と教員、教員同士、議論している姿はめったにみられなくなりました。テレビでショーのような議論が行われるぐらいでしょうか。とくに「胄臭い」議論が避けられます。この「胄臭い」とも思える議論が自由にできる雰囲気を久しぶりに味わったのが、今回の合宿でした。初参加であるにもかかわらず、私も自由に議論に参加でき、話しの腰を折るような質問をしたり、時には批判的な見解を述べることができました。願わくばこのような雰囲気がなくならないでほしいと感じています(もし失礼なことを申しておりました

ら、お許し下さい)。

今年の総会でのシンポジウムでパネリストの役を任されております。思ったことを自由に話して、聴衆の皆さんに私の考えていることがどれだけ説得力をもつのか試す場にしても、この厳しくも寛容な雰囲気なら許されるかな、と甘えたことを思いながら合宿所を後にした私です。

道徳教育と心理学

三輪寿二（茨城大学）

はじめに

本稿は、2002 年 8 月の社会臨床学会合宿学習会での筆者の発題と討論を踏まえて書かれている。つまり、発題した内容、討論の中で質問に答えながら話したこと、議論し合ったことなどが混然と含まれている。そして、日本社会臨床学会第 11 回総会シンポジウムでの発題趣旨により近づいたものにできれば、とも考えているので、合宿学習会後の筆者の考えも幾分か入っている。

そこで、本稿の構成として次のようにしておいた。

1 ～ 4 は、合宿学習会での発題をベースにしたもの、5 ～ 7 は学習会の討論の中から筆者が特に気になった問題を取り上げて、当日の討論と現在の考えをおりまぜながら論じている。また、最後に、第 11 回総会までに考えてみたいことなども含めて、今後の課題などを書いておいた。

ところで、心理学の学校教育への参入ということになれば、スクールカウンセラーの導入が最も意識されやすい。簡単に振り返れば、1980 年代半ばの教師のカウンセリングマインドと教師のカウンセリング研修の活性化、1985 年の河合隼雄の「心の専門家」の主張から 1989 年の日本心理臨床学会による臨床心理士資格の立ち上げ、1990 年代後半のスクールカウンセラーの学校配置と続く。時を同じくして、1992 年（平成 4 年）の学校不適応対策調査研究協力者会議報告では、学校は「心の居場所」にならなければならないとされ、「心の教育路線」が定着していく。そして、現在、学校内では、教師によるエンカウンターグループ (注1) の実践や生徒同士によるピアカウンセリングの検討、さらに、『心のノート』の登場など、心理学的テクニックの勢いは広がるばかりである。

他方、日の丸掲揚・君が代斉唱の強制などの動きがトップダウンで学校現場に広がり、さらに校長の権限強化などが重なって、教職員と管理職や行政当局との対立が深まるなど、教育を問う視線はさまざまに現場の中で関わされている。

これら、心理学、特に臨床心理学的なものが学校に入り込んでいくこと、学校現場へのさまざまな強制的措置の現状、それらが「道徳教育の充実」とどう絡んでいくのか、そのあたりを見据えることが必要であろうが、その足がかりを少しでもつくることが本稿の目的である。

1 近年の「道徳教育の充実」路線

1998 年、中央教育審議会の「幼児期からの心の教育のありかたについて」中間報告を見てみると、その中の第 4 章に心を育てる場として学校を見直そう、というものがあって、そのなかに (2) 小学校以降の学校教育の役割を見直そう、という項目がある。そして、その項目の①は道徳教育を見直し、よりよいものにしていこう――道徳の時間を有効に生かそう、②はカウンセリングを充実しよう、③は不登校にはゆとりを持って対応しよう……という風に、道徳教育の充実の一コマである道徳の授業と臨床心理的なカウンセリングの話が並列されている。まさに、道徳教育とカウンセリングに代表される臨床心理学的テクニックが渾然一体となって展開されていることがわかる。

他方、平成 10 年版（1998 年：発行は翌年 9 月）の中学校学習指導要領―道徳編―の解説では、平成 8 年に教育課程審議会に道徳教育について諮問を行い、同 10 年の審議会答申によって、平成 10 年版の中学校学習指導要領の総則「教育課程の一般方針」のなかに道徳教育の目標が位置づけられる

ことになったことが述べられている。これまでも道徳教育について総則の中で述べられていたが、それは教科教育の扱いに準ずるものであった。

そして、道徳教育は学校の教育全体の中で行われるべきもの、つまり、教科教育などの全ての学習場面で意図されるべき教育活動であることが、ことさらに強調されている。また、道徳の時間の指導計画作成のありかたを見てみると、各教科の指導内容との関係を明確にしながら計画をつくらなければならないようになっている。つまり、授業としての道徳の時間は学校の教育活動全体の中での道徳教育をより深め、統合していく役割を期待されているということである。それは、道徳教育が学校教育の要であり、普遍的なものであることをはっきりと打ち出してきているということであろう。

さらに、このことから考えると、先ほど述べた「道徳教育の充実」と臨床心理学的な実践の並列、というよりも、前者は後者に比べてはるかに広い裾野を持ち、そうした役割を望まれていると考えることができる。実際、平成10年版の学習指導要領によれば、その改訂の経緯について「受験競争の過熱化、いじめや不登校の問題、学校外での社会体験の不足など……」とある。つまり、「道徳教育の充実」ということがまずあって、そのなかに臨床心理学的な課題が含みこまれていると考えられるだろう。

2 道徳の時間の主題と『心のノート』

では、学校の教育全体に存在する道徳教育を深化させ、統合する道徳の時間はどのような内容やテーマを課されているか。これには4つのテーマがあって、自分自身に関すること（生活習慣の確立、自立・自主の精神、自己向上など）、他の人とのかかわりに関すること（礼儀、感謝、思いやり、異性への理解や尊重など）、自然や崇高なものとのかかわりに関すること（生命の尊さ、自然愛護、美への感動など）、集団や社会とのかかわりに関すること（役割の自覚、責任感、公平、正義など）、になっている。これらのテーマは小学校から中学校まで同じである。

中学校では特に、第4番目の集団や社会とのかかわりには、愛国心や人類愛が掲げられている。簡単に言えば、自分から国家・世界までである。ここにナショナリズムの問題を見るかどうかはひとつの問題であろう（これについては後述する）。いずれにしても、これらが道徳教育の内容であり、目標なのである。これを本や教師のお手製の資料によって子どもたちに教えていくということなのである。

ところで、道徳教育と心理学的な試みが最も接近していることを非常に見えやすくしているものとして、『心のノート』がある。『心のノート』が学校に入ってくるのはもう少し後なので、平成10年版の学習指導要領などでは当然、それについては触れられていない。

しかし、たとえば、平成14年度にA県の教育委員会が作成した指導要領を見ると、道徳教育の充実という項目のなかに、その具現化のための内容として、『心のノート』の活用ということが出てきている。ここからも『心のノート』が道徳教育の一環に組み込まれながら、その具現化の方法論として持ち出されてきていることがわかる。

そのことは『心のノート』の構成を見るといよいよよく分かる。ここでは、中学校用のものを参考にしよう。

まず、写真や絵がふんだんに盛り込まれてビジュアル的になっている。そして、内容としては、4つの大テーマに分かれて、さらにそれらが23の小テーマに分かれている。『心のノート』ではそれら23のテーマを「23の鍵」と呼んでいる。

これらのテーマを鍵で開けて我が物にしようということなのだろうが、4つの大テーマは道徳の時間の4つのテーマと全く同一である。たとえば、「自分を見つめ伸ばして」というふうに、多少表現を和らげているが、その表現の下に「自分自身」とはっきり書いてある。こうして、『心のノート』も自分から始まって、愛国心、人類愛で終わるのである。

3『心のノート』の特徴

『心のノート』にはいくつかの特徴があるが、その前にもう少し、それの構成について書いておく。

『心のノート』は「23の鍵」のそれぞれのところで、子どもたちが記述をする箇所がある。たとえば、朝食はしっかり食べるという項目（これは、「自分自身」という大テーマの中にある）があって、そこにどれく

らいできているかを百分率で自己チェックし、1 行ほどの反省点を書き込むスペースがある、といった具合である。自分自身のチェックということだ。

さらに、この「心とからだ」に関する情報について、理科や家庭科などの教科学習のなかで学んだことを書き込むスペースもつくられている。そして、どの鍵のところでも必ず、「道徳の時間で」学んだことを記入するスペースが取られ、他の教科の約 2 倍の大きさが殆んどである。先ほども述べたように、どのページにも絵などが多くあって、文字を書くスペースは基本的に少ない。これらのことからも『心のノート』の特徴や本質が見えてくる。

まず、繰り返しになるが、道徳教育が他の教科などの学習に普遍的に存在する内実をもつ、ということを、この『心のノート』は具現化しているということである。つまり、『心のノート』は「道徳教育の充実」の一環であり、そして、それはそのための方法論として登場しているという側面があるということである。

2 つめに、これが真面目に利用された場合だが、『心のノート』は子どもたちが自分で自分のことをノートのなかに映し出す方法論だ、ということである。これまで道徳というと、そのための教材、教師などの他者からルールやモラルを説教的に教え込まれる、という印象が強かった。道徳の時間は授業として「受けさせられる」ものである以上、それは他者からの仕掛けである。しかし、『心のノート』はあくまで自分が感じたこと、考えたことを自分で記入するという形になっている。喩えて言えば、カトリックとプロテスタントの違いなのである。神について、牧師から教えてもらうか、聖書に一人で向き合い自己内対話的に考えるか、ということである。この意味で、『心のノート』は、さしあたり自分と対話して自分の内面をみつめながら、自分をコントロールしていく装置である。

自己内対話というと聞こえが良いかもしれない。『心のノート』の特徴をもつ身近なものとして日記をイメージしなくもないが、それらは根本的に異なる。おそらく、『心のノート』は教師の目に触れる。“純粋に利用する”と、子どもたちは自分を見つめて内面を吐露する。しかし、『心のノート』はテーマが決まっているから、教師側にはある程度答えが用意されている。日記には答えが無い。別に日記が良いものだ、と言っているのではない。『心のノート』は“子どもに語らせるだけ語らせて適応させる”ということが可能なものである、と言いたいのである。これは十分に心理学的な手法である。つまり、幅はあるがある一定の方向に自己決定的に人を向かわせる装置だ、という意味で、そうなのである。

4 実際、現場では？ ——中学校教師の話から

道徳教育と心理学についてこれまで述べてきたことは、いささか観念的、あるいは理屈上はそうなる可能性がある、という雰囲気がある。実際に、現場の教師はこれらの関係をどんなふうに意識しているのか、知り合いの教師たちに聞いてみた。

まず、『心のノート』の利用状況（2002 年 8 月当時）だが、中学校の教師たちは一様に戸惑っていた。というのも、小学校にはその指導要領があるが、中学校にはそれがまだないためである。だから、「使え」と言われれば使うが、使い方がわからないと言う。

次に、道徳の時間の使い方である。多くの教師は「道徳教育の充実」が叫ばれるまで、その時間は文化祭などの練習にあてたりしていたようだ。しかし、最近は教材を利用しながら道徳の時間を過ごしている人が多い、とのことだ。時間の使い方をうるさく言われるからだ。そこに心理学のにおいはさしあたり無い。

他方、多くはないが、いくらかの教師たちは、構成的エンカウンターグループを道徳の時間に利用している、と言う。聞いてみると、研修などの折に心理学的テクニックを学び、それを利用しているらしいのだが、心理学的テクニックの利用は個々の教師の裁量に任されているので多数派ではない、ということである。

なぜ、その様に使うのかと尋ねると、「それは良いものだと思うし、その勉強をしてきて使う時間が他にないから。道徳の時間のテーマによっては、使うことの言い訳ができる」と。筆者が、愛国心とエンカウンターには関係があるのか、と聞くと、「愛国心なんて項目、ありましたか？」というような答えが返ってきたりする。

つまり、教師たちがたとえ心理学的なテクニックを使っても、それと道徳教育は必ずしも結び付いていないのである。それらは、教師にとって、ひとつの環の

なかにあるものではなくて、バラバラに存在しているのだ。心理学的テクニックを勉強し良いものと思ったから使いたい、使える時間は道徳の時間、というような関連なのである。それは、ある意味で極めて合理的な理由だとも言えるが、構造的な、あるいは思想的な関係はない。

こういう教師たちにとって、道徳教育と心理学の関係はほとんど無関係である。そういう教師が多いのだ、と言うつもりはない。しかし、こういう意識の教師はそれなりにいるだろうし、また、意識的にそれらの関係を結び付けている人たちもそれなりにいるだろう。いずれにしても、現場にとって道徳教育と心理学が接着するということは必ずしも自明のことではない、ということなのである。

おそらく、道徳教育と心理学を考えるにあたって、「理論的・観念的」な側面と現場の「実践的・現実的」な側面の両方を行き交いしていく必要があるように思われる。

5「道徳教育の充実」とナショナリズム

合宿学習会のとき、篠原睦治さんから「ナショナリズムと道徳教育の関係はどんな風に考えているか」との質問を受けた。この問題は学習会の発題のときはむしろ避けていたのだが、質問を受けたので、その時に答えたこと、今考えていることをおりまぜながら少し論じておきたい。

そもそも、「道徳教育の充実」とは何を指しているのか。そのあたりから共通認識を持っておく必要があるだろう。国旗掲揚、国歌斉唱はその一環なのかどうか、一環であるとしてそれはナショナリズムと結び付くものなのかどうか、また、もっと言えば、そのナショナリズムは戦前の天皇制とも関係していると考えるべきなのかどうか。

筆者が聞いた教師たちの中では、危機感をもって「道徳教育の充実」に緊張的に向かい合う人もいたが、日々の仕事の負担増という具合に受け止めている人の方が多かった。当初、この流れが出てきたときは、道徳の時間を他の活動に流用しないできちんと授業するように、というお達しだったからだ。だから、しばらくすれば、日常の仕事の一環に組み込まれ、適当に按配することになる。また、この負担増という受けとめをする教師たちは、国旗掲揚、国歌斉唱は「その程度のこと、別に抵抗はない」という人が多いという印象を受けた。

筆者は、「道徳教育の充実」に対する負担増という受け取りと、国旗掲揚などへの「抵抗の無さ」は同じような根があると思う。昨今の「道徳教育の充実」の動向について、天皇制を意識したナショナリズムの復活を危惧する意見をよく聞く。これらの論者からすると、上述の教師たちは「意識が低い」「わかっていない」人たちに見えるのかもしれない。しかし、それだけでは片づけられないように思われ、筆者は学習会のときにこの問題に踏み込むことを躊躇した。

筆者の考えをまず書いておくと、このナショナリズムについては、直接的な関係、あるいは一本道的な関係はないと思っている。しかし、「警告的・予防的な」意味で声を上げておく事は必要である、と考えている。つまり、何かの間違いがつながっていくと、天皇制的ナショナリズムへ踏み込んでしまう可能性が無くはない、だから、その可能性が少しでも見えるときに、それに対して警鐘を鳴らす事は必要だろう、という意味である。

というのも、まず、実感として、天皇を中心とするような国家体制を多くの人が望んでいるとは思えないということである。天皇のみならず、国家であろうと、そういう他者性のために命を捨てる人はとりわけ年齢が若くなればなるほど少数派となるだろう。

とはいっても、これは印象である。何か証拠になるようなものがあるわけではない。むしろ、そんな状況だからこそ、「隠された」「気づかれないような」教育の方法や作用によって、ナショナリズムを、天皇制への動きを強めようとしているのだ、あるいは自己選択的にそういうナショナリズムを根づかせるのだ、と反論されるかもしれない。

しかし、それを考えるためには、どうしても国家という事を考えなければならない。つまり、誰が、なぜそれを求めるのか、という問いである。明治時代初期のような意味での「国家の中枢」というような言い方が現在でもありうるのか、ということでもある。というのも、筆者には「社会」の流れというものは、経済の必然だけでもなく、かといってそれを全く無視した人の力だけでできるものでもない、と思うからだ。

天皇を中心とする国家体制を危惧する論者たちは、

まず、それを進める主体の確定、現在の日本における国家というものの存在様態などを明確にする必要がある。

この意味で、現在の「道徳教育の充実」は、境界が曖昧な領域に属しているように思われてならない。先んじて、ナショナリズムがいよいよ現れたと断ずる事にも、それとは何の関係もないと安穏とすることにも、いずれにも筆者は加担しない。

もう一度、本稿で、この問題に関わる議論をしたいと思うので、ここでは、「道徳教育の充実」とナショナリズムの関係については、境界が曖昧な領域であり、議論を重ねる必要がある、ということだけを指摘しておく。

6 心理学の無思想性

ところで、心理学、特に臨床心理学のような応用分野は、どうしても技術が表に出てくる。他方、心理学はなぜか心理学そのものを哲学するような営みが弱い。特に臨床心理学は基本的に適応を問う。適応は時代の課題だから、どういう人間像が適応的であるかは、時代によっていくぶんかづつでも変化する。しかし、心理学は常にその変化する適応を測り続けるのである。戦前に、臣民としての道徳性を測った心理学者たちが、戦後は民主主義的な人間性を測るテストを使ってしまう。つまり、臣民としての適応具合も、民主主義に生きる国民の適応具合も測定できてしまうのである。

心理学テクニックはこうしてあらゆる時代に適応できる。それは時代を超えたものであるから、というよりも無思想的なものであるからである。それゆえにこそ、「道徳教育の充実」の目標が、自立的個人であろうと、ナショナリズム的な個人であろうと、臣民であろうと、何でも測定してしまう、できてしまうのである。ここに関わって、思うことが2つある。

ひとつは、『心のノート』の中身も、ある意味では形式的な手続きであることだ。あるテーマについて自分で考え、内面を吐露し、それをノートに綴せる。そして、教師がそれをチェックする。チェックはある程度の方向性を持っているから、ここでその方向性を子どもたちにそれとなく自己選択をしたかのように押しつける。押しつける内容は「時代が要請する内容」であり、心理学の「思想」ではない。つまり、適応という形式を整えるということなのである。このいわば、心理学の無思想性がテクニックとして、まさに『心のノート』の方法論として、重宝されているのではないか、ということである。

もうひとつは、道徳と適応ということである。心理学的テクニックを好む教師たちが、道徳の時間に、熱心にエンカウンターグループをする一方で、愛国心という道徳教育の目標のひとつには気を配っていないことを先に書いた。その教師たちは、子どもの人づきあいの下手さとかに、心を痛めたりしていることが多い。

つまり、彼（女）らの視野にあるのは、道徳ということよりもむしろ適応ということなのではないか、ということである。だから、道徳教育の中で適応的なニュアンスの目標などには目を奪われるのではないか。そうであれば、国歌斉唱、国旗掲揚などは、その場をしのいでおけばよい。そういう発想の仕方はまさに適応的な課題として、それらの出来事を捉えているとして頷ける。教育現場における「道徳」という言葉の受けとめを考えてみる必要があるように思われる。これは今後の課題でもある。

そして、適応のための道具としての心理学的テクニックは使いやすい、あるいはとっつきやすいものとして存在しているのではないか。さらに、上述のナショナリズムとの関係で言えば、この無思想性のゆえにナショナリズムにもいくらでも加担できるものであることは確かであろう。その意味で、ナショナリズムと心理学は無関係ではない、という事は確かであろうと思う。

7 社会は学校教育に何を求めているのか

討論において、現在の教育、特に道徳教育の在り方に関して、能力主義の問題、個人がバラバラになる中で公共性の網をかけようとしているのではないか、などの指摘があった。これらについて、筆者は、能力主義の貫徹、すなわち一部エリートの育成こそがいよいよ本格化した教育の実相であり、社会が期待する教育の役割である、と考えていたし、今でも本質的にはそう思っている。一部エリート以外の人々は、基本はその手足になることであり、とすれば、と

りわけその際の第一条件は、逸脱的問題を引き起こさないことである。そこに「道徳教育教育の充実」の本質があるように思われる。つまり、それは一部エリートの手足になって、“分をわきまえて暮らす”ことを道徳＝価値として内面化していくことだ。

これに対して、林延哉さんはすでに一部エリートの独裁社会を目指していない、としている。現在の社会の中では、「エリート」と「障害者」と「自律的に自分のやることを自分の価値観で判断して行う人（＝中間層）」の三層構造が求められており、さらに消費社会の構造の中で「障害者」と「中間層」は消費という文脈において一緒に括り出されて二層構造になる。だから、エリートの命令を聞く層として「中間層」を描くのはおかしい、と指摘した。そして、現在の状況について、「統一した国家の方針」は存在せず、道徳を重視して愛国心を唱える集団、エリート教育を中心としてグローバル化に対応できる人間を求める集団に大きく分かれるのではないか、その時々の状況の中で、突出した方の主張が通るのではないか、と。

筆者は、林の意見を踏まえて、次のようにさしあたり考えている。まず、存在してきた流れは消費社会であろう。ここでは、個人の欲望が根源であるから、当然、林が言う「中間層」の育成は課題となる。つまり、個人を中心とするような社会への移行のためには、まさに個々人が自己コントロールするように求められ、そのための制度としてカウンセリングを整える。それはカウンセリングそのものの性質にも合致するし、いよいよ個人化し始めている都市部の生活状況や人間関係状況にも合致する。隣人は相談できる相手ではなく、顔も知らない、名前も知らない人である。それより、誰かに相談することを考えた時、「専門家のほうが素人よりもよい」と考え勝ちであろう。

しかし、他方、個々人への対応としてのカウンセリングだけではどう考えても効率が悪い。むしろ、問題が起きないほうが良い、と考えるならば、バラバラになりがちな諸個人を何かのミシルシの下に統一しておく装置を考えた方がよい。それは、確かに天皇かもしれないし、日の丸とか君が代でもよい。何か他のものでもよいのだ。中身が空洞な空手形みたいなものでもよいのではないか。その意味でも、やはり、天皇を中心とするナショナリズムの現れとして、現在の「道徳教育の充実」を見ることには懐疑的ではある。

しかし、他方で、林が言うような意味での「中間層」は本当に存在するのだろうか、という疑問もある。それは、エリートの独裁というようなことではないにしても、やはり、“己の分をわきまえて暮らす”ことを形式的な価値として、エリートとの階層的遮断を納得するような「自律的人間」の育成であろうと思う。

それにしても、教育を問う視線が、経済社会の要請、愛国心などを含む道徳の充実、心理学的な手法や自己実現の勧めなど、さまざまな論点が錯綜しながら、それらが個々バラバラに展開していくのか、しているのか、あるいはある種の統一的な意図が存在しているのか、など、不明確な点も多いのである。

終わりに、そして総会のシンポジウムへの課題として

現在、学校の内外で、「心の教育路線」や「道徳教育の充実」をめぐって論議がされているのかというとあまり実感はない。イラク、北朝鮮、景気の問題など、まさに政治経済的課題が山積みの日本のなかで、その論議はひっそりとし始めたという印象も無くはない。

教育という領域は、平和な時代に政治家のもっともらしい公約として登場するか、社会体制が根本的に変わるときにドラスティックな変化を強要されて登場するか、という類のものではないか、などと邪推したくもなる。おそらく、制度を変えてもその効果を判断するのに長い時間がかかるからなのだろう。

本稿では、『心のノート』をさしあたり心理学的テクニックの代表として論じているだけで、スクールカウンセラーや、教師のカウンセリングマインド、あるいは実際に教師が行いはじめているエンカウンターグループやサイコドラマなどの、それこそ臨床心理学的テクニックについては十分に触れられなかった。それゆえ、それらと道徳教育の関係に関する議論も不十分なままである。

また、消費社会の中で教育に求められるもの、それと臨床心理学的な諸課題の関係、さらにナショナリズムの問題など、課題は山積しているのだが、実は、そういうテーマは教育を越えて、福祉やら医療やらにも影を落としているだろうと想像せざるを得ない。こ

れらを総論的に考えることは筆者の手に負えないが、せめて、そのあたりをわずかなりとも意識しながら、総会のシンポジウムで話題提供ができれば、と考えている。

注

(1) エンカウンターグループは有名なロジャーズに始まるグループセッションである。これには、グループの構成度が低く参加者が自由に話しながら進めていくような非構成的エンカウンターと、テーマや進行役が明確でゲームや活動を通して進めていくような構成的エンカウンターがある。現在、学校で利用されているのは後者である。

参考文献

(1) 文部省『中学校学習指導要領』(平成 10 年 12 月) 解説—道徳編— 平成 11 年
(2) 文部省『文部時報第 1459 号 中央教育審議会中間報告 幼児期からの心の教育の在り方について 今後の痴呆教育行政の在り方について』平成 10 年
(3) 山下恒男「わが国における戦後のテストの歴史 (上)」1973 年『臨床心理学研究』第 11 巻 1 号
(4) 林延哉「エリート選別の公認と生活単位としての個の徹底」2002 年『社会臨床雑誌』第 10 巻 2 号
(5) 小沢牧子・長谷川孝編著『『心のノート』を読み解く』2003 年 かもがわ出版
(6) 拙稿「学校と心理学的テクニック」2002 年 小沢牧子編著『教育のエポケー 子どもの〈心の危機〉はほんとうか?』所収 教育開発研究所
(7) 拙稿「臨床の制度化と臨床的課題の生成」2002 年岡村達也編『臨床心理の問題群』所収 批評社

支援とは何か
その背後にあるものから

脇田愉司（三重県職員）

はじめに

ここ数年、「生活支援」や「後見支援」「支援の輪を広げる」「ファシリテーター」など、行政、福祉、社会の分野で一種のトレンドとして幅広く「支援」ということばが（最適ではないにしても、管理性から開放される用語として）使われ始めている。

そこで、本稿では、「支援」を巡る問題状況を掘り下げるために、まず、1で「支援」とは何か、どういう流れの中で使われ始めたのかを探り、2で「支援」とセットで語られる「自己決定」の尊重とその危うさに触れ、ついで、3で人を「ささえる」とは何か、人はそもそもどうして他人を助けたりささえたりするのかを根源的に問い直し、4で筆者が関わる社会福祉の分野における「支援」の情況を辿りながら、最後に、5で親密圏と公共圏のはざまから、その再形成に繋がる新たな視点を提示し、主題である「『支援とは何か』～その背後にあるもの」を浮かび上がらせながら、これを契機に支配的文化のコードを書き換えるパースペクティブを提起していきたい。

なお、本題に入る前に、私の「社会臨床学会」との射程を明らかにする意味で、また後半で述べる「なぜこのようなテーマについて考え、言説を展開する必要があったのか」につなげる意味でも、社会臨床学会の目指す方向と関係する部分のみを以下に簡潔に言及しておきたい。

社会臨床学会の会則によると、学会の目的には、「……いまの時代を生きる人間の悩みや想い、その背後にある社会の矛盾や問題を、既成の学問の枠組みやその方法にとらわれず、さまざまな領域、さまざまな立場の人びとが共に自由に考える場となることをめざす」とある。また、参加する機会のあった「合宿学習会」(02年11月23～24日神奈川県真鶴町)での「社会臨床学会10年間の論争をふりかえって」の中島浩籌さんの報告とそのやりとり（本誌、中島論文参照）から聞き取った内容を、私なりに理解して整理した論点・課題によると、次の部分が関心に残った。

「この学会は運動体なのか」という問い合わせが、外から見ると多い。原則にこだわりすぎている、閉じているという批判。このことをどう考えるのか。日常的現実の「情況」に対応できていないという批判もある。当初から「臨床」を巡っての論争より出発→あいまいでよい、その留保のまま次へ行きたい、という声。「知」を求めるより、問いたい。運動体とは思っていない、自分の場で、それぞれのかかわりの中で。社会臨床学会は、視点を問題化、点検する場に。浜田寿美男さんからは「普通は、方法論がまずあって、現実には〈問題そのもの〉に出会えていない、研究者は問題に真摯に対処していない、この学会はそれをやっている、方法論よりまず具体的問題に迫ることをやっているという評価がある。問題を具体的場面で考えることは、現実的に政治的なものである。問題に迫るとはそういうこと。傍目には原則にこだわっているように見えるが、原則も問い直すということ。原則も相対化していきたい。「問題化して放り出す」、ではどうしていくかには立ち入らない。「誰が解くか、我々ではない、そこは禁欲的でありたい」。「取り囲まれた中で、どうあがくか」。社会臨床学会の拠って立つ立脚点は何か。……。

あくまで、「社会臨床学会10年間の論争をふりかえって」の報告と討論を私に引き付けた問題関心であるが、このあたりを後で述べる主題との関係ではじめに基本的に押えておきたい。

では、「支援」とは何かの一般的な定義から入っ

ていきたい。

1「支援」とは何か

1-1 一般的な定義・条件

「支援」とはどういう文脈で語られはじめ、どういう流れの中で使われ始めたのかを辿っていったところ、「支援学」(supportology) なるものに出あった。1993 年には「支援基礎論研究会」が発足しており、そこから『支援学—管理性をこえて』(00 年) というタイトルの本が刊行されている(1)。そこを手がかりに、「支援」の一般的な由来 (肯定、否定)、定義 (構成要素)、支援に要請される条件等をみていきたい。

『支援学』の「はじめに」で、「支援は不思議な現象である。ある人々にとってはそれは目標を不完全にしか達成しないことへの言い訳であり、またある人々にとっては抑圧的な非能率な管理のくびきから自らを開放する最大の武器である。……我々が試みるのはそのどちらの極端にも偏らない。」としながらも、「支援の概念は 21 世紀の社会や個人の行動の組織原理になるかもしれない。」として、次のように論説を展開している。

「近代社会は管理の仕組みをこの世界に根づかせてきた。その結果、機構による管理が肥大化し、現在では、管理が逆に人々の桎梏となっている。人間の活動は上から管理しようとしても、そうしきれるものではない。」「管理に代わる社会の仕組みが必要であり、管理に代わる新しい社会編成のあり方としてもっとも有望なものは支援である。支援型の社会システムへの構造転換をはかることが、現在、さまざまなかたちで現れている社会問題を解決するために不可欠である」。また、「ボランティア活動や NPO/NGO の活動は管理ではなく支援を、市民自身の自発的な意思によって行おうとする動きであり、このような支援活動の高まりが注目されている。」と支援型社会システムの由来が説明されている。

では、「支援とは何か」。支援を科学の対象にしようとする試みは、これまで主として理工学分野で意思決定に関連して試みられてきている。支援とは、英語のサポート (support) の日本語訳である。類字語に援助＝エイド (aid)、手助け＝ヘルプ (help)、補助＝アシスト (assist) といった言葉があり、あらゆる場面で「支援」という言葉があふれるようになった。しかし、支援は管理とは異なることは理解できるが、どう違うのか定義が今ひとつすっきりしなかったようである。

『支援学』によると、「支援」の定義では、「支援とは、何らかの意図を持った他者の行為に対する働きかけであり、その意図を理解しつつ、行為の質を維持・改善する一連のアクションのことをいい、最終的に他者のエンパワーメントをはかる (ことがらをなす力をつける) ことである」とされている。

この定義にあるように、支援とは他者への働きかけが前提となっており、支援者と被支援者というセットで意味をなす行為である。そして支援される人 (被支援者) の意図を理解すること、行為の質の維持・改善、及びことがらをなす力をつけること (エンパワーメントすること) がポイントである。支援行為がどう受け止められているかを常にフィードバックして、被支援者の意図に沿うように自分の行為を変える必要がある。これができない支援は本当の意味での支援ではない、とされる。支援には、他者への「配慮 (care)」とエンパワーメントが決定的に重要であり、支援は固定したシステムではうまくいかないし、被支援者が置かれている状況変化にあわせてシステムを変えていく必要がある。また、支援システムはあくまで被支援者の置かれた状況に応じて自らを自在に変化できなければ、効果的ではない。その意味では「自省的フィードバック」が重要である、とされる。

支援システムは定常状態にあるというよりは常に「ゆらぎ」が発生している不均衡状態にある。コントロール (管理) からリフレクション (自省) へ、安定均衡からゆらぎないし差異化へという点において、支援システムを考える意義が存在する。

大切なのは、「支援」は相手の立場に立って自分を変えることが必要であるということ。支援される人がどういう状況に置かれており、支援行為がどのように受け止められているかをフィードバック (自省) して、支援される人の意図に沿うように自分の行為を変える必要がある。支援したい、助けたいということを自己目的化してはならず、相手のニーズをきちんと汲み取る必要がある、ということである。

1-2「支援から公共性を開く」

管理に代わる「支援」への発想転換は、「私」と対置された「公」の存在を前提とする市民的公共性の概念に代わって、私的行為の中に公共性の契機を組み込む根拠を提供する。個人主義化が大衆的規模で進んだ現在、社会における公私の問題は、あくまで「私」を前提にして私的性格を超える公共性の契機を見出すことが不可欠だが、支援行為はこれを可能にするものである。

注目すべきは、現在、行政管理型の公共性に代わって「民間支援型の公共性」とでも呼べる領域が広まりつつあることである。行政管理型の公共性が持つ限界を、支援活動というかたちで一人ひとりの自発的な実践によって行なう行為（NPO,NGO 活動等）に、新たな公共性の可能性が見出せる（もう一つの公共空間）。支援は新たな公共空間を開く可能性を持っており、このあたりは後半で詳しく結論的に述べる「親密圏から公共圏への再形成」につながっていくのである。

2 自己決定の尊重とその危うさ

さらに、「支援」の使われ方をイメージするために、「自立、自己決定」との関係から「支援」の意味するところを深めてみたい。

「支援」については、「自己決定を支援する」とか「当事者がどうしたいのかの視点から本人を支援する」。また自立生活運動でいう新しい自立観では「失敗する自由、危険を冒す自由」「自己決定権と選択権が最大限に尊重されている限り、たとえ全面的な介助を受けていても、人格的には自立している」というかたちで、自立・自己決定と支援がセットで語られることが多い。

そこで、支援との関係を考える所から「自己決定」の周辺論議を捉えてみることにする。「自己決定」という言葉は、社会福祉分野における障害者問題や権利擁護（アドボカシー）・エンパワーメントをはじめ、また新自由主義・「日本型福祉社会論」の文脈、最近の自治体行政方針（例えば、住民など地域で生活するすべての主体の「自己決定権」が尊重される社会を構築……）に至るまで、積極的な意味付けで用いられるものから、中には本質的な意味を問うことなしに意図的に好んで用いられている傾向にあるものもある。

障害者だけに「自己決定」を強調するのもどうかと思うが、「自己決定」への過大評価と過小評価が錯綜している。そうはいうものの、障害者施策・実践の現場ではまだまだ「支援」の名のもとに本人の「自己決定」を阻害している状況が多いのも事実である。

そういったことも含めてここでは、「自己決定」について、立岩真也の適切な論説を引用して考えておきたい[(2)]。

「自己決定は、尊重されるべき大切なもの。自己決定できるようだったら、この意味で自立できるようだったら、そのように仕向けた方がよい。できるのであればできた方がよい。しかし同時に・・・少なくとも一つには方法であること、それが実は何よりも大切というほど（にはそれほど）大切なものではないことを示すこと。」（も重要である。）

「他から影響を受けない決定、そういう意味での本当の自己決定などというものがあるのか。」（それは、仕方なくさせられる自己決定ではないのか。）

「自己決定の意味について過大な拡張、そして限定がなされる。この社会には、自分が制御し生産したものに限って取得してよい（自分がつくったものは、自分でうけとってよい）という規範があり、自らが自らを制御することがよいことであるという価値がある。」

「自己決定の問題でないのに、あたかもそのように語られている。実際には優生を促進する装置があり、自己責任に委ねるということ自体が社会的決定であり、そのような社会を選択するという選択であり、その結果生じることも含めて選択されているのだが、それを自己決定の問題ということによって、社会は中立を装う。」（マル括弧内は筆者の挿入。）

「自己決定」を深く吟味することなく、何の疑問もはさむことなく「自己決定」を望ましいものとする。そこには総体として問題を見ない能力主義の陥穽があるということである。従ってそのことに気づいてなお「自己決定」を使っているかどうかが問われているということである。

そのようなレベルにある「自己決定」を「支援する、ささえる」ということは、そのレベルで「尊重するとともにその危うさも同時に押えて」捉えることが重要なのである。そこを押えない実務家や研究者がしたり顔に言う「自己決定」の浅薄さ、例えば<重度の自閉症者>の自己決定を丁寧に見ようとしていないで簡単に言ってしまうことがあまりにも多い。また、反面そのことを批判するのはたやすいことでもある。批判の先のもう一歩踏み込んだところから（自己決定や支援で実現しようとするものを）共通言語にしていくことが私たちのこれからの課題でもある。もちろん自己決定さへする機会を奪っている足元の「情況論」にも異議申し立てを繰り返ししていくことは当然であると思うが。

3 なぜ「ささえる」なんてことをするのか

では次に、私の問題関心に引き寄せて「ささえる」ことそのものの深い意味を考えてみたい。筆者は機会があって「社会福祉論」講義ノートを作成するに当り、社会福祉を原点的に捉えているもの、「社会福祉を哲学する」ものを追い求めたが、非常に少なく、あっても自分を納得させるものに出会うことは少なかった。ようやく社会学や社会哲学・倫理学等の学際的なものを自分でかき集めて自分流のものに編集しなおして「社会福祉原論」のテキストとして作成せざるを得なくなった。（どう読んでも、いわゆる社会福祉分野の世界で論じられている概論・原論の類のものは平板で自分の中に響いてこなかった。）そういう中で出会ったものの一つが森岡正博の『引き裂かれた生命』[5]、森岡・土屋貴志ら共著の『ささえあいの人間学』[4]であった。

以下に、本稿に関係する中で、「ささえる」ということに本質的に言及している部分を中心にその紹介と自分の主張に連なる重要点を（少し長くなるが）述べておきたい。

3-1 なぜ人は「他人を助けたり」「ささえる」なんてことをするのか

いったい何のために社会福祉をするのかという問題。社会福祉の思想を掘り下げるために「そもそもどうして人は他人を助けたり、支えたりしようとするのか？その動機は何か」を考えてみたい。

森岡は『引き裂かれた生命』第1章「人間の生命の三つの本性」の中で「二つの援助思想が我々の内部に共存・混在している」という。

一つは「利己主義の援助思想」—人が困っている他人を助けるのは、いまその他人を助けておくと、今度自分が困った時にその他人に助けてもらえるのではないかと計算するからだという考え。困った他人を助けるという慣習やルールを社会の中に作り上げておけば、将来自分が困った時に、誰か別の他人によって助けられるからである。—「情けは人のためならず」ということ。

もう一つは「利他主義の援助思想」—困ったり苦しんだりして、助けを求めている他人がいた時に、それを見た我々はその他人の苦しみを少しでも和らげてあげたいと思って援助行動を行なうことがある。他人のために他人を助けるということ。—「惻隠の情」（そくいんのじょう）- 孟子の言葉、という考え方である。

人間の生命の3つの本性には、①連なりの本性、②自己利益の本性、③ささえの本性があり、それは次のように説明されている。

（1）連なりの本性とは、自分の生命と外なる自然を一体化させたいという本性である。

（2）自己利益の本性とは、自分の利益のためには他の生命を犠牲にしてもかまわないとする本性である。（人間が生き延びていくためには、植物や動物を殺して、それを食べなければならない。他の生物の生命を奪って、それを食べることなしには人間は生きていけないということ。）

（3）ささえの本性とは、苦しんでいる他人を助けてあげたいという本性である。

これらは人間のもっとも深いところに内在していて、我々はそこから逃れきることはできない。私たちの内面世界を凝視してみると、この3つの本性が存在しており、自己利益の本性とささえの本性の対立は、利己主義と利他主義の援助思想の対立でもあるとする。

このように「人間の生命に内在する〈生命の本性〉が、人間存在の根底的な場所で対立・矛盾している」という。

また、生命としてこの地球上に生きている人間は、

その生命の奥底に、3つの異なる本性を刻み込まれている。人間は生命体である以上、これら3つの本性から逃れ出るわけにはいかない、そういう見方を取る。

ではこのうち「ささえの本性」とは何かに言及し、森岡は、――「ささえの本性」とは、自分の利益に直接関係なくとも、困っている他の人間を助けてあげたくなる本性のことである、とする。人間は、困っている他者を目の当たりにした時、自分の利益とは無関係に、あるいは自分の利益に反するかもしれないのに、その他者を助けてしまうことがある。人間がお互いにささえあって共同生活をすることによって今日まで生き延びてきたという事実（自然の脅威や外敵の襲来を何とか食い止め、食料の供給を維持して、子孫を残しつづけることに成功してきた。）は人間の奥底に「ささえの本性」を植え付けた。「ささえの本性」とは、困っている者、助けを求めている者、苦しみを訴えている者、不安におびえる者などを見たときに、彼らを助けてあげたい、ささえてあげたい、世話してあげたい、守ってあげたい、願いをかなえてあげたいと思い、行動してしまう本性のことである、という。

さらに続けて、「ささえの本性の強さと弱さ」にふれ、ささえの本性は、私の目の前にありありと情景があらわれるときに最も強く発動するということ。そして、目の前にありありとあらわれなければ、ささえの本性はどうしても鈍感になってしまうという。要するに、ささえの本性というのは「近視眼的」な本性でもあるということ。ささえの本性には、「理屈や計算を超えてその瞬間に他者を助けてしまう」という強さがある（その人の存在そのものを抱き取るような行動をすることができる）。近視眼的な弱さというのは、例えば苦しんでいる他者の姿が目の前にありありとあらわれなければ、それに対しては冷淡になってしまうという弱さである（アフリカの飢えの例）。ささえの本性が存在している「利他主義の援助思想」というものは、ささえの本性と同じような「弱さ」を抱えているということ。目の前でありありと苦しんでいる人に対しては思わず援助行動に出るが、遠く離れた見知らぬ人々に対しては腰が重いという弱さである。ささえの本性に基づいた援助行動は、熱が冷めたときに、宿命的に後退していってしまう。私たちが考えなければならないことは、ささえの本性が薄まっていった時に、別の形の援助行動によってそれを徐々に置き換えていくにはどうすればいいかということである（冷徹といえるような社会調整の作業であるかもしれないし、すぐには反映しないように見える基盤整備を長いスパーンで行なっていくことかもしれない）。ささえの本性に基づいた「いま、目の前」の援助行動と、その熱が去った後の、自己利益の主張を調整するかたちの援助行動とを、上手に補いあって使っていくような技量を、私達は学ぶべきである――とシステム化を問題提起している。

さらに進めて「ささえの本性」を再考するとして、森岡は、ささえの事実が「権力支配関係」を生み出してしまうケースがあり、ささえの行動がどうしてパターナリズムを生み出してしまうのかを逆説的に、必然的にいう。人間たちは、集団で身を守るときに、それぞれ何かの役割分担をして、異なった役割を果たしながら全体を守るという、「組織」形態を形成していたに違いない。しかし、一旦役割分担と組織化が達成されて、それが成功すると、今度は役割のあいだに、必然的にヒエラルキーが生じてきて、システマティックな動きになる。そこに、「命令するもの」―「命令されるもの」とか、「判断するもの」―「手足となるもの」などの上下関係が成立していたと考えるのが自然である。役割分担と組織化が行なわれ、上下関係が成立したとする。すると、そこには、はっきりと「権力」と「支配」が発生する。つまり、「ささえの事実」というのは、「人間たちが、役割分担と組織化を通じて、権力支配関係仕込みの助け合いをしてきた」という事実なのである。厳しい環境に打ち勝つために、そのようなヒエラルキーを組み込むことで集団を維持してきた、そのことが「ささえの事実」なのである。

「ささえの本性」のルーツにあるものは、助け合いを効果的に機能させるために、人々の間に役割分担と組織化を通した上下のヒエラルキーを組み込み、その結果、そこに権力支配関係を生み出してきた「ささえの事実」なのだという点を、もっとしっかり見据える必要がある。生き延びさせなければならない集団の全体とか主要部分をどうやって将来にわたって維持していくかということが考慮の対象となったからこそ、「権力支配関係」が案出されて、そこに組み込まれたのである。そこには当然、ささえあいの対象か

ら切り捨てられ、排除される人間たちが出てくる。すなわち、厳しい条件のもとでは、集団の主要部分のあるレベルでの生き残りにとってじゃまになる存在は、切り捨てられざるを得ない。これは、厳しい環境と限られた資源のもとでの集団の主要部分の生き残りということを考慮した瞬間に、必然的に導かれてくる選択肢なのである（我々はなぜ施設を必要とするのか、につながる問題でもある）。

弱い立場にあるものへの排除が、「助け合い」「ささえあい」という名のもとに行なわれることがある。「楢山節考」の世界、あるいは、障害者は苦しみなく死ぬのが彼等のためだとして障害者たちを安楽死させたナチス・ドイツの医師達の行為は、このようなものであった。「ささえあう」ために、そして「ささえあい」の名のもとに、人は人を殺したり見捨てたりすることができる。困っている人を支えるというときに、眼の前の人だけをささえればいいのか、それともある一群の人たちだけをささえればいいのか、あるいは困っている人々全体を支えなければならないのかという問題は、ささえあいというものにいつもつきまとう難問である。これに加えて、ある一群の人々をささえるためには、他の人々を見捨てたり切り捨てたりしていいのか、という難問が生じてくる。

「ささえの本性」は、全体をどうするか、ある集団をどうするかということは考えずに、「まず目の前のやるべきことをいますぐやろう」ということになるしかないことも同時に押えながら、システム化への視野の必要性と共に、マクロとミクロの視点から「ささえの本性」が権力支配・抑圧・排除に連なる危険性と様々な問題提起を孕んでいることにも、森岡たちの論考は言及している。

3-2「ささえる」とはどういうことか

では、「ささえる」とはそもそもどういうことか、「ささえる」ということの根底にあるものは何かについて、倫理学の土屋貴志の言をかりれば次のように言える[(4)]。（一部筆者の解釈を含む。）

①事実に直面しそれを受け容れなければならないのはその人自身なのであって、他の人が代わってやることは決してできない。——その人のことはその人にしか分からない。（けれども、中身は共感によって分かち合える。）

②相手（本人）の「今ある手持ちの力」を信じる。ささえることによって、その人（相手）は自らの広い意味での「今ある手持ちの力」を発揮してゆくに違いないと信じること。

③相手に関わっていこうとする。——相手を受け容れていくこと。自分自身を受け容れていくこと。かかわりの本質は、時間を惜しまずに、傍らに共にいること。目の高さを相手と同じにすること。（関わりの本質）

「人間は、やはり一人では生きられない存在ではないか、誰か—その相手は誰であっても、場合によっては人間以外の動物や、無生物であってさえ、かまわないのです。とにかく呼びかける相手がいることが必要です。……と共にいて、共に苦しみ、共に笑い、共に悲しみ、共に喜ぶことがあってこそなんとか生きていけるのだと思います。」（土屋）とある。

3-3 ささえてほしい「訴えかけ」はどこからくるのか

「ささえてほしい」という訴えかけは、そこに「ささえてほしい」という訴えがあるからということになるが、いのちあるものが良く生き良く死んでゆくために必要な自己コントロール機能の回復の訴えなのである。「私が有限であるということが原因で生じている不安や恐怖は、私が有限であるということの意味を、私を超えた無限なものとの関係性の中で自分なりに位置づけ、そのことを通して自分の有限性を肯定することでしか除去されない」。（ささえあいの哲学・宗教論議）

では、なぜ人間は「訴えかけ」をするのか。人間が訴えかけをする自己となるのは、彼が他の人間と実存的な「交わり」を欲する<根源的な衝動>をもっているからであるということ。人間は「訴えかける」ことで他の「自己」と交わらざるをえないような存在者だから。

少し長くなったが、「支援」とか「ささえる」ことを深いところから根源的に捉えようとするとすれば、このあたりまでの射程と掘り下げを一度しておく必要があるのではないかと、個人的には思われる。

4 社会福祉分野での問題認識

以上２及び３でみてきた「自己決定」「ささえる」ということについて、社会福祉分野での具体的場面ではどういうことが「支援」と位置づけられ、何が問題なのかを、筆者が参加した最近の勉強会・講演会で取り上げられたテーマである「後見支援」「障害者への支援」のことから考えていきたい。

4-1「後見支援」

一つは、社会福祉法（社会福祉事業法の改正）や成年後見法（民法の改正）の成立に伴う権利擁護の視点からの、制度設計における後見支援システムの課題・問題性である。

介護保険制度の導入などを契機に、福祉分野での「措置制度から利用契約制度への移行」に伴い、成年後見制や地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度などの利用者保護・支援制度の仕組みが同時にセットされた。しかし、この成年後見制度は、財産管理（至上主義）が前面に出て、それを生かす身上監護（配慮）の面、すなわち「生活支援」につなげる視点に十分立脚したものではなかった点が指摘されている。そこから、福祉サービスなどを取り巻く生活全体を見据えた「身上監護を中心に捉えた本人の生活をサポートしていくための具体的システム」が、現場で問題に向き合ってきた法律・福祉関係者（弁護士、社会福祉士等）からようやく提案されてきている。

テーマに関わる「支援」の問題として、後見ニードが「後見支援」として十分機能していく、エンパワーメント的な関わりをする福祉サイドの対人支援が求められてきているということである。

池田恵利子さん（いけだ後見支援ネット）の問題意識は、「誰もが不利なく平等に福祉サービスにアクセスできるのか」ということ。

「介護保険、支援費制度という前にきちんとした方向性－セーフティネットを張りなおす必要があったが、後になってしまった」。福祉サービスを上手に「自分で使えない人」への支援の問題。困難な生活課題解決にリーチアウトし、生活トータルに関わる対人支援の必要性。自分で「判断し契約ができない人」の問題。「自分が自分の生活とその連続の人生において主人公である」私的権利（契約）と公的役割。私的権利を万民に保障する公的後見。行政責任として、「市民がサービスを使える責任を負っている」。一般の人からは、「福祉関係者はやってあげる人を演じており、信じられない」という厳しいことを言われた、という。市民のただ中へ出て行くことが求められている。「やってあげる」ことが社会的関係の役割と考えられてしまう。もう一度考え直さないと権利侵害をしてしまう。権利擁護事業の危うさ、足元を見直すことなしには次にいけない。「誰が主役か」がないと、権力者としてのスタンスしかない、厳しい問いかけなしには。援助者のソーシャルアクション、「専門職の限界と可能性」。システム化、制度化をするには具体的にどうしたらよいか。ノウハウは自分達援助者が持っている。行政ばかりを頼りにしてはいけない。私達が制度を創っていくということ。「いけだ後見支援ネットをなぜ立ち上げたのか」――個人の実践をシステムにしていきたい。組織に所属せず利用者側に立ちきって、生活全般にわたる対人支援がしたい。今後はどんどん制度や組織の隙間に落ちる人が増えるのではないか。お互いに顔の見える信頼性に基づく支援の中でその方の人生の最後まで続けたい。――という問題提起であった。

私的な契約制度の導入（公的介護保険、支援費制度）にあたり、公的役割としての「支援」をセットとする仕組みを制度設計者は考えたというのであれば、もう少し使い勝手のよい（国家後見ではない問題等）、隙間を生じさせない、実質的に機能するシステムが構築されるべきであった。そこには「後見支援」を私的な空間のこととし、公的責任としての国家後見の樹立を見据えた「公共性・公共的空間」へ再形成していく視点は（他の先進国に比して）、制度設計者としては希薄であったといわざるを得ない。

4-2「障害のある人たちへの(生活)支援」

もう一つは、「障害者の権利擁護にかかる支援・あり方」を研究課題にしている、北野誠一さん（桃山学院大学）の講演記録をヒントに考えてみた障害者観・この国の人たちの障害者に向き合う文化の問題のことである。

北野さんは、――「障害者の人権白書」（1998年）の作成過程で当事者にインタビューし、生々し

い事象が出てきた。人権侵害は自分が障害者だから、自分が悪いから仕方が無いで終ってしまう、前に進まない。市民として暮らせないという人権侵害を、障害者が認識しないようにしてしまった。専門職である我々の責任。自己主張とか選択肢を用意するとか言いながら、ウソばかり言ってきた。本当に求めてきたのか、支援してきたのか。施設・養護学校等を押し付けてきた。

「養護学校へ行きたい子どもなんか誰もいない」し、「入所施設へ入りたいと思う本人はいない」。私たち福祉や教育の専門家と言われる人たちが決定してきた。全然本人たちを認めてこなかった。分離・隔離の学校教育は最悪である。「世の中に嫌われない、自己主張しない」知的障害者を作りだしてきた。「ガマンしないと嫌われるよ」と学校、施設、支援者は言ってきた。自立生活運動だけでないピープルファースト運動。ぎこちないし十分ではないが輝き。「私たちのやってきたことは間違っていた」。日本の知的障害者に対する姿勢は文化の産物、「日本の文化が生んだ産物」である。当事者が「自分たちのことを仕切っていける、やっていける」ことで尊厳を与えること。私たち教育、福祉の支援者は間違っていた。

私たち（北野を含む）がいつまでも障害者の権利擁護を話していたのではダメ。本人が前へ出てきて話さないと、伝えないと情況が変わらない。「支援はいらないのか」。サークルサポート(支援の輪)をつくっていく。支援が一杯必要な人がいる、というのは間違っていない。「支援がいらなければ障害者としない」。「障害」という部分は、「支援が必要な人たちがいる」ということ。障害当事者本人が訴えることを重要と思わないと、日本社会が変わらない。

支援費制度では、支援計画作成で本人の意向を聞くことにし、地域生活移行計画のプログラムを作ることを指定事業者に義務付けている。施設職員が本当に本人と向き合って話せるかどうか本人達はうすうす分かっている。本人は言わないし、次に行く所が無ければどうなるか本人が一番分かっている。知的障害者に対して、まだ支援の本質をつかみきれていない。我々はイメージがつかめていない。べったりとした介助でなく、地域の中で暮らす困難に一緒に取り組むことが無かった。障害者を閉ざされた所に追いやってきたのは、我々の文化が生み出してきたもの。「支援を活用する力を高める」「我々をうまく使ってもらう力を高める」ことが必要。——と言う。

北野さんの問題提起からは、次のとおり私から2点のみを付け加えておきたい。

支援費制度についてはこの論考では直接語る場ではないし、多くの問題点・課題が様々なレベル・立場から言及されているので、ここでは詳述はしない。「支援」にかかわる費用を、まさに「支援費」として支給しようとする制度が03年4月にスタートするが、次の問題点を指摘するに留めておく。

(—「運用によって良くも悪くもなる」とか、勘案事項の設定・原則代理受領の問題性、支給決定基準の不透明性、ケアマネージメントの位置づけ不明、連動しない新障害者プラン……が言われている。)

また、「関係としての障害」「日本の障害者に対する文化」のことでは、障害者を他者として理解できていない現実があり、他者として障害者と出会える日常性を持ち合わせていないできた日本の「障害者に対する文化」への大きな陥穽があったということではないか。

共生・共育でない分離・隔離教育の影響も大きいが、私たちはまだまだ精神病者や知的障害者に対する「支援の本質」をつかみきれていないし、地域の中で暮らす困難に一緒に取り組む（共に暮らす）ことが無かったことで、障害者を閉ざされた所に追いやってきたのは、我々の文化が生み出してきたものである。この文化の支配的なコードを書き換えていくパースペクティブ(遠近法)が求められている。そこが、「関係としての障害」の本質的な課題・問題点である。

社会福祉分野での問題認識として例を挙げてきた「後見支援」や「障害者への支援」の現状・課題にあるように、当事者に届く響く支援の枠組みやシステムはまだまだ遠い途上にあるといえる。

それにしても、この国・社会・地域はこのような援助が必要な人たちにきちんと向き合わない「情況」をつくりあげ、なぜ巧妙に放置し済ませていくことにしているのか。そこには単なる公共財の組換え（福祉サービスの充実・運用）や漸進主義（障害者計画などの進展）ではすまされない根本的な問題性を含んでいるように思える。

ここには、制度が根本的な転換（措置制度から利用契約制度、しかし基礎構造改革の名に値するかどうかは疑問）をしたことに伴う新たな公的責任として、「市民がサービスを使える責任」を行政は負っていること、「ケアの監視」をするための適切なシステムを確立することに責任があることはいうまでもない。また従来からの、障害者を異質なものとして排除してきた文化を生み出してきたことを変える責任も、行政にはその遠因を担ってきたものとして一端の責任があるのではないかと思っている。

そこで、次の項で最後に、「支援」のことを深める意味で、また「支援」を考えることで触発されたことや周辺分野や背後も視野に入れながら、「新たな公共性・公共空間、公的責任」にからめて私見を展開しておきたい。

5「公共性」をキーワードに「支援」を考える

上記3で「ささえる」ことを「人間の生命の三つの本性」から根源的に捉え、そこには人間の生命に内在する「生命の本性」が人間存在の根底的なところで対立、矛盾（利己主義と利他主義の二つの援助思想）していることを取り上げた。また、「ささえの本性」の強さと弱さでは、「目の前にありありと現れなければささえの本性は動かなくなる」という近視眼的な本性でもあることに触れ、そこを補っていく冷静なシステム化の必要性にも言及した。

しかし、この辺りは、人間存在の投企された元々の「ゆらぎ」にも関わっており、「ささえの本性」を再考する中で、ささえの事実が「権力支配関係」を生み出したり、パターナリズムに陥ってしまう陥穽のことも同時に押える必要があることをみてきた。こういうことから、人間存在のおかれた総体の情況に絶えず立ち戻りながら、よりよい方法を了解して創りだしてゆくほかはないことを学んだといえる。

そういう中で社会福祉は、援助を必要とする人たちに関わって何とか当事者本位の「生活に関わる」枠組みづくりの過程で、「管理性」から「支援」というスタンス（姿勢）を生み出すまでに一応きた。上記4で見たとおり、社会福祉分野の現場では「支援」に関わって課題も多いが、逆に逆手にとって変えていく展開を図るために、「公共性、公共的空間、親密圏／公共圏」の概念を援用して（本来の意味付けに戻す意味でもあるが）、わたしたちのものにしていく「支援」構想を創り出せないかと思われる。

5-1「公共性、公共的空間」の概念

まず、以下に斎藤純一著『公共性』[9]に準拠して、「公共性、公共的空間」を説明していく。

「公共的空間」とは、自らの「行為」と「意見」に対して他者の応答が返される空間であり、人びとがその行為と意見に基づいて他者から判断されるという関係の成り立つシステムの中に生きるという空間のことである。では、「公共的空間のない状態」とはどのようなものであるのか。「私的」という語は、もともと「奪われている」という意味である。完全に私的な生活を生きるということは、何よりもまず、真に人間的な生を生きるうえで本質的な事柄が奪われていることを意味する。他者によって、見られる、聞かれるという経験……から生まれるリアリティを奪われていることを意味する。私的な生から奪われているのは、他者の存在である。

なお、この「公共性」という言葉のあいまいな用い方についても説明しておくが、「公共性」は多くの人々にとって否定的な響きであり、官製用語で一般的には、公共財や公共事業の呼び名で使われてきたように思われている。しかし本来はもう少し広い意味合いがあり、主に次の三つに大別されている。

①国家に関係する公的な（official）ものという意味。この意味での「公共性」は、国家が法や政策などを通じて国民に対して行う活動を指す。公共事業、公共投資、公的資金、公教育などの言葉。この意味では、強制、権力、義務といった響きをもつ。

②すべての人びとに関係する共通のもの（common）という意味。この意味での「公共性」は、共通の利益・財産、共通に妥当すべき規範、共通の関心事などを指す。公共の福祉、公益、公共の秩序、公共心などの言葉。この意味では、特定の利害に偏していないというポジティブな含意をもつ反面、権利の制限や「受忍」を求める集合的な力、個性の伸長を押さえつける不特定多数の圧力といった意味合いをも含む。

③誰に対しても開かれている（open）という意味。

この意味での「公共性」は、誰もがアクセスすることを拒まれない空間や情報などを指す。公然、情報公開、公園などの言葉。この場合には、秘密、プライヴァシーなどと対比され、問題は開かれてあるべきものが閉ざされているということ。

普通は、①の意味で理解されていることが多いが、むしろ本来的には②、③の方が強調されるべきである。

5-2「公共性」の本来の意味するもの

社会学の大澤真幸は「公共性の条件」を考察した論文の中で[10]、「思考の自由とは、自らの理性を公共的に使用する自由でもある」とし、普通は〈公共的〉と見なされる思考様式、たとえば「公職にある者が公共体の利害のために思考することを、(むしろ) 理性の私的使用の方に含めている」ということである。理性の公共的使用とは、自らが所属している特殊な共同体の利害や、その共同体の中での自身の立場に拘束されることなく思考することである。つまり、理性の公共的使用とは、世界市民の一員として思考することにほかならない。公務員の思考が私的であるのは、それが、特殊な公共体—政府や自治体—の利害に準拠しているからだ、と指摘している。このあたりは公務労働に携わる一人である私も含めて自戒すべき重要点である。

国家が強制力をもって実現すべき価値を解釈し定義するのは、国家ではなく公共性である。国家は、公共性のある限定された次元を担うに過ぎず、そのすべてを包含するわけではないということ。

ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなどに見られるように、この間、私的な「不運」、個人的に解決すべき (堪え忍ぶべき) 問題として語られてきた多くの事柄が公共的な「不正義」として捉え返されるようになってきた。また、家族の手によってなされるべき「私事」として語られてきた「介護」についても、まがいなりにも公的な制度 (介護保険等) が設けられるようになった。公私の境界の変化をもたらすのは、境界を超えて語る言説の実践の累積的な効果である。

公共的空間において一般に私事とみなされている事柄は、この空間では共通の関心事として取り上げられる。アテンションの配分＝配置は再編され、これまでマジョリティによって無視され、黙殺されてきた事柄に焦点が当てられる。「対抗的な公共圏」の多くは、それを形成する人々の具体的な生／生命に配慮するという親密圏としての側面も備えている。

5-3 親密圏と公共圏のはざま

公共圏が人びとの間にある共通の問題への関心によって成立するのに対して、親密圏は具体的な他者／生命への配慮・関心によって形成・維持される。親密圏の関係性は間人格的であり、そうした人称性を欠いた空間は親密圏とよばれない。親密圏の他者は身体性をそなえた他者である。親密圏は同時に公共圏の機能を果たすこともある。新たに創出される公共圏のほとんどは親密圏が転化する形で生まれる。新しい価値判断を公共的空間に投げかける問題提起は、マジョリティとは異なった価値観 (生命観、自然観、人間観) を維持・再形成してきた親密圏から生じることが多い。

これまでの支配的な文化的コードを書き換えるかもしれない新しい政治的ポテンシャルは、他者に対する「決定」を求めない親密圏のコミュニケーションのなかに育まれる、と見るのである。

親密圏は、生命のさまざまな必要に応じる活動が具体的な他者との間で行なわれる空間である。それには衣食住に関わる活動はもとよりとして「産・育・生・老・病・死」に関わるいわゆるケアの活動も含まれる。具体的な他者の生命・心身に働きかけ、それを支える相互行為は、他者の存在を肯定するという意味をその根本にもっている。自己の生命の位相には同様に市民社会の公共性も関わっている。ケアや介助のネットワーキングは生命を支える重要な次元になりつつある。

国家の公共性——非人称の強制的連帯のシステムとして——は、私たちの生命を保障すべき公共的価値を実現するという義務を負っている。公共性も複数の次元をもつ。私たちが一つの生／生命の位相のみを生きるわけでないように、公共性もどれか一つの次元のみが重要なわけではない。私たちの〈間〉に形成される公共性はそうしたいくつかの次元にわたっている。

「本来の公共性は、極めて人間的な、あまりにも人間的な現象なのである。」「公共性の本質は、むしろ〈個に発して個に帰する〉という命題である。」「個人こそが公共性の発信者であると同時に、再帰してくる公共性を受け止める受信者でもある。それにも拘わらず、公共性は、各人の思い思いの働きかけによってではなく、みんなが共に力を合わせ、共同することによってはじめて追求する道が開かれ、可能となる。」「公共性は、わたくしなるものと対峙するものでも、その総和でもなく、おおやけなるものとわたくしなるものとの間の区別が消滅したところに成立する」……(片岡寛光『公共の哲学』(12)) とある。

このように「公共性」を捉え返すことで、親密圏から公共圏への再形成、構造転換をおこす必要がある。1-2 で「支援は公共性を開く」可能性があることを述べた。要するに、「支援」ということの背後を考えていくことで、このような「本来の公共性の意味したところのもの」を取り戻す契機にもなるし、社会福祉分野をはじめ福祉国家、このくに・この社会の枠組み総体を根源的に止揚させるものになるかもしれない。と同時に、「公共性」を捉え返さない「支援」だけではあるいはそうならない（流行として、目標を不完全にしか達成し得ない言い訳に利用される）のではないかと思われる。

6 さいごに

以上のように、「支援」に関わって<公共性・公共空間>を捉え返す必要性を提示できたと思うが、主題との関係で言えば、例えば 4 で見てきた「後見支援」「障害者への支援」をいわゆる私的空間と見られ親密圏で語られてきたものを本来の公共性——自由と平和な開放性——のもとに国家（私たち）の公共性（＝公共圏＝公的責任）に転換していくことにあるのではないか。

また、「支援は公共性を開く」ものであること、元々「支援」そのものに内在する契機として「公共性」の存在を前提としていることに触れてきた。「支援」ということを手がかりに、こういう問題提起（親密圏から公共圏への再形成）を多くの分野・次元から多面的に構造転換として行なっていくことが、ある意味で「公的責任のとり方」であると思っている。というのはマイノリティ、障害者問題等は分配的正義の保障実現はもちろんのこと、文化の支配的なコードを書き換えることなしには、根源的に総体として変わることがないのである。もちろん、当面の具体的問題に地道に向き合って変えていくことは当然必要であるが、同時にこの親密圏／公共圏への転換のパースペクティブを提起することなしには、ドラスティックな総体の変容は期待できないのである。そう確信せざるを得ない。

そういう意味では、冒頭の社会臨床学会の目的、立脚点の片隅に踏み止まりながら、問題そのものから、一見して私的空間、親密圏に属するように見える問題であっても、本来の公共圏へ言説を展開していくことが何よりも求められる。ここに当面私が社会臨床学会に関わる意味があるのではないかと自分なりに思っている。

「支援」を契機に、人の営為を多様な分野・領域、多次元の側面から掘り下げることで、「ささえの本性」や公共性、公共空間の本源的な視点を確保することになったが、果たしてこのパースペクティブ（遠近法）をどのレベルでどの分野・領域を優先に価値基準を定立し、問題提起していくことができるのか。「公共性」を深く捉えることを通して、次なる課題である「新たな共同性の回復」に向けて、引き続き考えていきたい。

【参考・引用文献】

(1) 支援基礎論研究会編著『支援学—管理性をこえて』00 年　東方出版
(2) 立岩真也著『私的所有論』97 年　勁草書房
(3) 立岩真也著『弱くある自由へ』00 年　青土社
(4) 森岡正博編著『ささえあいの人間学』94 年　法蔵館
(5) 森岡正博著『引き裂かれた生命』(『仏教』連載 1995~1998) ホームページ森岡正博全集 (kinokopress.com)
(6) 権利擁護研究会編『ソーシャルワークと権利擁護』01 年　中央法規
(7) 池田恵利子ほか著『成年後見と社会福祉』02 年　信山社
(8) 北野誠一編著『自立生活の思想と展望』93

年　ミネルヴァ書房
(9) 齋藤純一著『〈思考のフロンティア〉公共性』
00 年　岩波書店
(10) 大澤真幸著「公共性の条件」(上)『思想』
02 年 10 月号
(11) 見田宗介著「親密性の構造転換」『思想』
01 年 06 月号
(12) 片岡寛光著『公共の哲学』02 年　早稲田
大学出版部
(13) 石川准・倉本智明編著『障害学の主張』
02 年　明石書店

「支援」をめぐる情況と課題
記号だけが一人歩きする社会の危うさ

大野光彦（皇學館大学）

はしがき

保育所入所への待機児童数 3 万 5000 人（02 年 4 月）は「ゼロ作戦」の呼びかけもむなしくいっこうに減少しないし、特別養護老人ホームの入所待機は 23 万人を超え(『朝日新聞』03 年 2 月 5 日調査)、支援を必要とする人々が急増している。また、支援費をめぐる厚労省と障害者団体との 2 週間に及ぶ対峙（03 年 1 月）はひどいもので記憶に留めておきたい。事実経過の一端が古賀典夫氏により速報されている（『ゆきわたり』340 号、子供問題研究会、03 年 2 月を参照)。それは自立生活の要である介助サービスの上限をカットし、国策である筈の自立支援を半ば放棄するというものであった。

形骸化した子育て支援や介護保険制度の矛盾による現代小家族への圧迫は、保育所や特養などの施設ケアへの期待となって顕れたものと解すべきだろう。もちろんその理由は一様でないけれども、名ばかりの支援と自助努力を煽る在宅福祉至上主義は、現代小家族をしてアンビバレントな情況へ追い込んでいる。そこには総花的な支援メニューはあっても、公的責任としての支援の実質が薄められつつあることの証左だといえよう。一方、施設や病院を飛び出した自立生活者にはどんな社会的支援が用意されているのか。公的支援という命綱が切れたとき頼れるものは何なのか。施設へ戻るかそれとも共鳴者の助力に頼るしかないのか。今日、標語として支援は叫ばれてもそれは空洞化したものでしかない。「支援」について考えるとき、「自立」とそれを支える前提条件たる「公的責任」の問題はそれぞれに不可分であることをおさえておかなければならないだろう。

1 施設ケアへの回帰が物語る情況

支援が薄められようとも、現実に高い理想と夢をもつ高齢者や障害者たちは日常的な困難を克服し言われなくとも自助努力しながら地域での自立生活(Independent Living) を目指し活動してきた。たとえば『厚生労働白書（平成 13 年度版)』には自画自賛するかのように自立ということばが散りばめられているのだが、当事者らによる IL 運動の後追いとして「自立のすすめ」が強調されているに過ぎない。結局ここで言う自立とは自助努力の別名であり、支援は真の自立を促す援助となっていないのである。真の自立を促す援助とは何か。性急に言えば「福祉のことはカネ次第」であるわけで、公的資金の注入量によってその質が決定されることになり、だから内実（カネ）を伴わない支援はそれを必要とする末端には届かないのではないか。ここにきて高齢者や障害者は地域生活を営むことが当然な義務であるかのような風潮がうまれ、やみくもな〈自立のすすめ〉となって喧伝されるようになった。この傾向はそんなに古いことではない。

脳性マヒの T 氏は 49 歳、7 年前施設を飛び出して自立生活を始めた。「ヤリクリ算段して暮らしてると、弱気になってしもうて、施設へ戻ろうかとふと思うことがあるんです。ツッパって障害者が生きるのはやっぱりしんどいことやし、だからやすやすと自立などと言わんといてほしいのです」と述懐する。アテンダントの手配がうまくいかず長い空白を余儀なくされる夜などそんな誘惑に駆られるそうで、自立生活という名の暮らしがその形態において完結したとしても、生活者としての尊厳や権利擁護はずっと後ろへ退いてしまった暮らしになっている、そんなジレンマを表しているのだ。現在の制度下で自立生活というものがそんな

にた易いわけではないが「意地でもガンバリ続ける」とT氏は言う。また彼は障害者の高齢化問題を自覚しており「何時までこの暮らしができるだろうか」と不安を覗かせる。施設ケアへの回帰はこのような当事者の揺れの中から出てくるし、同様に、家族や近親者の揺れともなって現れるが、そんな心情なぞ誰も理解していないのではないか。それにしてもなんという強靭な精神であろう。結局、課題は現代小家族の中に埋め込まれ、現代小家族では担保できない分施設ケアを頼らざるを得ないことになる。これは家族にとって大きなジレンマであるが、このような要求は、公的支援（公的責任）への要求に他ならないのである。

社会システムを用いてみんなが支え合うという理念が社会福祉の唯一の拠り所だし、福祉国家を志向する近代社会にあって「支援する」とはそのための「公的支援の遂行」を意味していた筈であった。戦後わが国で実施されてきた公的責任のあり方は、なんといっても措置制度であった。それは社会福祉領域における構造改革（社会福祉事業法の改訂）となって進行中である。結論的に、財政抑制策は徐々にその公的責任に制限を加えつつあり、それらの矛盾が施設ケアへの回帰となって現れつつあるのではないかと思われる。

2 支援ばやりの大情況

ある社会があって、そこに暮らす人びとが対社会関係において不利な情況に晒されていたとする。その社会がそれらの人びとを「シカトしたか、しなかったか」をみるとその時代がもっていた文化の水準がみえてくるだろう。たとえば、障害児の障害を「欠陥」（学校教育法第 71 条 -1）や「故障」（同法第 71 条 -2）などとみなし「特殊教育」や「特殊学級」（同法第 6 章）と称して分離教育をしてきた事実は、わが国の文化レベルを測る上で尺度となる。現在、ノーマライゼーションやインクルージョンということばが多用されているが、障害児と普通児を分離しておいて、今更、ノーマライゼーションもインクルージョンもないだろう。とりわけノーマライゼーションについては原意からズレてしまい在宅福祉至上主義をすすめる大道具として利用されてきたことはわが国の福祉にとって不幸なことであった。すっかり骨抜きになったノーマライゼーションは日本型ノーマライゼーションとでもいうべきであり峻別しておく必要があろう。バンク・ミケルセンやベンクト・ニリエの思想とは程遠いものとなっているからである。また、リハビリテーションにしても同様に原意を捨象し異訳してしまい、記号だけが一人歩きしている情況は危ういといわねばならないだろう。これらの記号を使いさえすればこと足りるのではないのだ。蛇足だが、共生・共学を主張しながらインクルージョンを言うのと発達至上主義を支持しながらインクルージョンを言うのとでは、その意味内容に大きな落差があることを忘れてはならない。

ソーシャル・ワークは他者への支援から出発している。その支援という記号が蔓延している。子育て支援、母親支援、自立支援、地域生活支援、野宿生活者支援、拉致家族支援、イージス艦支援、支援費……など、まさに支援の大合唱である。支援さえ言えば「はい、一丁あがり」では怖いではないか。問題はそれを必要としている人びとに制度的支援（公的責任）となって届いているのかどうかであろう。そして、空疎な記号だけが一人歩きする社会の危うさは多くの人びとがすでに予感してきたところなのである。

1970 年代後半以後、先進資本主義国を徘徊したのは新保守主義という亡霊であった。それは経済社会の停滞、財政的逼迫を理由に導入された「小さな政府論」である。米英（レーガンやサッチャー）に追随しながら「日本型福祉社会論」（以下、福祉社会論という）として立ち現れたことは想起しておきたい。「高齢化社会危機論」とワンセットとなり登場した福祉社会論は 3 つの柱から成っていた。それは生活者が抱えるさまざまな福祉課題を①強い家族の絆、②ボランティアの振興による相互扶助、③市場の活力の活用によって解決しようとするものであった。それは公助ぬきの解決策であり、要するに「自助のすすめ」であった。すなわち「自助が成り立つ前提条件としての公助」（里見賢治「社会福祉政策の動向と課題」『社会福祉学』28-1 所収、1987）を後退させ「強い個人であること」を脅迫的に強調したものである。ここで目指されたものは「自己責任」を含意する「自立」だったわけである。80 年代を支配したこの政策もやがて破綻することになるのだが、ゴー

ルドプラン体制も公的介護保険体制も支援費制度もこの福祉社会論の延長線上で策定されたものであることは銘記しておきたい。

重要なのは、このような歴史的文脈の中で「自立」が語られその補完機能を「支援」に求めたと解釈できるのではないかという点である。ここでいう自立は、本来の Independent Living ではなく自助努力の代名詞に過ぎないのではないかという点であろう。

3「子育て支援」という虚構とその情況

支援が流行る契機は 94 年の『今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）』における「子育て支援」であったと思われる。合計特殊出生率の低減は将来の社会保障を支える生産労働人口の低減を意味し危機的状況を呈するという国家的危機意識が政治レベルで認識され、少子化（防止）対策としてのエンゼルプランであった。では「子育て支援」の中身とは何であったか。じつはその内容について机上でつくられたメニューはあっても明確な概念規定はなされていない。

何故、子どもが産まれてこないのか。基本的には「産む産まないは女の勝手」であり、人口論的には人口爆発した（1920 年対 2002 年比でみると 2.27 倍である）わが国人口の調整期にあると考えるなら少子化は結構なことといわなければならないだろう。「産めよ増やせよ」式の技術論に傾斜したところにエンゼルプランの的はずれさが現れていると思われる。少子化現象の決定的な理由は「晩婚化・晩産化」や「女性の社会進出」（エンゼルプラン）などではなく「機会費用の喪失」（船橋恵子「子育てから『子育ち』へ」『論座』98 年 9 月号）であるという指摘や「人口容量の飽和化」による低減として「出産・育児支援策の有効性」を問うてきた人口生態学からの提言（古田隆彦「『スウェーデン・モデル』の失敗」『中央公論』00 年 12 月号）などの方がはるかに説得的である。少子化対策を技術的な方策（スキル）に終始しているのをみるとここでも支援に対し真正面から取り組んでいないことが理解できるだろう。

ここで働く女性たちが持っている保育ニーズと保育行政との間におこっているミスマッチについてみておきたい。かつて日本労働組合総連合会がおこなった「女性の就業と保育に関する調査」（93 年）をみると保育ニーズの質が何処にあるかがわかる。ベスト 7 位を並べると①保育料の低減、②保育費を税金の控除対象にする、③全ての地域に学童保育の設置、④保育所の閉所時間を遅くする、⑤保育所数の増加、⑥事業所内保育施設への助成、⑦乳幼児定員数の増員などとなる。もちろん保育行政側は知らなかったわけでもあるまい。事実 96 年の中央児童福祉審議会基本問題部会において参考資料として配布済みである。したがって連合調査が示すニーズをはぐらかしてきたといっても過言ではないだろう。どれをとっても大きな公的資金の裏づけがないとできない要望として立ち現れてきたからである。このように行政側と子どもを預ける側との間にニーズ認識の乖離が生じていることは支援を考える上で大事である。市場化路線（無認可保育所への依存と肩代わり）や定員制限の緩和（許認可権・監督権の放棄）などによって凌ごうとすることが透けて見てとれるのである。また、近年「保育ニーズが多様化した」と言われるがそれは誤りだろう。連合の調査にあったように安い保育料・所得税からの控除・学童保育の整備など、これらの 7 大要求は戦後一貫して主張されてきたし、それは働く母親たちの要求であり、もともと潜在していたニーズが顕在化したに過ぎないと思われる。「ニーズの多様化」を強調することによって論点をはぐらかし、的確な支援を送ってこなかった、そのツケがここにきて立ち現れたというべきであろう。

「保育所保育指針」（99 年改訂、児童家庭局が都道府県知事宛に出した通達文書）は保育所保育の内容を示した一種のマニュアルであり幼稚園教育要領と対比され、認可保育所の大部分がこの指針によって運営されている。99 年の改訂で「保育所における子育て支援および職員の研修」（第 13 章）が追加され物議をかもすことになる。保育士は「通常業務」としての子どもの保育をする傍ら、地域社会の「子育て支援」を担い、そのための研修につとめ、一方、園自体は地域社会での子育て支援センター的な機能を担わせられることとなった。延長保育・一時保育・乳児保育（特別保育事業）など保育内容は拡大され、そこに働く保育士にとって大事件となったのだ。もともと保育士の就業年限はその過重な労働を科せられるところから雇用期間が短いことは常識

になっており、保育福祉労働論として問題を立てなければならないけれども、「子育て支援」というものはそのような保育士の身体性に依拠した脆弱な基盤を背景として盛り込まれていったことは指摘しておかなければならないだろう。このことは保育労働の問題だけではない。福祉労働一般に科せられる傾向なのである。子育て支援はこのようなサービス残業というシャドーワークを基礎にして始めて成り立つ施策であったということも再確認しておきたい。現実には「保育の措置から、保育の実施へ（契約制の導入）」と保育園が様変わりする中で補助事業を受け入れる園は、経営上の理由から常態化していくのである。

4「支援」をスキル化する情況

もう一つ記さなければならないことは「子育て支援」はどんな対象を想定して支援を言うのかという問題である。「子育て家庭の保護者の子育て負担や不安・孤立感の増加など、養育機能の変化に伴う子育て支援」（指針第 13 章）が保育所にもとめられている。そしてその保育所は何を手段にして子育て支援にとりくむのか。それは「子育ての知識、経験、技術」だと記されている。それは巷で言われるように育児ノイローゼだとか、転勤家族の孤立感とか、養育機能の低下だとか「未熟な母親」像を想定しているのである。ちなみに現在の保育行政や保育業界で相も変わらず優位なのは、ジェンダー・バイアスのかかった「育児＝親＝母」というステロタイプが想定されていることであろう。文言では否定していてもである。したがって、現代の母親認識について誤解と負のイメージで誇張することになった。だいいち「今時の母親は」式の言いまわしは大変失礼である。母親一般として育児不安を持ち、育児ノイローゼにかかり、孤立していて、養育機能に劣るわけではないのだ。

さて問題は子育て支援の中身についてである。本学会の文脈で言えば心理還元主義的な手法を保育現場で維持するためには、一般に母親というものは、心理内的な問題を抱えていることを想定しなければ成り立たないことになる。つまりここでの子育て支援は保育士という専門性を盾に他者である母親の生き方や育て方や人間としてのありように関しその内奥に土足で踏み込むことを合理化したことになりはしないかということだ。ここでも子育て支援なるものが技能化・手法化されていく回路を見て取る必要があろう。今、保育園に出入りする母親のなんと快活で闊達なことか。しかし、人は誰でも子どもが産まれて不安になり、しばしば孤立感に苛まれ、試行錯誤しながら親になっていくもので、育ち合うという関係性の快楽をこそ保育実践の場で保育士は指し示せるかどうか、その水準で保育士の力量が問われているのであって保育士による母親への不当な介入は許せないし、許すような口実を「子育て支援」策は与えており、また「通常業務」における母親との同位対等な関係性を壊すものとなっていくだろう。支援とはもともと上意下達な（行政処分的）性質をもつものとして捉えられてはならないのである。

現行制度では支援には社会的処遇の主たる機能が付与されておらず、自立のためのプラグマティックな手段や技能として捉えられている。その意味で自立（自助）とは支援とワンセットにした構造をもっているからこそ支援はスキル化されて意味を持ち不可欠とされるのであろう。たとえば保育士や社会福祉士の養成カリキュラムの変更が行われたのであるが、講義科目単位を削減し、演習や実習科目の単位が増やされていった。技能化を物語る好例である。支援は本来技術ではない筈なのに、ソーシャル・ワーカーは職人化されていく。真の支援には公的資金を不可欠なのだから、公的資金を欠いた支援は記号として成り立ったとしてもそれは単なる記号に過ぎないのである。

あとがき

2003 年が明けると政・財界から聞こえてきたのは消費税引き上げの大合唱であった。間接税である消費税の強要は、障害者、子どもなどへの理不尽な生活侵害となって機能することは説明を要さない。いわばその逆進性と非目的的な性質を持つ消費税は〈反福祉〉性を持つがゆえに厳しく咎める必要がある。このような反福祉的な包囲網を敷いておいて自立も支援もないだろう。歴史的文脈はわれわれにそんなことを示唆しているのだ。

小情況として小規模作業所に関わってきてインフォーマルながら支援というものが成り立つとしたら

何であろうかを考えてきた。1 円という貨幣単位が経済社会の中で意味を持つのはこの種の限定された世界だけだろう。ここにおける支援で最も大事なことは何であろうかを考えると、唯一それは生産された商品を換金することへ関わる支援だ、と思っているのでそれ以外はすべて観念論となろう。われわれが生きかつ活動している基盤は厳しい資本制社会だからである。何が言いたいのか。やっぱり「福祉のことはカネ次第」だ、この点を誤魔化して支援は語れないだろう。

歴史学の知見によれば産業革命以後の社会を近代社会といい、近代社会の特徴は、自然に働きかけてモノを生産し、他者に働きかけてサービスを産出するわけだが、それら人間の営為をすべて商品化してきたところにあり、ここに二つの生産点を持つに至ったのである。後者の場合それは人が人に関わるところを基点としている。つまり日常生活世界（篠原睦治氏のことばを借りれば「娑婆」ということになろうか）すなわち「食って、寝て、たれて、する」生活の部分に関わる生産点なのである。その生産点をリアルにどう支援するのかが問われている。支援とは「公的責任としての支援」を下部構造とした営みなのであって、少なくともそのスキルではない。

「特殊教育から特別支援教育へ」の行き着く先は？
特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議中間まとめ「今後の特別支援教育の在り方について」を読む

山口正和 (大阪府立箕面養護学校)

「中間まとめ」の背景と経過

2002 年 10 月 21 日に発表された表題の「中間まとめ」に引き続き、2002 年 11 月中央教育審議会は「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について (中間報告)」を出した。この内容は「個性尊重」の名の下に子どもたちを分断し、愛国心による国家支配を図ったものであった。そこでは障害児の権利は全く無視され、「障害の種類や程度に応じた教育が行われるべきことは当然」として障害のない者とある者を分けて教育する現行の別学教育を頑ななまでに踏襲しようとしている。

その前には、障害児を分類して就学させる基準を示した学校教育法施行令 22 条の 3 項の「改正」問題があった。これは当初障害の重いあるいは医療的ケアが必要な子どもは地域の小・中学校に就学することは違法などとしていたものを、私たちの署名・パブリックコメントの集中や地方議会での請願採択・国会での質問責めなどによって「教育委員会が認定すれば認める」などと部分変更したものである。障害児が地域の小・中学校に入るには認定というお墨付きをもらわねばならないということで、「認定障害児」という名称までつけられてしまった。そう呼ばれるようになってみると、認定障害児よりはまだ「いほうじん (違法人)」の方がましだったかもしれないと思ったりもする。

このあたりのことを共産党系で発達保障論の立場に立つ全日本教職員組合障害児教育部は、2002 年 1 月に出したコメントで次のように書いている。「この特例の範囲に関して、『障害児を普通学級 (学校の誤り) へ全国連絡会』などを中心に文部科学省要請や地方議会請願などの活動が活発に展開され、文部科学省は『区市町村の就学事務の弾力化』『現在学んでいる障害児の転学を強制しない』『保護者の意見表明の機会』など、基準をあいまい化させる答弁を行ってきました」。

そしてそのすぐ後には障害児を選別するために行われる就学時健診をより強化するため、学校保健法の施行規則の「改正」が時をおかずに出された (いずれも 2002 年 4 月施行、2003 年 4 月新入生から実施。本誌第 11 巻第 1 号、第 2 号参照)。

「中間まとめ」にかかわる動きとしては、1999 年 10 月に「特殊教育の今後の課題に関する調査研究協力者会議」が発足。これは特殊教育の「専門家」が集まる研究会という程度のものであったが、翌 2000 年 5 月には規模を大きくして「21 世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」となった。

この「会議」は発足から 1 年も経ない 2001 年 1 月に「21 世紀の特殊教育の在り方について〜一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について〜」を最終報告として出した。この報告は 2001 年 2 月発行の「養護学校の教育と展望」No.120 によれば「報告書を概観して言えることは、これまで都道府県や市町村が市民の要請や地域の実情に応じて制度の範囲内で配慮・工夫してきたことが、国の目指すべきものとして概ね追認される方向が示されたといってよい。また、国連を中心として世界レベルで進行している『万人のための社会』及びその具体化の一部としての『万人のための学校』の理念及び方向性に、今後我が国が向かう方針が一応示されたと考えることができる」と受け止められている。同時に文部省は文部科学省となり、特殊教育課も「特別支援教育課」に名称変更した。

この年の 10 月「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が発足、翌 2002 年 10 月 21 日に「今後の特別支援教育の在り方について (中

間まとめ)」の発表を行い、パブリックコメントを求めた。したがって「中間まとめ」は「21 世紀の特殊教育の在り方について〜一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について〜」の具体化であり、名称を変えた文部科学省「特別支援教育課」やその周辺の学者・専門家が考えてきた現時点での集大成であると言える。

「特殊教育の果たして来た役割」

さて最初は「はじめに」である。ここで「中間まとめ」は「21 世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が 2001 年 1 月に出した「21 世紀の特殊教育の在り方について〜一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について〜 (最終報告)」の基本的な考え方を「障害のある児童生徒等の視点に立って一人一人のニーズを把握して必要な教育的支援を行うという考え方に基づいて対応を図る必要があるというものである」としている。そしてこれを基に「障害種別の枠を超えた盲・聾・養護学校の在り方」と「小・中学校における LD、注意欠陥／多動性障害 (ADHD) 等への教育的対応」の 2 つについて検討してきた、と述べている。

「中間まとめ」第 1 章のタイトルは「特殊教育から特別支援教育へ」である。最初に「これまでの特殊教育の果たしてきた役割」として「障害の種類やその程度に対応して教育の場を整備し、そこできめ細やかな教育や指導を効果的に行うという視点で展開されてきた」そして「就学猶予免除を受けることを余儀なくされている児童生徒」や「障害の重い、あるいは障害の重複している児童生徒の教育に軸足を置いて環境整備が行われてきた」という。事実は障害の種類や程度に応じて子どもたちを分け、排除してきたのである。そして就学猶予免除を受けることを余儀なくさせて来たのはまさしく当時の文部省であった。

私が 30 年間過ごして来た豊中市 (大阪府) ではその就学猶予免除願いの返上運動からスタートしたのである。当時の状況は障害の重い子は就学猶予免除、軽い子は特殊学級へ、であった。そして中間の子を養護学校へという「中抜き養護学校」だった。養護学校 (それも小・中学部) へ入るのに入学試験があったのだ。

そしてどこにも行き場がないために就学猶予免除を受けることを余儀なくされている (にもかかわらず、保護者は就学猶予免除願いを出さされていたのである) 障害の重いあるいは障害の重複している子どもたちは、養護学校ではなく豊中市の小・中学校へ来るようになった。

「中間まとめ」は「訪問教育の実施によって、就学猶予免除児童生徒は全学齢児童生徒数の 0.001% となった」「義務教育段階では特殊教育を受けている児童生徒の約 7 割が小・中学校に就学して障害に応じた教育を受けている」としている。そして「障害のある児童生徒の教育については一定の水準で量的な面での基本的な基盤整備がほぼ行われたと考えられる。このように、特殊教育は障害のある児童生徒の教育の機会均等のために重要な役割を果たしてきた」と評価している。

週に 3 回、2 時間程度養護学校教員が訪問教育に出向くことで、文部科学省は就学猶予免除児を放置している、あるいは作り出しているとの批判をかわしたのである。豊中市ではそれまでは就学猶予・免除の子どもたちの家庭訪問を退職した校長がしていて地域の小中学校への就学に結びつけたこともあったが、訪問教育が養護学校に位置づけられたお陰でそれもできなくなった。現場では訪問教育の子もなんとかスクーリングで学校へ来させようと努力をしているが所詮は養護学校に限られてくる。また子どもの願いよりも親の都合で訪問籍にさせられる例もある。訪問籍の子は大抵が病院などではなく家で生活しているのだから (病院の場合は院内学級もある)、本当に学校へ来れないケースはごく限られているはずなのだ。また訪問教育で散歩中に (散歩ができる子がどうして訪問教育なのだろう) 教員から性的暴行を受けて裁判になった例もある。そして訪問籍の子どもたちは一度も学校へ来たことがなくても、養護学校を卒業したことにされてしまうのである。

「中間まとめ」は「特殊教育は教育の機会均等のために重要な役割を果たしてきた」としている。ここでいう機会均等とは教育基本法第 3 条の「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない」を言っているのだろう。今回の「教育基本法の見直し」(新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について)においても、

「憲法や教育基本法の精神に基づいて教育を行うにあたっては、障害者に対してはその障害の種類や程度に応じた教育が行われるべきことは当然であり、この趣旨を明確にするために、引き続き検討していくこととする」としている。

ちなみにその際に留意するべきとされている障害者基本法第12条（教育）においては、「国および地方公共団体は、障害者がその年齢、能力並びに障害の種類および程度に応じ、充分な教育が受けられるようにするため…」と記述されている。日教組は「教育基本法の理念は、障害児が地域の学校で学ぶこと」（後述の書記長談話）ととらえているが実際にはここで書かれているように、この「能力に応じた」という文言によって分けられ続けて来たのである（全教は2003年3月発行の「教育基本法を守り、生かす」署名にご協力下さい、というビラの中で「教育基本法の“…能力に応じた教育…”が力となって、こうした障害児の学習する権利を前進させてきました（1979年「養護学校義務化」を評価）」と記述、日教組とは正反対の評価をしている）。「教育基本法の見直し」は、別学の法的根拠に悪用されて来たこれらの条文を見直すどころか、それを当然としてより一層分け続けて行こうというのだ。

キーワードは「ニーズ」

「中間まとめ」のキーワードは、やはり「ニーズ」だろう。私たちもよく似た日本語を使ってきた。「本人の思いや願い・要求」である。しかし決定的に違うのは、私たちの言う「思いや願い・要求」は一貫してその主語が本人なのであるのに対して、彼らの使う「ニーズ」は口先では本人とはいうものの結局のところ親や教師とまわりの専門家が決めてしまうのである。ニーズという言葉に惑わされてはならない。この「中間まとめ」で言われているニーズとは、すべて教師と親のニーズに過ぎない。そして困っている親と教師のニーズを救うために、専門家とコーデイネーターが登場するというパターンなのだ。

確かに最近大阪でのケアマネージャー養成講座に参加すると必ずこの「ニーズ」が出て来る。そこでは文部科学省とは異なり「本人」という大前提が徹底している。つい先日もケース例を出して集団でケア計画を立てる演習に参加した。いろんな立場の人たちが参加していたが、その中で一人の教員が「そのニーズ自体本人が誤認、あるいは演じているのではないか」と主張した。しかし担当者は本人から出されたニーズを検証するのではなく何よりもまずニーズを実現させるプログラムを作成し、やってみた後で本人と話し合うことが大切であり、あくまでも本人のニーズを実現させるべきだとして譲らなかった。

専門家を始めまわりの大人がよってたかって「正しいニーズ」を決めてしまうのでは、ニーズの尊重も何もあったものではない。しつこく「本人の言うニーズをそのまま鵜呑みにはできない」と食い下がったのが施設の職員などではなく教員だったことは象徴的だった。当事者である子どもたちを指導や保障の対象としてしか見ないのは、文部科学省のみではないのだ。「今後の特別支援教育」のキーワードである「ニーズ」であるが、「誰が、どんな場で」決めるかについて私とは根本的に異なる。私にとっては当然「本人が、分けられない一緒の場で」が大前提である。「中間まとめ」はちがう。「専門家や親・教師が、分けられた場所で」決めるのである。何よりも先ずこのことをはっきりさせておきたい。

残念な事実

次に「養護学校や特殊学級に在籍している児童生徒が増加傾向にあり」というのは残念ながら事実である。「障害児を普通学校へ全国連絡会」世話人の北村小夜さんによれば、この傾向は文部省が教育に強制はなじまないとして説得路線に切り替えてからだという。北村さんが指摘するように、親は選んだつもりになって選ばされているにすぎないのだろう。強制されている間は向こうのねらいもはっきり見えるがソフトに出られて選べるとなると迷ってしまう。確かにこのころ（1990年代後半）から小・中学校では、すべての時間普通学級にいるのではなく特殊学級などに取り出してていねいに教えてくれる場もほしいとか、養護学校では、地域とも切れたくないと言って居住地校交流を望む親が多くなってきている。大阪でもこの傾向は遅ればせながら出て来ているようだ。普通学級からの取り出し指導をしてくれないからといって府教委や文部科学省にまで直訴したり、インターネッ

トで不満を撒き散らす親も出始めている。

日教組の全国教研（2003 年 1 月）では交流教育のレポートが最も多く居住地校交流のレポートも各地から出ていたが、それが校区の小・中学校への就学につながるよりも養護学校を補完してしまっているケースの方が圧倒的に多いのではないだろうか。

ところで、「肢体不自由の養護学校では日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加」していると「中間まとめ」は言うが、大阪のみならず方々で小・中学校の普通学級でこそ人工呼吸器など「医療的ケア」を必要とする子が増えている。地域でのあたりまえの生活を求めて病院から出て来た人たちにとっては地域での生活が当たり前なのだから、地域の小・中学校の普通学級で暮らすことはごくごく当然のことなのである。

しかし文部科学省は養護学校のみでしか「医療的ケア」を認めておらず、「医療的ケア」をも養護学校存続のためのひとつの手段にしようとしているように見える。「医療的ケア」は分けられた場所を望む人たちの問題ではない。地域で当たり前に暮らすことを願う人たちの、QOL（Quality of Life）実現のための不可欠条件なのである。

「中間まとめ」は、「厳しい財政事情等に鑑みれば」「盲・聾・養護学校や特殊学級等においてこれまで蓄積された指導の経験やノウハウ等を有効な資源として最大限に活用する」ことが必要とも述べている。有効な社会的資源の活用も最近のケアマネージメントの講座でよく耳にする。しかしそこでは、地域から離れた存在の養護学校は実際問題役に立たないことが多い。私自身の経験でも、実際に生活しているクラスから引き離していくら「スキル」指導してみたところで「その場」で「その時」に本人がつけた力には到底及ばなかった。盲・聾・養護学校や特殊学級では所詮分けられた場での限られた経験やノウハウに過ぎない。一歩囲い込まれた場所を出れば、その経験や「力」を出すことさえままならないことの方が多いのだ。

何よりも「最大限に活用」するべきは、回りの子どもたちの力だ。子どもたちの力はすごい。私の 30 年間の小学校での暮らしは、クラスの子どもたちの助けなしには到底考えられなかった。障害のある子のことはもちろん、クラスで起こるすべてのことを子どもたちと相談して行けば解決できないことはない。そしてそれらがすべてまた子どもたち一人一人の成長に確実につながって行く。このことはサラマンカ宣言の中でも「子ども同士の援助を動員し」（「行動のための枠組み 35」）と、その力を期待されているが、実際子どもたちの智恵は私たち大人が考えているよりももっともっとすばらしいものなのだ。私たちは、学校の主人公（主体）は子どもたち自身であることを常に意識しておかなければならない。

すべては「専門家」の掌中に

第 2 章は「今後の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方」である。ここで「中間まとめ」は、「通常の学級に在籍する障害児には従来の特殊教育は十分に対応できていない状況にある」ことを認め、これまでの「障害の改善・克服」のための指導は今後も不可欠としながら、それだけではだめで「障害のある児童生徒の主体的な取り組みの支援を行うことを特別支援教育の視点として考えて行く必要がある」としている。しかし、通常の学級に「重度の障害児」がいても文部科学省は条件保障をしていない事実を認めているわけではない。むしろ文部科学省は通常の学級に「重度の障害児」がいること自体を認めず「違法行為」としてきたのだ。ここで言っているのは、あくまで障害の軽い「LD、ADHD、高機能自閉症」等に限定してのことなのだ。

さらにまた「中間まとめ」のどこを捜しても「主体的な取り組みの支援」の具体的な記述はない。「主体的」さえも専門家の前では形を失い、彼らによってすべてが決定されてしまうのだ。障害児・者をどこまで軽侮し、貶めるのだろう。障害者は専門家のしもべに過ぎず、専門家は神だとでも言うのだろうか。

また一人一人の教育的ニーズが何かについて、「市町村教育委員会は児童生徒本人の視点に立って、専門家はもちろん保護者等関係者の意見等を踏まえて正確に把握する」としている。ここでも「ニーズ」が何かについては、結局のところ専門家や保護者等関係者の意見を聞いて教育委員会が決めるとしている。本人の視点に立ってと言いつつニーズは他人が決める、さらにそのうえで教育の場は「障害に合わせて用意する」というのだ。

一方担当する教員については「質の高い専門性」を持った者で、「児童生徒の理解者という認識の下で保護者の相談にも親身に対応して行く努力」を求めている。その後は「専門的な知識を有する者の集団」で「専門家チーム」を作り「学校内外の人材の総合的な活用を図るという視点が大切」だという。そして「盲・聾・養護学校と小・中学校の日常的な情報交換はもちろん児童生徒の教育・指導における密接な連携が不可欠である」とも。すべては専門家の手の中にあるのだ。

「個別の教育支援計画」

次に「中間まとめ」は、「個別の教育支援計画」の必要性を述べている。数年前、東京都の養護学校校長会が「個別の指導計画」をマニュアル化したことがある。それは従来からあった指導計画を整理しただけのものだった。大阪でもほとんどの養護学校が「個別の指導計画」を作っており、大阪府教委はそれをもとに小・中学校の養護学級でも作れと言い始めている。現場段階では、これまでの指導計画との大きな違いは保護者の意向をその中に反映させることだと受け止めているものが多い。それ以外では従来と変わらず、「個別の」も個別指導ではなくグループ学習の中での指導計画という意味で、「の」の入れ方にこだわっている。「個別指導の計画」や「個別指導計画」ではなく、あくまで「個別の」「指導計画」だというわけだ。

「中間まとめ」の言う「個別の教育支援計画」は、これらとは違うものなのだろうか。「中間まとめ」は、支援計画は「障害のある児童生徒の視点に立った」ものでなければならないとしている。その立案には「策定を担当する機関と関係機関との連携協力」が必要で、そのために「コーデイネーター的な役割を果たすものが必要だ」という。そこには「本人および保護者」という記述は一切ない。ようやく「個別の教育支援計画の必要性—13」の項で「その際、保護者との話し合いをもとにその意向を把握し、児童生徒の状況の分析や指導の目標について理解を得て、教育的支援の目標に向けて学校や家庭における活動の連携を図ることが大切である」と取って付けた様に記してあるのみである。

もともとアメリカの全障害児教育法によれば、IEP (Individualized Educational Programs) と呼ばれる「個別教育計画」は当事者である本人と後見人としての保護者が同席し、本人のニーズをもとに作成するのが前提なのである。しかも子どもの教育の場・内容・方法については学校と保護者が同意し、契約成立したうえで実行されるものとされている。しかし「中間まとめ」では、本人はおろか保護者さえも専門家の立てた教育的支援の目標に向けて「理解を得る対象」に過ぎないのである。そしてこの「個別の教育支援計画」が、今後障害児と呼ばれる人たちをがんじがらめにしていくのだ。

「今後の盲・聾・養護学校の在り方について」

さて第3章は「特別支援教育を推進する上での盲・聾・養護学校の在り方について」である。日本の盲・聾・養護学校の歴史などに触れたうえで、従来の盲・聾・養護学校を「障害種にとらわれない学校制度へ」つまり「総合養護学校」への移行を示唆している。もう一つは「特別支援学校（仮称）」と呼ぶ「地域における障害のある児童生徒の教育のセンター的機能を有する学校」を提起している。

これらに関してはすでに各地での動向がある。大阪では1999年10月の「特殊教育の今後の課題に関する調査研究協力者会議」の発足よりも早い1998年5月、大阪府学校教育審議会第3分科会が「ノーマライゼーションの動向等に対応した養護教育の在り方について（中間答申）」で、10年後には養護学校の小学部をなくし、中学・高等部は総合養護学校とするとの想定図を描いている（最もこれは養護学校校長会等の猛反発で翌1999年1月の最終答申からは消えてしまったが）。京都では「障害種にとらわれない総合制・地域制養護学校」を既存の3校の変更と新設校1校とで2004年に発足させる予定であり、すでに2000年度から3年計画でその試行を進めている。2002年10月発行の「IEP JAPAN Vol.8　特集　これからの養護学校」に掲載された江川正一さん（京都市教育委員会養護教育課指導主事）の「総合制・地域制養護学校への取組み」を読むと、この第3章で書かれていることが着々と具体化されようとしていることがよく分かる。

関連したニュースとして、埼玉では知事が主導する形で養護学校と小・中・高校との二重在籍制も検討され始めている。これに関しては山口薫さん（東京学芸大学名誉教授）などもインクルージョンへの「経過措置」として提案している。しかし彼の提案は盲・聾・養護学校や特殊学級を基本とした二重学籍で、もしそのような形で実現したなら、養護学校存続の補完的役割に過ぎないものになる可能性が大きい。やはりあくまでも地域の学校をベースにしたものでなければ意味がないと言えるだろう。

第 4 章は「特別支援教育を推進する上での小・中学校の在り方について」である。ここでも歴史的な事に触れたうえで、通級指導等にも言及し「教科学習につまづきのある児童生徒をも対象に、放課後に自由に参加できるいわゆるオープン教室の形で指導を行い成果を上げている事例が報告されている」として「こうした各学校の創意工夫を奨励していく」とある。彼らが考える普通教育にとって、文字どおり「障害」となる者すべてを小・中学校の普通学級から排除しようとしているのである。

「LD、ADHD、高機能自閉症」とは？

そしてこの第 4 章の中で「LD、ADHD、高機能自閉症」について相当の分量を費やして触れている。「ADHD、高機能自閉症等については、定義や判断基準が明確になっていないこと等から学校における適切な対応が行われてこなかった」とした上で、別添資料として定義と判断基準等を試案として提示している。だがそれらは、一読して子どもたち本人が困る判断基準ではなく、教員が困る判断基準にすぎないことがわかる。

たとえば「ADHD の判断基準」はこうである。「・学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする。・課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。・面と向かって話しかけられているのに、聞いていないように見える。・指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げない。・学習などの課題や活動を順序だてて行うことが難しい。・気持ちを集中させて努力しなければならない課題を避ける。・学習などの課題や活動に必要なものをなくしてしまう。・気が散りやすい。・日々の活動で忘れっぽい。・手足をそわそわ動かしたり、着席していてもじもじしたりする。・授業中や座っているべき時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする。・遊びや余暇活動におとなしく参加することが難しい。・じっとしていない。または何かに駆り立てられるように活動する。・過度にしゃべる。・質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまう。・順番を待つのが難しい。・他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする。」

今回この原稿を書くに当たって、1989 年 3 月に豊中市立教育研究所が発行した「落ち着きのない子—多動と呼ばれる子どもたちへの正しい理解のために—」を読み返してみたが、これらはそこで紹介されている「微細脳機能障害」の判断基準とそっくりである。当時は日本でも学習障害（LD）のことが取り上げ始められていたころで、私も『福祉労働』誌に LD のことを書いた記憶がある。いろんな考えがあろうが、私は当時も今も、LD はわが子を「精神薄弱」と思いたくない親とクラスでの取り扱いに困り果てた教師が、新しい障害に飛びついた専門家と結び付いて作り上げたものだと思っている。

また登校拒否対策に頭を痛めていた当時の文部省もそれに乗ろうとした節がある。それをマスコミが取り上げて一層拍車をかけた。当時は松戸の女子高生を殺してコンクリート詰めにした高校生が LD ではないかといわれたりしていたころである。実際アメリカでは ADHD も含めてこれらの「障害」は犯罪予備軍として扱われており、その対策としての治療に熱心だとも聞いている。

石川憲彦さん（静岡大学）は今次の日教組全国教研 (2003 年) でも「本当にそのような障害があるのか」と疑問を投げかけているが、1992 年の第 42 次教研では「学習障害（LD）批判」というペーパーを出し、基本的な問題点として次のように指摘している。「・予防という名の人間管理と社会防衛思想　・学習中心主義、序列化の一層の進行　・できなさの分断とより一層の差別化　・教育における治療主義の台頭と権威化　・情報産業社会の啓発と増加する不適格者のスクリーニング」。これらは「LD、ADHD、高機能自閉症」のみならずすべての障害者と呼ばれる者について言えることであり、それは当時も今も変わってはいない。

また「LD、ADHD、高機能自閉症」については教員よりも親の方が良く学習していることが多く、現場の教員たちが知らない専門用語を使われて困っている例も見られる。「中間まとめ」は困っている教員を何とか助けなければと考えたのだろうか、「当該児童生徒への具体的な指導方法の実践的な研究」を国立特殊教育総合研究所で行うとしており、隣接の久里浜養護学校でもこれらの子どもたちを多く入学させて研究対象としていこうとしているようだ。

しかし「中間まとめ」も指摘しているように、困っているのは地域の小・中学校の普通学級でこの子たちを担任している教員たちである。私は「LD、ADHD、高機能自閉症」は学校や教員が対応に困っている子どもたちへのレッテル貼りに過ぎないと思っている。しかし彼らの論理から言っても、全国各地から選抜され（久里浜養護学校に入学するには、教育委員会の推薦状が必要なのだ）居住地とは遠く離れた場所で、同じ「障害」の子どもたちを集めた養護学校の実践が何の役に立つだろうか。

「特別支援教室(仮称)」

この第 4 章の中で「中間まとめ」は特殊学級について「評価する意見がある一方で、その在り方については検討すべき点があるとする指摘もある」として具体的に 3 点にわたって記述している。「(1) 障害のない児童生徒との交流の重要性に鑑み多くの時間を交流学習にあて通常の学級に在籍する児童生徒と共に学習する機会を設けている実態を踏まえれば、必ずしも、固定式の教育の場を設ける必要はないのではないか」「(2) 障害のある児童生徒の発達や障害等について専門的な知識や技能を有する特殊学級の担当教員は (中略) 教育上必要となる関係機関との連絡・調整などのためのコーデイネート役として活用するべきではないか」「(3) 特殊学級に蓄積された教育・指導上のノウハウや設備・機器は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導にも広く生かされるべきであり、特定の児童生徒のみの特別の場として位置づけることは適当ではない」。

その一方で「障害に起因する困難を改善・克服するとともに障害に応じた教育を行うために指導上の専門性が確保されることが必要」とあきもせず書き連ねているのである。

通級による指導については「指導の制度の目的 (障害の状態の克服・改善) や指導時間 (1~3 時間) をより弾力的な対応ができないか検討する必要がある」としている。これらを踏まえて、この章の最後には固定式ではなく「障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を必要な時間のみ特別の場で教育や指導を行う」「特別支援教室 (仮称)」を設けるべきだとしている。どこまでも普通学級の「障害」になる子どもを洗い出して、別の場へ取り出すつもりなのだ。

何が変わるのか

第 5 章のタイトルは「特別支援教育体制の専門性の強化」である。これまでさまざまな面で手厚い措置を講じてきたが、専門性の向上や連携・協力面で不十分であった。したがって今後は連携・協力体制を構築して「専門性の強化」を図ることが重要だとしている。そしてそのために国立特殊教育総合研究所や国立久里浜養護学校の在り方について言及して行くことになる。

その国立特殊教育総合研究所研究部長の原仁さんは「特別支援教育」についてこう書いている。「特殊教育が解体して特別支援教育に組み替えられるという訳ではない。従来の特殊教育の制度は今後も機能することを前提にしている。しかし、その枠組みでは対応しきれていない、何らかの支援を必要としている児童生徒を想定して登場した用語なのである」。端的に彼らの考えを表していると言えよう。

日教組の動き

ところで、気になる日教組の対応であるが「中間まとめ」の出された 3 日後の 10 月 24 日、書記長談話がだされている。そこにはこう書かれていた。

まず評価できる点として「教育の地方分権の尊重及びノーマライゼーションの進展という観点では一定評価する。①…『特殊教育』に変わって、教育の場を固定しないという『特別支援教育』という考え方を示した。②地域全体で障害のある子どもの教育的ニーズに柔軟に対応していく教育、福祉、医療等

との連携支援体制を構築していく必要性を提言した。③障害児学校の今後の役割として、地域における小・中学校に在籍している障害のある子どもの教育を支援する機能が重要であるとした。④…新たに固定式の学級を設けず通常の学級に在籍した上で、必要に応じて指導する形態を提言した」

問題点としては「…地域に開かれたインクルーシブな学校づくりの観点から見ると極めて乏しい内容であり…①…依然として『障害に応じた分離・別学体制』を基調としており…②人的・物的支援の拡充を確保する財政支援の在り方についてはまったく検討しておらず…③障害の改善・克服の観点で、障害のある子どもたちに対してだけ『個別の教育支援計画』の策定を提言している…④…財政支援の裏付けがまったくない、『特別支援教育コーデイネーター（仮称）』という新たな役割が提言された…⑤…別学体制を前提とした、『障害児学校・学級』のみの制度検討である。…普通学校全体の改革が必要である。⑥…専門家による新たな障害児づくりを推し進めないよう、能力主義の問題性と障害を生み出す現代の時代背景を明らかにする必要がある」としている。

そして「日教組は障害児が地域の学校で学ぶことは教育基本法の理念の実現であることを確認し、本人・保護者の希望による就学とノーマライゼーションの進展とインクルーシブな教育の実現を目指して、引き続き最終報告に向けて、文部科学省交渉、パブリック・コメント等にとりくんでいく」。

私見を言えばノーマライゼーションとは先ず何よりも「分けないこと」であって、「中間まとめ」はノーマライゼーションの進展という観点で評価できるとは言えない。国立特殊教育総合研究所研究部長の原仁さんが言うように「特殊教育が解体して特別支援教育に組み替えられるという訳ではない」のであって、「教育の場を固定しない」と言っても、選ばれた「認定障害児」のみが小・中学校へ行けるだけなのだ。評価できる点の①は読みちがえである。②についても、詳細に見て来たとおり専門家が決めた「ニーズ」を関係機関がコーデイネートしていくという本人抜きの話なのである。③については、障害児学校の小・中学部を廃止したうえでならばともかく、養護学校として存続したままでの支援というならば評価には値しない。④でいう「特別支援教室（仮称）」は、学校や教員が対応に困っている「LD、ADHD、高機能自閉症」と名付けられた子どもたちを「通常学級」から囲い出すためのものに過ぎず、これまた読みちがえと言わねばならない。要するに「従来の特殊教育の制度は今後も機能することを前提にしている」のだ。

したがって私としてはすべては問題点の①「文部科学省は依然として障害に応じた分離・別学体制を基調としており、今回の中間まとめにあたっても、この姿勢を堅持している」につきる。③の「個別の教育支援計画」についてはすべての子どもを対象に、というだけでは不十分である。「中間まとめ」の言う「個別の教育支援計画」の問題点をきちんと指摘しておかなければならない。このようなものをすべての子どもに適用させることこそ大変な問題なのである。④の「特別支援教育コーデイネーター（仮称）」についても、財政支援問題よりもその役割こそが問題なのはこれまで指摘してきたとおりある。⑤⑥はそのとおりであり異論はない。

残念ながら日教組を始め私たちの側は、矢継ぎ早な攻撃を迎え撃つには後れを取っていると言わざるを得ない。文部官僚や「専門家」はそれを仕事にしているのだから、なかなか太刀打ちするのは難しいこともまた事実である。しかし私たちは何と言っても「現場」に、子どもたちとともにいるのだ。これこそ私たちの武器である。考えてみればこれまでだって私たちのやって来たことは「違法」とされ続けてきたのである。それでも専門誌（「養護学校の教育と展望」No.120）に「これまで都道府県や市町村が市民の要請や地域の実情に応じて制度の範囲内で配慮・工夫してきたことが、国の目指すべきものとして概ね追認される方向が示されたといってよい。また、国連を中心として世界レベルで進行している『万人のための社会』及びその具体化の一部としての『万人のための学校』の理念及び方向性に、今後我が国が向かう方針が一応示されたと考えることができる」と言わせるまでに来たのである。私たちは後れを取りながらも迎え撃つとともに、これまで追求して来たことをこれまで以上にやって行く、それだけの話である。

追記

2003 年 3 月初め、中央教育審議会は「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の

在り方について」の最終答申の素案を出した。その内容は、多くの批判を一部取り入れた形をとりつくろい「平和」の文言を入れた程度で、その中身はやはり、国家主義・ナショナリズムに貫かれたものであった。とりわけ私たち以外からは殆ど批判を受けなかった、国家主義・ナショナリズムと表裏一体の「別学・能力主義」については、彼らの言いたい放題といった観を呈している。3月中には、殆どこのままの形で本答申が出されるものと思われる。

〈討論〉

暮らしのなかで支援費制度を考える

出席者　古賀典夫　(東京都北区)
天野誠一郎 (東京都国立市)
田中清　(都内在住)
司会　篠原睦治　(東京都日野市)

討論に先んじて

ご存じと思うが、障害者の身体介護、家事援助、移動補助など、「社会参加と自立」を支援する目的で、国は、2003 年 4 月から支援費支給制度（以下、支援費制度）を実施する。さて、これは、どんなもので、どんな問題があるのだろうか。いろいろな障害者団体が、この制度をめぐって、厚生労働省などとの交渉を重ねているが、この〈討論〉に参加した上記三人は、「怒っているぞ！　支援費制度障害者ネットワーク（福祉行政を質す会)」に参集している。

古賀さんは視覚障害者で鍼灸・マッサージの仕事をしている。天野さんと田中さんは脳性マヒ者だが、いずれも、地域で介助されつつ、暮らしの中の「介助の社会化・制度化」を模索してきた。特に、田中さんは、地域で「障害者団体の中の介助者派遣部門の職員」をしている。

なお、天野さんも古賀さんも、それぞれ時期は違うが、和光大学で学生時代を過ごしているが、70 年代後半、天野さんと同世代の学生たちは、大学側が障害者用スロープやトイレをつくろうとしたことに反対して、共用の“遊歩道”やトイレを提案し、これを実行している。80 年代前半、古賀さんたちは、全学科、全学年に開いた共同の授業「手話・点字とコミュニケーション」を提言したが、この授業は今日も続いていて、私も共担チームのひとりである。そんな具合に、私も、彼らと同じキャンパスで出会いながら、折々の問題提起に共鳴しつつ、「共に学ぶ」大学づくりに参加してきた。

ところで、社会臨床学会は、今日まで、高齢化社会のなかの介護保険制度の諸問題を考えてきたが[(1)~(6)]、本〈討論〉でも指摘しているが、支援費制度は、介護保険制度「障害者」版と言えそうである。本学会第 11 回総会（2003 年 4 月）では、シンポジウム「『支援』ばやり、これで大丈夫か」を開くが、そんな折りに、お三人と一緒に、「暮らしの中で支援費制度を考える」ことにした。なお、この討論は、2002 年 12 月 7 日、天野さん宅で行われた。(篠原睦治)

語り合いたいこと

篠原　お三人とは、いくつかのことを語り合いたいのですが、第一に、2004 年度 4 月から始まる国の制度としての支援費制度とは、そもそもどんなもので、実態はどのように進行しそうか。

二つ目は、支援費制度は、高齢者の介護保険制度のなかに障害者も組み込むという発想なり思惑から出発していると思うが、今回は別の形で障害者のための制度として出てきているが、それにしても、介護保険制度との関係はどうなっているか。

三つ目は、障害者自身の「社会参加と自立」ということで、介護のあり方や仕組みをどう作ってきたかということだが、それは、地域の運動から始まって、行政にやらせるという話もあっただろうし、やらせつつ自分たちがヘゲモニーを取ってきたという部分もあったと思う。そのへんが支援費制度の話になると、一挙に風向きが違ってくるような気がするが、どうだろうか。

四つ目に、「支援」という言葉は、支援される側から言うと、恩を着せられる感じになっていないか。

ここと関わって関心があることは、支援する側の資格、専門性、条件なのだが、この辺について考えたい。

措置から契約へ、民間企業の参入

古賀　支援費制度が来年（2003年）4月から始まろうとしていますが、何が変わるかというと、一言で言えば、福祉のサービスを利用するのが契約制度に変わるということ。利用者が契約する相手は事業者ですが。

篠原　事業主体というのは地方公共団体だけではないのね。

古賀　市区町村は事業者になれますが、むしろそこはなろうとしていない。福祉法人関係だけでなく、民間企業も参入してくることになると思いますよ。

篠原　この制度によって、措置から契約へという原則の変更があるけれど、同時にサービス・メニューがもっと広がるとか徹底するとかいう売込みが一方でありますね。

古賀　その辺については、福祉事務所で働いている人が、あれは国家的詐欺だといっているくらいで、サービス供給の体制を新たに整えてから始めるわけではない。

篠原　サービスの中心は居宅の者に対して介護者を派遣するということなのね。

古賀　そうです。あとは居宅介護の中にデイサービス、ショートステイ、知的障害者のグループホーム。これは今までもありましたけど。

天野　介護メニューが豊富になるかという話だけど、これまでもホームヘルプサービスや全身性障害者介護人派遣事業というのがあって、この二つともが、これから支援費制度に組み込まれる。今までのホームヘルプサービス事業は、市が委託した社会福祉協議会なり派遣会社からヘルパーさんがやってくるのですが、そのときも家事労働、身辺介護という枠の中で単価が算出されて、その金が事業体に出されていた。それは支援費になっても基本的には変わりないが、家事労働、身辺介護に"移動介護"というのが加わる。

支援費になって何が変わるかというと、一つは民間の派遣会社が大量に参入できるべく間口を広げるということがある。また、支援費になると、全身性障害者介護人派遣制度が様変わりしやすい。今まで全身性障害者介護人派遣制度の介護人は、誰でもよくて、ぼくの周辺の友達も登録ができて、1日8時間くらいを限度にして、幅のあるやりくりが可能でした。厚生労働省は、8時間という上限枠を撤廃するように通達を出しているけれども、地方の財源によっては上限枠を設けざるをえない。（その後、厚生労働省自ら「上限枠」を全国一律にするという方針を出している。末尾の追記参照。）

支援費制度によって、枠組みが全身性障害者介護人派遣のほうは「日常生活支援」に変わる。そうすると、介護人は、いままで市に登録することでOKだったが、これからはどこかの派遣会社に登録しなくてはならない。

だれでもどこでも支援される、という謳い文句から

天野　もう一つのキーポイントは、「日常生活支援」の枠で介護をやる者には20時間の研修があって、それを経ないと資格が取れない。

篠原　それは介護保険で求められるホームヘルパー1級、2級といった資格と対応しているの。

天野　介護保険2級の場合、講義と実習で130時間の講習をこなさなければいけない。しかも講習は8万円かかる。「日常生活支援」の介助者の枠は20時間でいい。当事者とのつきあいが10時間、あとは座学。

篠原　支援費制度になると"移動介護"が新しく加わるということだけれど、現在、それはないの。

古賀　ガイドヘルプというのはありました。

篠原　名前が変わるということですね。

田中　全身性障害者介護人派遣事業というのは、今現在は利用できる障害者が限られている。ぼくたち脳性マヒ者か、あるいは筋ジストロフィーの方、頸椎損傷の方で、全身に障害がある方だけしか利用できない。日本全国どこでもその制度をやっているかというと、そうではない。市区町村単位で言えば、約120ヵ所。

支援費が始まると、「全身性」だけでなく、どんな障害を持っている人たちでも日本全国どこでも利用できるようになるというのが、当初厚生労働省の謳い文句でした。それは、ぼくたちから見ると、とてもいいことだと思いましたね。なぜかというと、今現在は、

日本全国のなかで東京都は一番行政サービスが進んでいるので、地方から出てきて、一極集中型になる。障害者自身も、自分が生まれ育った土地で暮らしたい。でも、それができない。それが、支援費が始まれば、日本中どこでも同じようなサービスが利用できるというので。ところが、逆に地域格差や障害の程度による差が出てきてしまうことが分かってきた。

なぜ障害者は介護保険に組み込まれなかったか

篠原　介護保険制度の場合は民間委託をやって、その場合、財源は国からも、都道府県からも、市区町村からも出るし、もちろん一般の人々の保険料が合算されて、利用者は 1 割の実費を払うという形で、民間企業が成り立つ。今度の支援費制度では、どうなりますか。保険料は支払わないわけですね。

古賀　一応税財源でやるということで、国が 50%、都道府県が 25%、市町村が 25%、指定都市なら県は関わらず 50%とか。

田中　これが本当の理由かどうかはわかりませんが、介護保険が始まる少し前、社会福祉基礎構造改革があって、福祉の分野でも民間活力を利用して、日本の社会福祉をもっと充実させましょうということが打ち出された。障害者の福祉を介護保険のほうに組み込んでいくという流れで、こういうことが起こった。

篠原　ぼくも、介護保険のなかに追いかける格好で障害者が組み込まれていくと理解していたけれど、事実そういう側面はあるけれども、支援費制度は一応切り離されている。それはなぜなの。

田中　介護保険が始まったときに、障害者福祉も一緒に組み込むという話は出ていた。各障害者団体が、それでは困る、生活ができない、高齢者と障害者は違うと、当時の厚生省に訴えた。

篠原　老人と障害者はどこが違うんですか。

田中　高齢者の方は、人生のなかでやるべきこと、恋愛をして結婚をして、家庭を作るというような、人が一生のなかでやっていくことをある程度やって終わっている。年をとったことによって病気などが出てきて、体が不自由になって、残りの人生をいかに快適に暮らすかということで、ホームヘルパーさんなどが必要になるということだと思います。

でも、ぼくたち障害者は、人生の恋愛や結婚や仕事など、一人の人間としてやるべきことを今から始めようとしていたり、始めていたりする。それをできない者があるので、福祉というものでいかに支えてもらうか、助けてもらうかということだと思います。

篠原　ところが、介護保険制度もやっぱり「社会参加と自立」ということを言っていて、在宅とか社会のなかでという言い方をしている。同時に自立の程度みたいな話もあって、十分な自立に達していないときに応援しましょうということだから、基本的には介護保険の思想も、今おっしゃった思想も重なっていると思う。国家、社会の側からすれば、老人に対しても障害者に対しても、いつも同じことを要求しているという感じがして、行政の論理では、介護保険の話も支援費の話も同じ話だという感じがするんだけど。

天野　篠原さんがこだわっている、概念上一緒ではないかということだけど、どういう概念かというと、やたら当事者を援護、支援するという、美辞麗句ですね。

高齢者と障害者を同一視しつつ分断する

篠原　もう一つ、「社会参加と自立」というコンセプトを含む。

天野　まったくその通りだと思う。何を支援するかというと自立を支援する。行政側の論理は、社会に参加できる自立を支援するということでしかなくて、そこから、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者たちを、「自己実現、自己決定、自己選択」を振り分け材料として用いて、落ちこぼしていく。そのような排除のなかで制度としての「支援」概念があると思うのね。さらに、行政側は、介護保険制度にしても支援費制度にしても、「社会参加」可か否かを大きな分岐点として、これをふるいわけ概念にして、強権力を使って采配してくると思うけど。

古賀　ぼくも行政側の経過をちゃんと押さえなければいけないと思ってるけど、身体障害者福祉法の附則を見ていくと、90 年からホームヘルプの財源をどう確保するかということが検討課題だった。これは多分家庭奉仕員という言い方からホームヘルプ制度と名前を変えて、その頃、高齢者のゴールドプランが出てきたのに対応しているんだと思います。

このときは障害者も高齢者も両方、財源を考えな

ければいけないという話になっていて、介護保険制度に関する法律が97年に成立して、同年11月から福祉基礎構造改革に関する答申が出始めた。

確かに、97年、98年くらいまでの答申では、障害者も介護保険の中に入れるという方向で動いていたと思います。そのとき、田中さんが言ったように、障害者と高齢者を一緒にするなと要求した障害者団体もあったはずですし、一方、もっと保守的な日本身体障害者団体連合会などは、逆に介護保険のなかに障害者を入れろという要求をしたと思います。

そのなかで、なぜ障害者が介護保険制度からはずれたかと言うと、介護保険はもともと20歳以上から掛けるという発想だったのが、40歳以上にくくられたということと、社会保険の関係で言うと、企業が介護保険の半分を出す形になっているので、障害者までだと負担額が重くなると企業が主張して、とりあえず障害者は入れるのを見送ったようですね。

ただ、もう1回、介護保険に20歳以上から入れるという過程で、障害者もそこにつっこむだろうと思う。介護保険そのものは、それまで消費税を福祉に使うと言ってきたものを、ついに福祉限定の税徴収にしたようなものだと思いますね。

篠原　介護保険の場合、利用料の1割が各自負担になる。障害者の支援に関わっても利用料が要求されるんですね。

古賀　介護保険の場合、1割という応益負担で、払える能力と関係なく、とにかく1割と決めてしまう。障害者の場合は応益負担にはなかなかならないだろうということで、とりあえず応能負担と言っている。支援費の申請書を見ると、税を調べることに同意するということを書き込むようになっている。

篠原　生活保護を受けている場合、応能負担はないというわけね。古賀さんは取られるの。

古賀　ぼくが支援を受けようとすればね。大して金持ちじゃないところからも取るというわけですよ。住民税を取られる者からは、住民税が非課税でも一部は取る。利用者は、全額払えないから、あとは公的な税財源で支援するということで支援費という言葉になったんだと思う。

「社会参加と自立」でよかったのか

古賀　この先の話になると思いますが、障害者の側から主張していった自立の概念と、もともと行政が持っている、経済生活に適応しているというような自立という概念がありますが、結局、障害者側が主張したことを行政側が受け入れたかのように言っていた人たちもいましたが、実際にはずっと平行線で来ている。

篠原　自立概念は、障害者が隔離されていたことがあって、自立と解放という話から出てくる。「社会参加と自立」というのは障害者運動の一つのキーワードでしたね。それに対して、行政側がそれを使うときは、「一人前の人間になりなさい」ということで、そのための治療、訓練、教育を受けなさいということになる。それでもうまくいかない場合、自立のために支援しましょうと。障害者側から言うと、障害者側が使ってきた「自立」と、行政側が強調しているときの「自立」は違うのかもしれないが、ぼくは、障害者側が「自立」という概念を、健常者と張り合って、彼らから独立することを強調していけばいくほど、行政側はその言葉をちゃんと受け止めて、それなりに行政の言葉にしていくと考えるのね。とすれば、障害者側の「自立」概念それ自体がそれでよかったのかという問いが逆に見えてくるんだけど。

古賀　社会福祉基礎構造改革の中間まとめ（1998年6月）を読んでいくと、個々人は経済活動を含めて自立生活をそれぞれやっていくわけだけれども、それができなくなるときがある、そのときに社会保障が重要だということを書いている。

ところが、人間はどんな人でも、どんなときでも、一人で生きているわけではない。人間は、いろんな人との関係で生きているし、いろんな人が作った生産物を食ったりして生きているわけでね。それなら、障害者だろうが何だろうが、それは同じじゃないかと、そういう分け方をされると、そう感じる。

障害者が自立生活を、と言った場合、本当に自分の意思や気持ちを大事にして生きていける状況を作るということで主張してきたと思うけれど、それまで親や施設職員との関係のなかで生きてきたのを、介助者という別の関係を作って生きようとするわけですね。そういうことをどう表現するのかということが、もう一方であると思うけど。

ぼくの偏見も含めて言うと、あるいは天野さんから

いろいろ聞かされたことから言うと、CIL（自立生活センター）運動などが「自立」をものすごく強調するなかで、逆に支援費のような契約構造に乗っていく構図があったと思う。そのことが社会的なバックアップを逆に失わせて、生存権的な保障を後退させてしまった感じがする。

篠原　自立論について、田中さん、天野さんの話も聞きたい。

天野　今まで収容施設や在宅で親元にずっと居ざるをえなかったのが、30 年前の状況。親が足腰が立たなくなったり、障害者のほうも高齢化して、親の世話がかりでやっていられなくなると、福祉事務所のケースワーカーを呼んで、どうにかして下さいと言うと、彼らは措置権を行使して、収容施設を紹介するというのがワンパターンの悲しい現実だった。それが支援費制度でなくなると思ったみたいね。自己決定、自己選択だから、収容施設にいても 3 年ごとに、「あなた、このまま施設にいますか、それとも在宅しますか」と聞いてくれると。それで、CIL のリーダーたちも、これはいい制度だということで、最初に乗っかってしまった。

支援費制度になっても、地方の財源でヘルパーの人数とか、いろんな制限があって、ほとんど今までと変わらない。行政側が公的責任を放棄してくるから、施設から出ても、地域で生活する受け皿もない。すごくまずい。

篠原　そこは実態としてそうなると思うけれど、建前としては契約制度になるわけだから、そこには自己決定があるわけで、このメニューではなく、そっちのに変えたいという希望表明をする権利は一応あるわけでしょ。

「社会参加」と「施設収容」は循環していく

古賀　その場合にしても、支援費をそれに対してどこまで出すかというのは行政の勘案事項ですからね。

篠原　今の話で、91 年にシカゴの自立生活運動をしているオフィスで聞いた、ジョージア州で起こった話を思いだした[7]。ある障害者がナーシングホーム（収容施設）に入れられようとしていた。彼はそれはイヤだと言って、州政府に対して 24 時間介護保障を要求した。ところが、行政はそんな金はない、この程度の施設なら保障してやるという言い方になって、彼はそこに入れられていく。彼の側から言うと、町で暮らす生活を弾圧した、抑圧したということで、それなら「死ぬ権利」を保障せよということで裁判をしていく。その前提としてあるのは自己決定権ですよ。自己決定権があって、自分はこんなふうに暮らしたいと表明する。それに対して行政は、そんな金はない、それでは社会に迷惑をかけすぎるという話をして、24 時間完全介護ではなく、この程度の施設で勘弁しろというふうに話が進んでいく。裁判の方は、「死ぬ権利」を認めてしまう。実際は、死ななかったけどね。こんな話が、日本でもこれから起こってくるかなあ。

天野　まさにそっくりですね。

古賀　もちろん居宅を希望した人に、施設に行けとは言わないでしょうが、居宅ではこれだけしか介助できないが、どうしますかと言って、結局は施設に入れられることになるかもしれない。

天野　ひどい話として、たらいまわしにされる可能性がある。施設は 3 年間で契約を組むから、出なさいと言われて、出されたり、地域で一人暮らしをしてもたなくて、また施設に帰る。

篠原　今までと違うと思うのは、結果的にたらいまわしになることがひんぱんに起こってきそうね。今まではある収容施設に入っていれば、一生安泰だった。契約という都合のいい道具を使いながら、財政の合理化などいろいろなものを加味しつつ、障害者がいよいよ翻弄されていくかもしれない。

古賀　施設が障害者を施設外に出す努力をした場合に、施設側に加算がつくのだけれど、その加算を取ろうとすれば、そういうふうにやる可能性はたしかにある。

篠原　それも「社会参加と自立」の勧めに対応している。

天野　障害者が商品になる露骨な話だ。

自立生活運動が派遣事業体になっていくとき

篠原　田中さんは介護者派遣部で働いているわけだけど、これから支援費制度が入ってくると、この事業がどうなっていくのですか。

田中　ぼくが働いている団体は自立生活運動の考えを元にやっています。自立生活運動の自立とは、普

通は「自分で立つ」ですが、そうではなくて、「自分で律する」、「自律」なんです。今まで障害者たちは福祉の受け手だったけれど、これからは自分たちが障害者福祉の背負い手になる。

篠原　障害者が何を担うの。

田中　CILを含め障害者団体の一部には、今年まで東京都の外部団体から助成金が出ていた。年間数百万から数千万くらいでしたが、助成金が今年度ですべてカットされる。支援費制度とは直接的には関係ないとは思うけど、都のほうに財源がないという理由でなくなる。団体が今後どの財源を利用して運営していくかという問題が出てきました。介護人派遣事業をやると、結構儲かるところがある。その儲けたお金で団体の経営に当てましょうという発想が出てきました。これから、多くの団体が派遣事業を始める可能性がある。派遣事業をやるのはお金のためだけではなく、障害者のことを一番理解している当事者がやることでより良いサービスを提供することが出来ると考えるから。

そういう意味では支援費制度は、障害者運動の中では必ずしも悪いものではない。自分たちが今まで訴えてきた考え方と合うところもある。厚労省では団体の幹部の人たちから支援費制度を作るに当たって意見を聞いている。

篠原　そういう意味では自立生活運動の延長上で支援費制度が出てきて、団体は事業所になる、団体を豊かにするかもしれない。その金をもって、障害者は障害者を支援するという構造を作っていくというわけですね。障害者が主体になり対象になる。そして、管理して、管理するという関係になるので、いいのかな。

財源枠制限の中で全国を平均化すると

田中　現在、事業所がきちんと整備されていない。財源もきちんとキープできていない。財源枠は行政次第になっている。24時間介護保障がなされていないままの状態で、こういう制度を始めてしまうというのは話が全然違うとぼくは思いますね。

篠原　今の話はちょっとわかりにくかった。支援費制度は24時間介護保障はしませんと約束しているということですか。

田中　はっきりそうとは言いませんが、市区町村の財源に応じて決めていいということは、たとえば国立市なら1ヵ月300時間、財源の無い市だったら1ヵ月150時間、ということがありうるわけですね。

篠原　行政側に対する障害者運動が強いということでは、国立市などはモデル的だと思うけれど、そういう形で、支援費や介護体制が不十分だとしてもそれなりに充実しているところは確かにあるわけですね。したがって、全国から、そういう市へ障害者が集まってくるというようなことがあって、地域格差がいよいよそのままになる。そのことを国から見て、地域格差の是正を含めて、支援費制度をやると言うのではないんですか。

古賀　ないです。

田中　もともとはそういう理念があったはずだけど。

古賀　そう言われると、実はここは非常にはっきりしないところで、支援費の基準という言葉がありますね。今政府が使っている支援費の基準というのは、だいたい支援費として家事介護にはいくら、ホームヘルプにはいくらという言葉として使っているだけ。厚生労働省に行って交渉すると、支援費制度は全国一律に、どのくらい保障するという制度ではないのでと、彼らは言います。だから、最初から地域格差是正などは考えていなかったと思うけれど、その辺、田中さんには何か根拠があるんですか。

田中　支援費制度を作るという話が出たときに、ある団体の幹部から、地域格差をなくす目的もあるという話を聞いたけど。

篠原　CILの思惑としては、それは当然ある。施設に入れられっぱなしの人が町で暮らしたいと思ったら、町で暮らせるようになるという期待や夢や幻想というものは当然あると思う。今の話を聞いていると、支援費制度というのは、ある面で国立市のように、下から作っていって、行政のほうでやり出したというところや、そうではないところを全部平均化するということのように思うけど。とすると、国立市も住みづらくなっていきそうね。その名目として地域格差是正があるのではないか。

天野　それはあると思う。全身性障害者介護人派遣事業を実施している地方自治体があるかと思えば、数年前までは江戸川区はそんなことはやっていなかった。そういう格差を解消する意図は当初はあったと思

う。しかし、財源事情が絡んで、サービス業は各地方自治体に決定権があると言って、地域格差をそのままにすることも一方で出ている。そういう背景も相矛盾する形で出されている。

篠原　市区町村レベルで言うと、財政負担が大変になるところもあるけれど、国立市あたりは楽になるということなの。

天野　いいえ、国が 50%、都が 25%、市が 25% の財源負担率は変わらないけれど、日常生活支援については全国統一化される。そういう意味では、全身性障害者介護人派遣制度は各地方自治体に裁量権が任されていたけれど、日常生活支援に衣替えすることによって、それが支援費になる。それが全国的に統一される。地域格差がなくなるという触れ込みはあると思う。しかし、財源負担率が変わらないので、支給量は多分変わらない。

篠原　そういう点では、地域格差は依然としてあるということね。

天野　しかも財源事情によって、各地方自治体のサービス量は決めていいとされている。したがって、制度的には標準化するけれども、現状は変わらない。

田中　たとえば国立市にとって、財源が増えるか減るか、出すお金が増えるか減るかというと、当然増える。なぜならば今使っている全身性障害者介護人派遣制度というのは、このなかにガイドヘルパーの分も入っている。この制度は身辺介護や家事介護をやるためにできているのではない。社会参加のためなのね。それがいつの間にか、ホームヘルプサービスが足りないので、身辺介護や家事介護もやってもらうようになってしまった。でも、支援費制度が始まることによって、生活支援は一応身体介護、家事介護だけになる。ガイドヘルパーの部分は「移動」という項目で支給されるから、市が出すお金は増える。

「全身性」の場合は移動介護も内包した形の制度運用だったけど、支援費に移行することで、日常生活支援プラス移動の枠組になって、予算総額としては増えるだろうし単価としては増えることになる。

篠原　行政としては、今の財政事情からいったら、そこは減らさざるをえないという話は出てくるよね。

「自立」支援の中で切り捨てられていく“重い”障害者たち

天野　地方自治体の人たちが日常生活支援の単価を上げるなと厚生労働省に訴えてた。単価を上げるなということは強く訴えて、財源負担率はもっと国が背負えということは消極的に言う。むかつくよね。

田中　今、日常生活支援ということが出てきましたが、日常生活支援と移動はセットで利用できる。その他に身辺介護、家事介護というのが別個にある。これはセットでは利用できない。身辺介護、家事介護を選択して、それプラス、移動のセットはできる。

天野　もう少し問題を整理すると、財源負担率はさっき言ったような構造で変わらない。制度の平準化をめざすわけね。全国統一の負担をさせるというのが美辞麗句としてある。もう一つ、太い幹としてあるのが、自立できる者を支援するというのが行政の意図であり、思惑です。したがって、それが自己決定、自己選択というラインに乗る。

それに乗っかっているのが CIL 運動です。自分で生きる場所を選べるし、自分で生活様式を決められる。ヘルパーの支給量も自分で決められるし、業者を自分で選べるということでね。しかし、その辺の主張が、結果として厚生労働省側に利用されてしまった。その自己決定の思想も吟味する必要があるね。

確実な制約が生じてきている。支給決定と支給量は行政がしっかり握っているということでね。そこで CIL の関係者たちの幻想がふっとんだと思うね。

田中　要するに、障害者も福祉を利用しないで生活できるように支援しますということですね。問題は、自立できない障害者たちはどうすればいいかということ。

天野　田中さんの考えをもう少していねいに整理すると、自己決定、自己選択、自己実現という流れは依然として理想として残り続けるけれども、財源負担率が増えることに伴って、自己決定、自己実現が制約されるという問題が一方で出てくる。事業体はそういう制約の中で流されていくという問題がある。財源負担率や自己決定が滞りなく実現された場合は、事業体としてもいいんじゃないかと。24 時間保障を勝ち取った場合は、事業体としてもやりやすくなるし、

CILもいいんじゃないかと。

障害者運動体が行政の先兵になることはないか

田中　今派遣事業を自分がやっていて、ぼくたちがやること自体本当にいいのかという疑問がある。ぼくの考え方は、ホームヘルパーの派遣は民間であろうと地方自治体の公的なところであろうと、どこがやってもいいと思う。

天野　田中さんはそういうニュアンスだと思うけど、一方で、どんな考え方でやってもいいということもある。勝手に事業所が自分の理念をでっち上げても、こっちが選べればいい。自然淘汰されればいいという論理も、ぼくの中にある。

田中　そこは一緒。ただ、これだけは守ってほしいと思うのは、障害者は個々でみんな違うから、その違いをきちんと理解してくれて、派遣事業をやってくれないと困る。

ぼくたち当事者が派遣事業所をやっていくということが本当にいいことなのかということを疑問に思うというのは、一つは自立生活運動は障害者運動なんですね。それが派遣事業という、一つの事業体になってしまうと、今現在もそうだけれど、行政に対してものを言えなくなってしまっている。障害者運動という基本のものができなくなってしまう。これでは話が違ってくると思う。

それならば、きちんと分けて考えて、派遣事業は派遣事業としてやりつつ、障害者の就労の場を作るというきちんとした考え方、目的を持ってやるなら、まだいいかもしれない。今のように団体の財源の確保のために、障害者を外に引っ張り出すようなことではね。

篠原　田中さんがこだわっていることに共感しながら聞いていたけれど、ぼくの理解で言うと、支援費制度というのは、CILなど障害者運動の中で、いろいろな格好で変えられてきたという側面があるけれど、行政も要求を呑みつつ、仕方がなくとか、国際世論におされてとかいう形で実現してきたということがあるわけでしょ。そうすると話が違うと思いつつも、ここは行政の先兵になっていかざるをえないわけね。

でも、派遣事業そのものはあり続ける他ないという話が出たときに、それは行政や民間企業にきちんと任せるという話を立てつつ、CILなど障害者運動は、行政に文句を言い続ける、儲け主義に走らない企業を育てるということで、自律的に関わっていくことだと、田中さんがおっしゃりたいんですか。

田中　そうですね。

古賀　そうやって行政に言えなくなるということは決して新しい話ではなくて、日本身体障害者団体連合会や精神薄弱者育成会、精神障害者家族会などが今まで経験してきたはずなんです。その辺を総括して、次に行くべきだったはずなのに、実はそうではない方向に行って、結局は同じ轍を踏んでいくような気がしますね。

市場原理に期待される自己決定の危うさ

古賀　天野さんがさっき言った、自然淘汰されていけばいいという話は、市場原理を強調していることになる。社会福祉基礎構造改革と介護保険制度と支援費制度についても、人間は契約関係や市場原理がないと、サービスをどう変えるかということを考えられないような感じすら受ける。お互いが話し合って、お互いにどうすればいいのかということを考える調整能力があるはずで、それが本来のやり方だと思うのに、それがどこかに引っ込んでしまっている。市場原理が強調されていってしまうのは危ないと思うけど。

東京青い芝の会などが特に強調するんだけど、行政は障害者に必要なものを買えるようなお金さえ与えれば、あとは市場原理でいいというような話がある。それで市場原理を導入すると、今度はなぜ行政は障害者にたくさんお金を与えなければいけないのか、その根拠はどこから出てくるのかと問われてくる。

篠原　市場原理と自己決定権の主張はセットだと思う。市場原理というのはサービスメニューをいっぱい作って、どれも商品価値があると宣伝して売っていくわけですよね。障害者の側が消費者ですが、消費者の側がいろいろなところからの補助金を受け取りながら、それを入れた自分の財布で買う。その点では、自己決定や選択の自由でね、最後の落とし前はあなたが取るんですよという形で、完全に市場原理のなかでお客さんにさせられていく。ぼくも、天野さんの話は甘い感じがしたけれど。

天野　自然淘汰されていけばいいという、ぼくの発言

についてはいろんな考え方があっていいと思う。また、いろんな派遣会社を作ってもいいと思う。そうしたなかで障害者自身、高齢者自身が選んでいければいいと思う。ただ、そのときに条件整備は必要だとは思うのね。行政側は障害者の介助保障要求を責任を持って負うべきであるし、支給決定と支給量は障害者側が決定して、それを全面的に受け入れることだと思う。そうしたなかで、24 時間保障を実現したうえで誰でも地域で生活できる、どこでも選べるといった保障条件のもとでならば、いいと思うけど。

篠原　そこは完全に市場原理や競争原理だけではなく、公共性を持たせようとか、国に責任を持って関与させようという話が一方であるわけね。

天野　そういう背景がない限りまずいと思う。

篠原　純粋契約でもないし、純粋措置でもないという感じね。

措置制度の中でつくってきた障害者の暮らし

天野　時流としてはすごく困難だし、無理だとは思うけど、できれば、市直営の派遣会社がいい。

篠原　お互いの顔が見える関係で、お上がその商売を実現していくということね。

天野　自分でヘルパーさんや介助者を見つけられない人は全面的に行政が保障する。そして、見つけられる者には金だけ渡す。

篠原　多分天野さんたちはそういう構想のなかで、行政とぶつかりながら、そういうものをつくってきたと思うけど、それが実際問題として、どういうふうに実現してきたかとか、依然として何が問題かという話を聞きたい。それと同時に、これから支援費制度が出てくるときに、今の話は、いよいよ遠のくみたいな感じがする。そうなると、天野さんの話は理想論、観念論にならないか。

天野　よりかけ離れていくのは否めないと思う。やりにくい、伝えにくい、つらくなるというのはある。できれば、より相対的な、ましな措置制度のほうがいいと思う。どう勝ち取ってきたかと言えば、従来俺は厚生労働省交渉など、これについての交渉には関与してこなかった。よりましな制度で国立市福祉部とは交渉はしていたけれど。

今まである措置制度を前提にしながら生活を営んできたのが、ぼく自身のありのままの姿。支援費制度によって、今まで 30 年間にわたって作ってきた諸制度が崩され形骸化されるということで、まずいと思って厚生労働省の交渉に参加している程度なのね。介護人には資格が求められたり、介護人派遣会社に登録しなければいけないという制約ややりづらさが生じてくる。派遣会社を直営として市がやるとか、そして、支給決定、支給量は、障害者側が決め、それを行政側が保障し、それに基づいて、権力を行使する、行政に責任を持たせる、というのが必要だと思う。

篠原　暮らしのなかで介助は絶対必要なものだと思うけれど、もうかれこれ、20 年前、30 年前になるけど、ぼくは、天野さんや古賀さんの学生時代、キャンパスライフを一緒にしたけど、そのときの感じはもっと素朴だった。通りがかりの人が介助するとか、健常者学生が障害者学生と一緒に住み込んだりとか、障害者学生のお産のときには、その手伝いに駆けつけるとかね。その辺は天野さんなどもずっと引きずっている感じだと思うけれど、今までの議論やこれからの議論で言うと、日常の暮らしの中の人々の関係は、そのようなイメージからははるかに遠のいている。全部、金計算、時間計算になっているし、全部、資格、専門性みたいな形に収斂していく。それが、障害者の暮らしがよりよくなっていく話なんだよね。つまり、制度をより立派にしていくとか、介護人の数や質をちゃんと豊富にしていくとか、金をいっぱい取ってくるとかの話になっていくけれども、人々が町のなかで暮らしていく話は、そうじゃないでしょうとも思うのね。

自己決定の強調と共同性のゆくえ

篠原　その話の中で、自己決定権のことなどもしたいけれど、よくある議論だけど、自己決定権の話は、それを強調してしまうと、「知恵遅れ」の人たちを切り捨てることになるということで心配している。あるいは、代理人や専門家を配置して、「知恵遅れ」の人にも自己決定権を保障すべきだという意見もある。実は、誰にとっても、自己決定とか自己責任とかは、全部一人のところに完結して背負わされてしまうと、窮屈でたまらないんじゃないのかな。特に障害者自身が、さかんに自己決定権を主張するのは自縄自縛のよう

な感じがしないでもない。

古賀　障害者など差別されたり抑圧されて、意思を踏みにじられてきた側からすると、そこに対する反発として、自己決定や自己主張をもってそこに立ち向かおうとしてきたということがある。そのうえで、人間はどうしても一人では生きようもないから、結局は共同のあり方が問題になってくる。その意味では自分が主張したり、決定することと、共同の中でそれがどう受け入れられるか、逆に共同の側からどう求められるかということは常に相対的にしかありえない。だから、周りからもっとこうしたほうがいいんじゃない、そうだね、という話もあっていいし、こうじゃないかと主張して、君のいうことは確かにそうだとみんなが言ってくれる場合もある。もう一方で、自分が思っていることはみんなに受け入れられてほしいと思うし、そこで共感関係が持てれば、一番幸せな状態だと思う。

福祉にしても、生活にしても、そういう関係が作れるのが一番いいと思う。そのうえで、契約制度、市場原理を背景とした自己決定という方向と、公的福祉を求める方向の両方があって、それぞれに限界は感じてきたんだと思いますね。公的福祉、措置制度に対する障害者側の不満を盾に、行政は、障害者を自己決定、自己選択ということにうまく乗せたということがあると思う。措置された施設の中など、そこに乗ってしまいたくなる気持ちはある程度あると思いますが。

おもしろいことに、今度の支援費制度の中でも、公的福祉をゴリゴリに主張する中でも、行政側も障害者側も、介助する人の資格とか、障害者に必要な福祉のための判定とかをきちんとしていかなければいけないということがある。双方で専門家を求め合っているのね。

結局、市場原理論にも公的福祉論にも幻想は持てないけれど、この社会がみんなが生きていくことについて絶対に誰かを切り落とさないと言うためには、生存権に関しては言い続け、守り続け、その権利を捨てることを止めさせることしかない。その中では今まで主張されてきた公的福祉にも市場原理にも反対して、根本的には社会のあり方そのものを考えなければいけないし、共同のあり方そのものを変えなければいけないと思う。

とりあえずは、こういうふうにしていくことが自分たちにとってはいいことだということをガンガン主張していくことから、自分たちの求めるものを作っていかなければいけない。そんな思いを共通する人同士が一緒に言っていかないと、事態はなかなか動かないので、そこでも結局共同性が必要になっていく。そこで自己決定という言葉だけが動いていっても、個人にとっても得にならないと思う。

生存権の主張から自己決定権の強調に移行してきた事情

篠原　自己決定権という言葉は、ぼくにとっても耳新しい。たとえば 60 年代、70 年代に障害者がものを言いだしたときは、生存権、生活権とかで語りだしているよね。そういう言葉には切実さがあった。告発、糾弾があって、健常者は障害者に耳を傾けろという流れが大きくあったと思うし、その限りにおいては、健常者は聞かなくてはならなかった。

でも、生存権や生活権が自己決定権になっていく流れは、どうも障害者自身が作ってきた言葉ではなくて、脳死・臓器移植を合法化しようとするときに自己決定権が出てきたように、また、介護保険制度があって、措置から契約へという話があって、自己決定権という言葉が出てくるように、支援費制度の話のなかでも強調されてきたんじゃないかな。

そういう話の中では、自己決定権は、本人たちにとって一見都合のいい道具だけれど、基本的には市場原理からの都合や、お国が合理化していくときの都合から出ているはずだよね。それなのに、行政に文句を言うときに、自己決定権を阻害する、弾圧する、奪われるといって、それを保障しろということで、障害者運動もものを言い出している。そういう格好で、昨今のキーワードになっていることをとても不思議に思うけれど、古賀さんたちは、自己決定権という言葉をどんなふうに使ってきたの。

古賀　ぼくはあまり使っていない。

天野　俺もあまり使う気はないけれど、自己決定などが行政用語としても使われているし、強調されているから、こちらはどういうふうに位置づけて、どういうふうに考えていくかはテーマにならざるをえない。

そもそも、自分の気持ちで決めていくということについて言えば、正論であるかのように見えて、それは

社会関係や人間関係によって規定されると思う。そういう全体状況からくる関係の規定とそこからの押しつぶしのなかで、自己決定は強いられるものだと思う。自己実現もそうですよ。そうした制約、差別的な背景があるなかで自己決定、自己選択が強いられていくと思う。それが撤廃されたり、改革されていくなかで、素直な自分のありのままの気持ちは豊かに花開いていくだろうと思う。その前提条件がないなかで、自己決定、自己選択は結局強いられた、閉ざされた関係のなかでしかない。

脳死、臓器移植における「死の自己決定権」問題にしても、寝たきりはまずいとか、健常者に近づけという流れが背景にある。つまり、自己決定、自己実現は権力の都合のいいように解釈されている。

田中　ぼくは、自己決定などについては、毎日の生活のなかで今夜はこれが食べたいとか、こうしたいというようなレベルでしか考えていない。それが今まではできなかったんですよ。親と一緒に暮らしていたり、どこか施設に入っていたりすると、今日はこれが食べたいと思っても、親が作ってくれたものや、そこの場所で作ってくれるものを黙って食べるしかなかった。そういうレベルで自己決定、自己選択という話を考えているけれども。

篠原　そうは言っても、障害者運動の側にしても、支援費制度を出してきて、そのときに自分の側でサービスメニューを選択する、自己決定をするという言葉遣いはしているよね。

田中　そういう話はよく聞きますが、そういう言葉を言っている障害者たち一人一人が中身をきちんと理解して発言しているかというと、そうではなくて、周りがそう言っているからというのがあると思いますよ。

「個々のニードを大切に」で大丈夫か

篠原　はやりの肯定的な言葉ということね。話を戻すけど、田中さんは、さっき老人と障害者の区別をしたうえで、障害者だっていろいろあるということだった。昨今の言葉で言えば、ニードが多様だということですね。そして、個々のニードに応じた支援が必要だという議論がずっとありました。

実は、その論調は、下からの論調でもあるけれど、国の論調としても、学者の言説としても出てくる。そのとき、個々のニードはどう決めるかというと、一つは専門家が調査、検査などをして判定する。田中さんは、そのなかで決められてくるニードは、障害者側が暮らしの中で求めているニードを裏切っていると批判していると思うんだけど、ぼくは、「個々のニードを大切に」という主張自体を考え直さなくてはならないと思っている。

つまり、これをどう制度化して実現していくかという話になると、専門家がいろいろ調べて判定をするということを通してやらなければならない。金を出す話や施設設備を提供したりというときには、必ずこういう話になる。こういう点で、個々のニードを大切にしてという田中さんの話は、誰も異存ないよ、いつも不十分ですがという話で終わっていて、結果的には金次第、専門家次第の話に落ち着いてくるような気がするんだけど。

田中　今、区役所から依託されて介護人派遣事業をやっていますが、たとえば、利用者のところに朝9時から11時まで行ってください、と言う。そのなかの1時間はおトイレなどの身辺介護、もう1時間は料理を作ったりする家事型ですよと言って。それで実際にはどうだったかとヘルパーさんに話を聞くと、どうも身辺介護のほうがいっぱいで、1時間、1時間分けてやるのはおかしいんじゃないかという話になる。

今度は役所に行って、こういうふうに実際に働いた人が言っている、時間単位はおかしいと思うので考え直してくださいと言います。でも、役所のとりあえずの答えは、利用者の希望はこうだから役所としてはこういう判断を下したと返ってくる。さらに追及すると、市の規定でこう決まっているからという答え方になる。市の規定は誰がどこで決めたのかと聞いても、答えられない。

そのときに、障害者であろうと高齢者であろうと、一人一人の生活はそのときそのときで変化があるから、トイレは30分と決めること自体がおかしい。だから、そんなことを決めるのではなく、派遣して、終わって帰ってきて、今日はこれとこれをやったので身辺介護料を1時間、家事介護料を1時間くださいとしてくれないと、本当の意味で利用者の希望に答えることにはならないと言うんですけどね。

個々のニードの尊重と判定の強化

篠原　その通りと思うが、今まで田中さんたちがそういう形で批判してきたときに行政はどう答えてきましたか。

田中　介護保険の基準にのっとって、障害者のほうもやると。

篠原　介護保険には、要介護度認定の客観的なスケールがあって、それでチェック、判定して、適切なサービスメニューの決定には、医者などの専門家チームがいてといった構造になっている。おそらく障害者に関しても同様なことになっていくと思う。そのときに、個々人のニードや実態を押さえてとか、臨機応変にというのは、そううまくはいかなくなる。そこはどういうふうに返していけるのかしら。

田中　支援費制度でも、もう認定が始まっています。担当職員に何を基準にして決めるのかと聞くと、厚生労働省が作ってきたものを基にしてやりますと。でも、担当職員の本音は、じつは厚生労働省が作った基準ではうまくいかないということで、頭を痛めているんだということでした。

篠原　と言って、支援費制度を改良するということは、より客観的にとか、より公平に誰にも文句が出ない格好で、判定の客観化をとなると思うのね。それを適切に実施するには、素人ではだめ、行政が一方的ではだめ、生活者の主観的な感情だけではだめと言って、そこでは、判定する人々や専門家たちがのさばっていく状況は今もあるわけで、これからも出てくるような感じがする。結果的には、個々にニーズがあるということで、お互いにつながっている部分や共同性をどんどん切り離していくという感じがあると思うけれど。

古賀　ぼくたちが厚労省交渉の際、主張しているのは、資格を強制するなということですが、行政の側は多分、資本主義社会の中で働いて自分で生活していくのが当然な状況の下で、介助をするための正当な根拠を、資格の強化とか判定の適正化とかに求めていくと思います。ぼくらのほうで主張していることは、障害者は、お互いに知っている人間同士がやっていかないかぎり、わからないから資格なんか意味がない、付き合っている人を自分のヘルパーとして推薦するのは一番いいと言っています。個々のニードという言葉を両方が言っているのかもしれないけれど、そこにはすごい差があって、細かく判定して財政支出をする根拠を出すほうと、知っている人同士がわかりあって、何を今しようとするかと考えるのとは、かなり違ってくる。

介護を家事、身体介護、移動、日常生活支援の4類型に分けていますが、そんなふうに介助を分けるな、全体に対応するようにしろというのは障害者団体全体に共通している。そこでいろんな妥協案を探してくるから、ゴチャゴチャになる。

実際この前、韓国から来た留学生の人が話してくれたんだけど、彼女が知的障害の女性とずっと付き合って介助して、その前に介護保険の2級資格を取ったらしいけれど、そんなものは全然役に立たなかった、付き合わなければ絶対わからないと言っていました。

資格に伴う責任と関係・役割の限定

古賀　言葉は双方が自分の都合のいい形で使うから、行政は行政のニュアンスのもとで自己決定を使うし、「共に生きる」とか共同性も使う。障害者も障害者のほうで自分の側の利益に即して当然使っていくわけです。自分の利益に即して発言していけばいいんだけれど、いずれにしても行政の側は最後はむしろ社会の論理で迫ってくる。財政が逼迫しているからしょうがないとか、最近では東京都は新しい福祉の概念で、利用者本位とは結局納税者の立場に立つことというようなことを言っている。障害者のほうもどういう共同性が自分たちにとって必要なのかということを、そこでは突き出さざるをえないわけで、何が違いなのかということを意識しながらやっていかなくてはならない。

天野　2級ホームヘルパーの資格を取らせるとかいう問題で言えば、公的責任を放棄するというなかに位置づけられるということも一方である。資格を持っている者は責任を持たされる。利用当事者の障害者とヘルパーの資格を持っている人がいて、何かトラブルや事故があった場合、資格の中で生じたことなのか、資格外でやったことなのかという厳密な判定もできるし、責任を負わせる口実にもなる。したがって、資格をやかましく言ってこようとしていると思う。付き

合いづらくなるということも、判定が厳しくなるということもセットになっているように思うね。

見逃してはいけない一方の問題は、責任放棄の口実として、ヘルパーさん個人の裁量権を限定することで、ヘルパー講習もそのために成り立っている。これ以上やってはだめだとか、これはやらなければいけない業務で、やらないのはヘルパーの責任だとかいう口実作りのために、2級ヘルパーというのはあるだろうと思う。多分ヘルパーさんたちや資格を取っている人たちは、そういう落とし穴があるということをまるで知らないと思う。

あと一つ、そういう規定のなかでも付き合いづらさが生じる。障害者や高齢者はヘルパーさんと2級の資格の範囲で付き合わされるわけだからね。

篠原　天野さんが支援を求めるところも限定されていくのね。

天野　責任という名前がくっついた上での付き合いに限定されるということですよ。これは判定とはまた別で、当事者が言わないことはやらない。冷蔵庫の中に腐ったものがあっても、当事者が認識し、言わない限りやってはいけない。どこか路上でひっくりかえって、てんかん発作が起きても、医療行為なのでやってはいけない。その場で事業所に連絡しなければいけない。とにかくすぐには手を出してはいけないといった縛りがかかる。だから、ヘルパーさん自身がここから踏み外してはいけないとビビる。

篠原　今まで普通に人間関係ができて、その人たちに、お金をつけてにしろ介助をしてもらっていた場合があったわけだけど、改めて資格を取ってもらうとか、取らなければいけないとかいう話になってきたり、取らないつもりの人はやめてもらうということが起こってくるわけね。そこでは、ひたすら介護する、されるということで“金縛り”になるということがどんどん強化されていく。

雇用契約としての介護関係の問題

田中　さっき篠原さんは、天野さんたちの学生時代には、介助の人が障害者と一緒に暮らすという話をしましたが、今はぼくが知る限り、こういう仕事をやっているから余計に感じるのかもしれないけれど、「障害者と共に生きる」とかを考えている人はほとんどいないと思いますよ。介護する人もお金がほしいからやってあげている。

篠原　和光大学の場合、かれこれ、30年近く前のことだけど、初めて車イスの学生が入ってきた際に、大学側がスロープをつくろうしたんだけど、天野さんたち、彼女に連帯する側は、バリアフリー化に待ったをかけたのね。とにかく、みんなで階段を車イスごと抱え込んで上り下りしてしまおうということから始まった。しかし、今では、障害者側もそういう危険なことを止めたがっているし、健常者側もそれでありがたがっている。行政が金を出してくれたり、やってくれたりして、自分たちが手を出さないでいいということで、両者はまさに共存できる。

田中　ぼくたち障害者側も、介護者にお金を払ってあげているんだという気持ちがある。

篠原　健常者側も、余計なおせっかいをしなくて楽だと思うと同時に、金できちんと整理されているという気持ちがともどもになっている。この話はもう解けないのかな。

田中　知り合いの障害者の人で　ちょっと手間がかかる障害者で、そこに長年入っている介助者が、その人を嫌いでイヤだからやりたくないんですね。でも、そこに1日入ると金額にして1万5千円くらいになる。その収入がその人にとってはすごく大きい。だから、やめられない。障害者の人もその辺のことがわかっているから、結構言いたい放題、注文のつけ放題なのね。

篠原　感情的にはいよいよ悪循環が起こりつつ、そこでは金計算でお互いがお付き合いを続けるというリアリティがあるんだ。

田中　ある高齢者のところに入っているヘルパーさんが話してくれたんだけど、そのヘルパーさんが関わった高齢者の家の前を通ったときに、その方に、ちょっとお茶でも飲んでいかないかと呼ばれて、ちょっとだけとお茶を飲んだ。そのことが派遣事業所にバレたらしい。派遣事業所のほうからヘルパーさんは、そんなことをやってはだめだと言われたというのね。

篠原　情が移るのはまずいということね。

古賀　ある障害者から、介助に入っている時間は、友達関係とは違うし、自分の言ったことをそのままやってもらわなければ困るから、そこは契約のほうがいいと言われたことがある。その気持ちはわからなくもな

いし、人間関係はなかなか面倒くさいからね。しかし、そう話した人と別のことも含めていろいろ話していると、人間不信感がある。もっと発展した人間関係が期待できないというところがどこかにある。

篠原　スウェーデンなどの障害者自立運動の中で、障害者自身が介護者を雇って、手足になるということで、雇い主の言うことを聞かなければならないという思想がある。今日は何を食いたい、こんな味にしてほしいとか全部含めて、極端に言えば一寸も違わずに手足になっていくという話が一方である。そういう考え方は、障害者の自立運動の中でかなり論争してきた経過があるだろうと思うけれど、雇うという発想になっていったときは、全部だとは思わないけれど、そういう考え方になるぼくは思うけれど。

田中　たしかに介助者にお金を出して雇用している、雇ってやっているんだから、自分の言うことは何でも聞いてくれればいいんだという考え方を持っている障害者は結構いると思いますね。

篠原　制度の要求としても、そういう格好になっていくよね。

田中　そうですね。障害者が介助者を雇用するという言い方をしてきた結果、問題が出てきている。今度は介助者側から、あなたに雇用されているんだから、雇用条件や休業保障をどうするのかという問題がね。そういうふうに介助者から突っ込まれると、障害者は答えられない。

天野　雇用の問題について言えば、俺が雇ってやっているんだという意識は、自己決定、自己実現にも関わっていると思うけど、障害者側が健常者側から権力を奪う感じになっている場合があるよね。

細かく判定されて介護が分業化していく

篠原　話を戻して申し訳ないけど、田中さんは、障害者のニードは個々人によって違うから、そこを大事にした形の介助、介護が必要だ、それに関して行政は全然鈍感だという言い方をしているところがありますよね。そこはリアリティのある話だけれど、実際に支援費制度のなかでそれを要求したときは、当然個々のニードを判定する、認定するという話が出てくる。そのときは判定基準や判定する専門家などが取り巻いていくわけですね。

天野　今まではホームヘルプサービス事業の認定は身体障害者手帳の一種1級から3級くらいまでが該当だった。このたび支援費制度に移行するに伴って、その判定がどういうふうになされるかというと、身体障害者手帳は参考の一つにすぎないので、日常生活能力に着目し、それで判定してほしいということがある。そこで、できることとできないことをふるいにかけなさいと言ってくる。身体障害者手帳だと大雑把過ぎると思ったんだろうね。

判定する最終決定権は各市町村の市長で、それに直接関与するのが福祉部長やケースワーカーです。身体障害者手帳でもそうだったけれど、さらに、結局福祉部長とケースワーカーの主観にかなり左右されるということがある。あと一つ、そこで判定される内容について言えば、たとえば、午前中はこういう動作ができても、午後からはできなくなるとか、脳性マヒ者の場合、いろんな動作ができたとしても実用性がないとか、持久力がないとかいう問題がどうなるのか、こちらとしては不安材料が生じるということがある。

日常生活のサービスメニューについて言えば、どこどこの動作ができない、どこどこの動作をやってほしいなどと、こちらの要求項目があって、それらは表向き受け入れていくと言っている。厚生労働省は、それ以外でできないことも言っていいと言っている。ただ、その判断は最終的には市長がするという規定は残している。地方自治体の市長などに責任転嫁で丸投げの状態が生じているわけね。判定とそれに伴う関係規定は、制度上は設けられているんだけど、それで、細かすぎて、丁寧すぎて、生活する側はかなりビビるし、おびえるよ。

篠原　介護保険がそうだものね。

天野　やりにくい。来たヘルパーさんも、こういうことができない人という前提で来るから、きっちり運用されたら、相当監視されているような気分になると思うね。

篠原　介護される側の生活全体が分断されるし、心身も機能的に分断されるというわけだ。

天野　日常機能として、そういう観点で見られるし、判定が人間関係を規定していくんだけど、その一つ一つに即して単価が出る。

暮らしの中でいろいろな人と様ざまにつながり合う

篠原　さびしい話で終わってしまうのも残念だから、支援費制度をめぐって、それに抗する展望を一言ずつしゃべってほしい。

田中　多分現実にはならないと思うけれど、さっきから言っているように1日24時間、自分でほしいときに、介助者やヘルパーさんが自分の生活に合わせて来てくれるような制度ができたらいいなあ。

篠原　今の話、「来てくれる」という描き方は受身的ですね。

田中　そう言われてみると、ぼくの中にやっぱりやってもらっているという基本的なものがあると思う。ときどき自分のなかで、なぜやってもらっている的な考え方を持ってしまうんだろうということに関して、自分に腹が立つし、自分の中で格闘があるのは確かですよ。

古賀　ぼくが支援制度の反対運動をやっていて、おもしろいと思うのは、支援費制度そのものは多分支援費制度で完結しないで、介護保険のなかに入れる方向で動いていくでしょうし、単価を上げて財政負担を増やしたので、思い切り自治体労働者を減らすというのもあるけれど、介護保険に入れないと、多分つじつまが合ってこないんじゃないかと思うので、さらにいろいろなひどい状況も起こってくると思いますね。

そういうなかで、ぼくのなかでは福祉切り捨て反対運動の一つとして始めたというところがあります。天野さんにも声をかけたら、厚生労働省交渉に来てくれた。それから、天野さんに国立市まで呼びつけられて、田中さんや市議の上村さんに会うことになったりした。

交渉のなかでは、最初はわりと身体障害者のテーマが多かった。それから知的障害者のヘルパーの問題が交渉に入ってきた。その前までは、知的障害者のヘルパー問題は特別に時間をとってやっていたけれど、それから身体障害者も知的障害者も一緒くたに話している。

そういうなかで、どういう生活の仕方をしていくのがいいのかとか、いろんなことが一緒の課題になってきて、いろんな問題がわかってきたり、いろんな問題を抱えた障害者同士の人間関係がまたできていって、そのなかで大変だろうけれど、おもしろいものが作れるのかなという感じがします。

天野　支援費制度を前提として、明るい話はないかと言われると困ってしまう。すごく貧しい制度だし、これから先、雲行きは、さっき言ったように監視されるようなシステムにいよいよなっていくと思う。

要するに友達に手伝ってほしいんだよ。向こうも友達になるというかさ。楽しくワイワイやって、夕食を一緒に食えれば、それでいいと思うのね。そんな暮らしを行政が支え、保障する以上のことは別に望んでいないけれど、それが壊されていくという実感がある。すごくまずいなと思う。

古賀さんが言ったように、支援費制度の交渉過程や団体のなかの関係が、かなり多様になってくるし、横のつながりは連結し始めていし、連帯は生まれてきていると思う。

篠原　今日はいろいろに考えさせてもらって、ありがとうございました。支援費制度をめぐる問題は、これからもいろいろに噴出してきそうだけど、障害者が健常者と町中で暮らすということを軸にして、この問題も一緒に考えていきたいので、今後ともよろしく。

【追記】既にご存じかと思いますが、今年 (2003 年) 1 月には、支援費制度を巡って大きな闘いがありました。原因は、ホームヘルプに関する国の予算の支出について、厚労省が「時間の上限」を設定しようとしたことにあります。しかもそれは、脳性麻痺者など全身性の「障害者」については、1 日あたり約 4 時間、それ以外の「障害者」については、1 時間ないし 1 時間 40 分程度しか保障しないというものでした。これに危機感を感じた全国の「障害者」やその関係者が連日厚労省に対する抗議行動を行いました。

「支援費制度とは、生存権に関する国の責任を放棄していくもの」と捉えてきた私にとっても、その暴力的なやり方には驚かずにはいられませんでした。この〈討論〉の中で、支援費制度は結局「障害者」への介護保険適用に道を開いていくもの、という話しをしています。しかし、介護保険が適用されるホームヘルプの上限に比べて、「障害者」に対するそれは、自治体によっては 24 時間を含めはるかに充実した保障を行っています。もちろん、全く行われていない自治体も 14%とも 20%とも言われる数字で存在し

ていますが。私は、こうした充実した所の保障をどうやって、介護保険の水準にまで切り縮めるのだろうか、などと、〈討論〉の際にはのどかに考えていました。しかし、その答えはこんなにすぐにやってきたのです。私たちはこの闘争に参加し、ホームヘルプの上限撤廃と共に、支援費制度そのものに反対しようと訴えてきました。

しかし、大手の「障害者」団体は 1 月 27 日に厚労省の示したものを飲んで闘争を終わらせました。それは、ほとんど変わらない時間の上限と共にそれに伴う予算の上限も示されているものでした。支援費制度移行時の激変緩和措置や「障害者」の参加者も含めたホームヘルプについての検討委員会の設置も記されていますが、本質は何も変わりません。(古賀典夫)

【参照文献】

(1) 斎藤寛:「高齢化社会」の反教育学 『社会臨床雑誌』第 1 巻第 1 号 (1993.4)、38~48 頁

(2) 日本社会臨床学会設立総会シンポジウム:生・老・病・死を考える〜日々のくらしの中で 『社会臨床雑誌』第 1 巻第 2 号 (1993.9)、19~45 頁

(3) 日本社会臨床学会第 5 回総会シンポジウム:高齢化社会を考える 『社会臨床雑誌』第 5 巻第 2 号 (1997.8)、57~63 頁

(4) 日本社会臨床学会第 6 回総会分科会:老いと介護をめぐって 『社会臨床雑誌』第 6 巻第 3 号 (1999.3)、30~40 頁

(5) 篠原睦治;公的介護保険制度の問題を探社会臨床学会の討論を振り返りながら 『社会臨床雑誌』第 8 巻第 1 号 (2000.4)、8~19 頁

(6) 日本社会臨床学会第 8 回総会シンポジウム:高齢化社会の人間関係を考える〜公的介護保険制度の発足のときに 『社会臨床雑誌』第 8 巻第 2 号 (2000.12)、8~23 頁

(7) 篠原睦治:「障害者の社会参加」と「死ぬ権利」のはざまで (篠原『脳死・臓器移植、何が問題か』第五章、現代書館、2001)

〈映画と本〉で考える

『「心の専門家」はいらない』で考える

柳誠四郎（れんげの里）

7年間の入所施設、25年間の無認可作業所、通所授産施設を経て、一昨年（2001年）私は「いまなぜ入所施設なのか」を自分自身にも問いかけながら、自閉症（者）児の親たちと知的障害者入所更生施設を立ち上げました。

そんな私の有り様が、『「心の専門家」はいらない』（洋泉社新書　2002年）の著者、小沢牧子さんの批判の前で「心の専門家」と重なって問われます。

著者は「『心の専門家』の仕事とは、本人の『生活の問題』を『心の問題』、つまり個人の内面の問題へとずらす仕事として期待されている」（p.72）と、部分化・たこつぼ化し生活の隅々まで管理していくために利用されている専門性を批判します。

入所施設には障害者を排除している社会の問題を利用者の個人の問題へずらし問題を隠蔽するという一面があります。

私たちが立ち上げた更生施設は全室個室で小舎制をとり、既存の入所更生施設に比して高い質の居住性を持ち、職員も基準の二倍という運営を続けていますが、尊敬する先輩がかつて指摘したように「有刺鉄線をなくし職員数を増やしたとて、人間の顔をした有刺鉄線が整備されただけでその本質は変わらない」という見方もできます。居住性の良さや職員の姿勢等が大きく影響し、開所当初混乱していた入所者たちも徐々に安定してきますが、そのことを確認する一方で、入所施設批判を含んだ「問題行動」に対処していく私たちの仕事の一面がみえてきます。

そんな問題性を知りながら、今をひきうけ、家族だけでは抱えきれない重い自閉症の人たちの生活の場を地域につくっていく足場をたちあげたのです。

著者は「たとえその行為が海を汚すことにつながっていたとして、そのことにうすうす気づいても、タコつぼの外を見ようとはしない」（p.16）と専門家を批判していますが、見ようとするか見ようとしないかの問題ではなく、それをひきうけるしか生活できないように組み込まれた現実があり、その上でどのようにして自分自身も含め現状を変革していくのかと問題はたてるべきではないのかと思うのです。

湯浅欽史の文章を借り著者は、住んでいるタコつぼを反省できない専門家を「自分の敷いている座布団を引き剥がそうとするような困難」（p.17）を超えられない者として批判をしています。超えることのできない者と「目の前の今をひきうける」者との距離は近いようにみえますが、その距離は迷路の壁越しに立つ者のように遠くにあります。そう思うこと自体が座布団を引き剥がすことのできない困難さの現われなのかと自省しながら、私は入所施設で働いています。

そんな生き方をしていこうとしている私にとって、一方の極に凛として立ち展開する論は魅力であり、不可欠です。「現場」とか「現実的」という言葉に、足を取られないための命綱がそこにくくりつけてあるような気がします。

そういう意味で、この著は私にとって大切な著作の一つになりました。

一方で著者は「人の悩みや苦しみにかかわり共に考えようとするならば、社会的背景をふくめてその背景を見ずに済ますことはできないのが当然だからである。狭い視野で仕事をするスペシャリストであることはできないはずだ。逆に広い視野を持つゼネラリストでなければならない」と述べています。ゼネラリストであれば正しい「心の専門家」たりえるということなのか、ゼネラリストとして「心」にかかわるならすでに「心」は専門家の対象になりえないといっているのか曖昧さが残るところです。

「人と人との関係に心理学的技法を持ちこむこと自体が問題を生んでいる、なぜならこれらの技法と論理に問題の根があるからだと自覚すれば、改良の発想と縁がなくなるのは自然なことである。極端な言い

方だが、『より良い戦争』がありえないのと同様の論理だ」(p.13) と「心の専門家」を切って捨てた視点と「『病を診て人を診ない』という言い古された言葉があるが、ここでは『身体の死』ではなく『人間の死』を考える医療が目指されているのだということを、押さえておくことが必要である。身体から心へなのではなく、部分としての身体から全体としての人間へという目標が置かれているということである」(p.163) として、「人間の死」を考える医療を評価する視点との違いを考えてみたいと思います。

「日常生活の中に起きる問題は、専門家の独占物ではむろんない」(p.94)。

「人間関係の専門家であるはずが、人間の関係にかかわる知や力量に関しては、巷の人びとのほうが勝っているという逆転が起こりうる」(p.93)。

これらの文章にも「専門家でも担えるのか」「逆転のないことの方が普通に起こることなのか」と疑問がわき、前述したものと同じ曖昧さがみえます。

命綱をつなぎ止める理論を求める一方で私はこの曖昧さに多く共鳴します。そういう曖昧さの場で私たちは、生きていくのではないのかと思うからです。

専門分野の出身でないということもあって、専門家になろうと知能テストや療法の知識をあさっていた頃、知的障害者通所授産施設を利用しながら一人暮らしをしていた一人の通所者が出張から帰った私に「出張するな、あんたがおらんと便利が悪い」と訴えてきたことがあります。「彼らが生きていく上で便利であればそれでいいのだ」と教えられた衝撃的な出来事でした。まさに、関心領域を限定し、通所者に向かっていた私が「人間の生活全体への視野が必要」だという思いを実感した瞬間でした。

そういう意味では著者の「『高い山』から眺める『プロ』よりも『低い丘』にいる『セミプロ』のほうが、子どもや若者の望む姿であることは確かであろう。しかしより強く求められているのは、平地で対等に向き合う姿勢を持ったおとなたちであるのだと思う」という視点には全く同感です。

福岡正信は近代農法を批判する中で「土についてもっともよく知っているのは、土壌学者であると人々は思っているが、いくら試験官やフラスコの中の鉱物としての土壌について詳細な知識を持っていても、太陽の下で大地の上に寝ころぶ喜びを知らない学者であれば、かれは土の何ほどを知ったともいえないのである。かれは『不完全な部分としての土』について知った者でしかない。『全体としての完全な土』は分析以前の自然な土である。『もっとも自然な土』を無心に把握し誤りのないのは、赤子であり子供である。

部分の知識を振り回す母親（科学）的教養が、自然の虚像を子供（現代人）に植えつけるのである。仏教では、対象と自分とを分けて対立させて知る知恵を『分別知』と呼び、対象と自分が一つになってそのまま全体を知るのを『無分別知』といい、これを知恵の最高形態としている。してみると、『分別ある』大人が『無分別な』子供に劣るのは当然であり、大人は混迷を深めて堕落の方向に発展しただけである」[(1)] と述べています。しかし、そのおとなたち自体も、「社会の近代化が進む中で、前近代的な共同体の崩壊が進行し、人びとがバラバラに孤立するようになったという」日常のまっただ中に生きており、そんな日常を生きることが即子どもや若者が望むおとなになることではないと思うのです。

制度と生活という状況設定において著者は「それでも今後『よりよい制度』が追及され，事態はいくぶん改善されていくだろう。しかしどんな『よりよい制度』であっても、それが制度である限りその網目から絶えずこぼれ落ちるのが、人の関係というものである。関係を制度で制圧はできない。『よりよい制度』の限界というものだ」といい、制度が全ての生活を掬いきることができないということを認めた上で、よりよい制度は必要ではないといわず、限界があると述べています。

私は、絶えずこぼれ落ちるのが人の関係であることを見据え、制度を見直し充実していくという方向で考え行動しています。分別知の否定ではなく、相対化です。

この構えが専門性と生活との関係においても求められるのではないでしょうか。

「幼い三人のきょうだいを残して、母親が亡くなったくだりであった。一番上の女の子は十歳くらい。母を亡くした日に彼女は泣きながら、幼い弟と妹のために好物のオムライスを作ってやる。そしていつもと同じように、ケチャップで卵の上に赤い花を描いてやるのである。母親が亡くなったというのに、のんきにケチャップの花どころではないだろうと思う人がいたら、それは違う。『いつもと同じようになじんだことを』。

自覚することはなくとも、それが悲しみのなかの子どもたちを支える、せめてもの知恵なのである」(p.206)と言う中で、著者は悲しみの中の子どもたちを支える力を「心の専門家」ではなく、なじむことの力を増やしていく方向に求めています。「心」までが商品化されようとしている今、「なじむことの力を生活のなかに、塵を積もらすように増やしていく当たり前の方法以外の道はなさそうである。後戻りするのかといわれればそうではなく、喪失の体験を踏まえて先へ進むのだと答えたい」といい、「さしずめ、出来合いの食べ物を即座に口に入れることから、素材を料理して食べる暮らしへのあたりから出発するのもひとつの道だ」ということに共感します。

その上で、私はゼネラリストでありながらのスペシャリスト、マジックミラー越しに人間を観察し解釈するのではなく、面と向かい合って関係そのものも対象化する、そんな専門家は成り立たないのかを問うていこうと思います。

自覚することなく生活の場ではさまざまな知恵が働いているに違いありません。かといって、そのことを自覚し、理論化していく行為の積極性は否定できません。著者自身も何気ない日常の一こまであるケチャップの花に焦点を当て、なじんだ生活の創造を訴えています。「『心』までが商品化されようとしている今」であるがゆえに、そんな日常に溺れてしまわずに、出来合いの食べ物を即座に口に入れない行為がどのようにして可能なのか、より深めていきたいと思います。それが専門性なのかどうかというようなことはどうでもいいけれど、生活を支えていく上で欠くことのできない大切な仕事で、そうでなければ日常の感覚では理解しがたい世界を生きている重い自閉症のある人たちの暮らしは創っていけないのではないかと思うからです。

【注】

(1) 福岡正信『自然農法』時事通信社 1979 年

〈映画と本〉で考える

アフガニスタンのこどもたちを描いた二つの映画
『アフガン・アルファベット』と『生きる夢』、その違いについて

能登睦美（札幌市立開成小学校）

映画『アフガン・アルファベット』は映画『カンダハール』の監督モフセン・マフマルバフのその後の作品です。映画の宣伝チラシはこの映画をドキュメンタリーと紹介しています。しかし、マフマルバフ監督独自の手法なのか、かなり演出されたものだと思います。

NHKの番組『現代クローズアップ』に出演したマフマルバフは、イラン国内のアフガニスタン難民キャンプでの教育の必要を熱く語り、涙ながらに「アフガニスタンの悲惨な状況を世界はもっと知るべきだ」と訴えました。しかし、「イラン国内のアフガニスタンの子どもを教育して、職につけるようにしてからアフガニスタンに戻す必要がある。」と述べていながら、「アフガニスタンが将来的にイランに対する脅威にならないため」「イランの国益に通じる」という主張が垣間見られました。

この映画は、イラン人であるマフマルバフ監督が提唱する「読み書き」教育推進のNGO活動のPR映画ととらえるべきだと思います。

この映画を観ながら、「学校という教育の場の必要性を訴えているのに、学校に行けないで、木に登ったままインタビュウに答えているこども達の方が生き生きしているな。」と思っていました。しかし、映画館の観客から感動の涙をすすり上げるような気配を感じて、わたしは急に居心地が悪くなってしまいました。

そして、この映画の後半で、いよいよひとつの疑問が浮かんできました。それは「ブルカを付けて顔を隠している女の子は、教室にいてはいけないのか?」ということでした。教師とベールで顔をすっかり覆っている女の子の会話のやりとりはこのようなものでした。まず、教師が女の子に対して、「そんなものを被っていたら、見えないでしょ。」と言います。すると、女の子は「いいえ、見えています。」と答え、教師は「ノートに字を書けないでしょ。」と言います。すると、女の子は「もう、書きました」とノートを見せます。そこで、教師は「そのように顔を覆っている者は教室から出て行きなさい。」というようなことを言うのです。そして、女の子が教室から出て行かされるのです。その後、女の子は追ってきた友達に説得されて、最後に教室で顔を洗うという行為によって、顔を出すのです。これがこの映画の感動の山場という作りでした。

そこまでして、女の子からブルカを脱がせようとする教育は、あまりに意図的で政治的な感じがするのですが、誘導する女性教師がチャドルをしっかり身にまとっているというところに不思議さが漂います。

ブルカ着用があたかも、「アフガンの無知」の象徴のように言うマフマルバフ監督の国イランで、女性がどのような状況であるかは、別なイラン映画『チャドルと生きる』（ジャファル・パナヒ監督）に描かれています。

イランの女性は夫や同伴者がいなければ、バスのチケット一枚も自由に買えず、身分証明書のないわけありの女達にとって、生き抜くのは一層大変なのです。チャドルはイランの女性達を縛る風習や制度の象徴なのですが、チャドルを着用することは、身元のしっかりした女性という意味があり、刑務所を脱獄した女性は、チャドルさえ持っていませんでした。

この映画はイランの社会から逸脱した複数の女性が主人公ですが、チャドルは時には身を隠すものでありながら、仲間を追って走るシーンでは、鳥の羽のようにチャドルの裾を翻して、とてもかっこよく見えるのでした。この映画はイラン国内の女性の置かれている環境の厳しさを語り、同時にしぶとく生きようという女性の存在も知らせてくれていますが、イラン国内で上映禁止となりました。

さて、『アフガン・アルファベット』に話を戻すと、そのラストは、顔を洗うことで、ベールを脱いだ女の子の顔のストップモーションでした。そこでは、「こうして、一人の少女が迷信から救われた」というメッ

セージを伝えているように思われましたが、それはどう考えても、こどもの内面を無視した一方的なものに思われました。

そして、わたしが困惑したのは、この映画に対して、「アフガンのこどもたちの明るい未来を期待させる」というような良い評価があるということでした。

確かに、ブルカが象徴としている、女性に対する差別の状況はあると思います。しかし、それを脱ぐことが民主化の証かどうかは、アフガンの人々が自ら問うべき事柄であって、隣国のイランが難民キャンプの学校で、アフガンのこどもたちにそれを迫るのは、こどもに対する人権侵害であると思うのです。少なくとも、ブルカを付けているという理由で、教室から出すのはあまりに気の毒なことであり、「教育を受ける権利」を侵害しているという事に気づいてもいいのではないかと思うのです。

マフマルバフ監督の映画『カンダハール』でも、やはり、アフガンの人々を同じ人間として見ていないような描き方をしていると思うのです。妹を救い出すためにカンダハールを目指して移動する女性は、自分の身を守る信用できる情報や協力を、医療関係の白人女性や英語を話すアメリカ人のにせ医者から得ます。そして、彼らはアフガンの人に気づかれないように英語で会話し、「無知で無秩序なアフガン人に気をつけなければ」と情報を交し合うのです。

わたしは、彼のアフガン人に対するまなざしは、明らかに欧米人の偏見そのものだと思うのです。

もう 1 つの映画は、同じアフガン難民キャンプでのこどもたちの様子を描いたマジッド・マジディ監督の『生きる夢』という映画です。

マジッド・マジディは、『運動靴と赤い金魚』の監督ですが、そのラストは感慨深いものでした。それは、自分ではしくじったと思い、情けない気持になっている男の子の疲れ傷ついた小さな足に、赤い金魚が寄って慰めているシーンでした。それはやがて来る安堵と幸せを見る者に感じさせるものでした。ハッピーエンドそのものではなく、「待ってなさい、きっといいことがあるよ。」と、見守っているような感じでした。

さて、映画『生きる夢』の撮影場所は、イランと国境を接するアフガン側の難民キャンプです。撮影当時、タリバンと北部同盟が戦っており、前半で撮影隊はタリバン兵によって撮影機材を壊されたりフィルムを没収されたりして、一旦イラン国内に逃れます。その後、再度アフガニスタンに入りますが、そこは北部同盟の影響下にあるキャンプで、後半はそこでのこどもたちの様子を撮影していきます。

親を殺された幼いこどもが、ある家族にパンを分けてもらいながら、一緒に歩いてキャンプにたどり着きます。疲れたこどもは、しゃがみこみ、うつむいて地面の小さな石や砂を手でこねたりなぜたり指先でくるくると線を描いたりしているのです。

そんなしぐさは、わたしの近くに居るこどもたちもよくします。状況がこんなに違ってもこどもたちは、このような同じしぐさをするのかと思い、それだけでも、いとしい存在だと思えてしまうのでした。

また、『アフガン・アルファベット』では、こどもたちが男女別の建物で学んでいたので、「イスラム世界では、男女が同じ教室に居ないものだ」と思い込んでいたのですが、『生きる夢』の村のキャンプでは、男の子も女の子も一緒に学んでおり、一瞬「なんだ、そうか」と思いました。そのほかにも、こどもたちに教えるおとな（北部同盟の兵士なのかもしれませんが…）は、権威的ではなく、こどもたちがダンボール板に好きな絵を描き込んでいくときも、一人一人に、「ありがとう」とか「すばらしいね」という声をかけたりするのです。文字の練習もアフガンの文字の基本的を練習しており、『アフガン・アルファベット』のような ABC の勉強ではないのです。歌を歌ったり、おすもうのようなことをしたり、こどもたちに必要なことは何かを考えた活動がされているのが分かります。『生きる夢』のラストは、学校がパンなどの配給場所になっているのか、男の子が数枚のパンを胸に抱えて急ぎ足で歩いていき、やがてテントが見え、家族が迎えるというシーンで終わります。そこには、『運動靴と赤い金魚』のラストに通じる、こどもに対するまなざしの優しさがありました。

同じイランの監督で、同じアフガニスタンのこども達の教育をテーマにして作っていても、ここまでの違いを見せる二つの映画ですが、わたしは、マジッド・マジディの、今を生きるこどもに対するいとおしさをもつまなざしに共感したいと思うのです。

〈映画と本〉で考える

映画『スペシャリスト——自覚なき殺戮者』

浪川新子

記録映画 —— どういう立場で？何を伝える？

鎌倉に記録映画を観る会というのがあって、評判になった記録映画を半年か一年ぐらい経って上映してくれる。なかなか遠くまで映画を見に行くことができない私にとって、とても貴重な会である。記録映画もいろいろあるというのがよく分かってきた。製作者の意図が露骨すぎて分かりやすいけれど軽薄だったり、メッセージが強すぎるとその映画全体が嘘っぽく見えたりで、記録というものがただの記録ではないと分かりはじめてから、記録映画を興味深く見る事ができるようになった。

ただ映像は次から次へと流れてしまうので、えっ、あれっ、と思うのも束の間でなかなかじっくりと考えることができない。この『スペシャリスト』(監督・脚本・制作　エイアル・シヴァン、脚本　ロニー・ブローマン、1999年) もそうだった。でも見た後にとても気になることが多くて、結局DVDを購入して何回も見る羽目になった。

この映画はナチスの有名なアドルフ・アイヒマンの裁判記録で、1961年エルサレムで行われた裁判の全行程がビデオ(350時間)に収められていたそうで、そのテープを再撮影、再設定したものである。アイヒマンというと、第2次世界大戦後アルゼンチンに逃げていたのを逮捕され、その後絞首刑になったナチスの極悪人というイメージがある。

いろんな小説にも映画にも出てきたし、世界中 (もちろん日本も含めての欧米という意味の) で一斉に放映されたテレビドラマ『ホロコースト』にもアイヒマンをモデルにしたような人物が出てくる。私にとってアイヒマンは「悪の枢軸国の悪の権化」の一人であった。コリン・ウィルソンは『殺人百科』(1963年、弥生書房) の中で、「六百万人を虐殺した男」としている。また彼は同書で「殺人工場の忠実な支配人」ということでアウシュビッツの所長だったルドルフ・ヘスもあげているが、「ヘスは残虐なサディストで血も涙もない殺人鬼のように考えられているが、実際はそれほど悪い男ではなかった。ナチの小さな歯車の一つに過ぎなかった」としている。

同書ではアイヒマンは自ら進んで大量虐殺の道を歩んだ様に描かれているが、『スペシャリスト』はアイヒマン裁判を通じてアイヒマン個人の「悪行」を描くというのではなく、「ナチの歯車」としてのアイヒマンを記録から拾い、再構成することによって現代に通じる「スペシャリスト」として描いたものである。実際この映画の中のアイヒマンは「几帳面」そうな「有能」な「銀行マン」といったふうである。

この映画から、記録を拾い再構成する意味の重要性をあらためて感じさせられた。

昨今、歴史から拾われ再構築されたものが今までの認識を変えてしまうような「新しい」歴史観が多く出てきて、「真実」や「事実」や「真相」というものを「今」「現在」「いかなる立場」で語っているのかを逆照射していて面白いなあと思っていたので、「ああ、これこれ」と思ってしまった。どんな過去の記録も取り上げた瞬間には「今」「現在」の思想を語ってしまうものなのだ。

スペシャリストとは何か——

スペシャリストというと私は好きか嫌いかは別として、すぐ「宇宙飛行士」と思ってしまう。「宇宙」といっても地球のごく近くのことだが、それでさえも私には想像がつきにくく、そんなところに行くのは宇宙の「スペシャリスト」と思ってしまうが、やはりスペシャリストにもいろいろあるらしい。毛利衛さんら最初の三人はみんな博士号を持つ科学者でペイロードスペシャ

リスト、若田光一さんは国際宇宙ステーションの組み立てのための船外活動もするミッションスペシャリストと呼ばれる技術者、宇宙ステーションの滞在要員となるのは外科医の古川聡さんとからしい。スペシャリストも格が違うのだろう。

さしずめアイヒマンは格がかなり上のスペシャリストだったようだ。宇宙飛行士は各自の専門分野の仕事に有能なだけでなく、宇宙船の中で長時間他国の人と過ごすわけだから精神安定性や協調性がとくに要求されるようだが、アイヒマンも本人が述べているように個人的な野心や欲望はなく、いつも冷静で、ユダヤ人の最終処理が話し合われたヴァンゼー会議(1942 年) の折も、「いつも言葉にうるさい人がまるで法律用語ではない露骨な言葉で“その事”を話していた」としっかり観察している。いつも冷静に観察し、メモし、ファイルにまとめ、報告し、権限以上の判断をしなければならない時は、過去の似たような例を上司に示唆し、上司の判断を仰ぎ、指示ないしは命令に従う。勤勉だったし、決められたことには忠実だった。すぐ自分の考えを言ってしまって、上司とあるいは同僚と喧嘩になってしまい、協調性がないと噂された私 (あくまでも噂) となんという違いだ。

彼はユダヤ人を移送する仕事についていたが、今だったら宇宙飛行士になれると思う。移住計画は結局は強制移送になり、強制収容になり強制収容所での絶滅になるのだが、彼はその時点でも実に有能であり、勤勉であり、秩序の混乱を修正して人間を迅速に定員通り送ることのスペシャリストでもあった。彼が答弁で答える時や、検事や裁判官の質問に答える時の、慎重さや正確さは感心させられる。宇宙船の中も、何か個人が仕事をするについての手続きはそれはそれは慎重にしなくては、全体の計画が全く狂ってしまうだろうから、きちんと手続きなり、手順がそれこそ秒単位で決められているのだろうと思う。アイヒマンも仕事の手続きや手順にはとても正確だった。裁判の中で命令系というか、組織図のようなものをアイヒマンが指し示す場面があるが、彼の答弁はその辺きっちり述べている。スペシャリストには大切な条件だ。自分の仕事の内容、その範囲、そして権限について熟知していることも必須条件だ。

そうした上で初めて自分の仕事を“明確”にこなすことができスペシャリストになるのである。スペシャリストはなんでも屋のように何時でも、どこでも、何の仕事でもやってはいけないのである。宇宙船にもなんでも屋は必要ではないのだ。必要としたら“何でも出来るスペシャリスト”なので、やはり冷静に指示の手続きや手順を踏んで仕事をしなければならないのだ。

もう一つスペシャリストの条件は、全体の仕事の内容や目的を想像したり、そこに私情を挟んではならないということだ。アイヒマンはアウシュビッツなどのユダヤ人絶滅収容所の視察に行き、メモをとり報告書をつくり報告した。その時初めて自分の転属を上司に述べたと言っている。そして、その希望はかなえられないのだが、実際の絶滅計画に手を染めなくて安堵したと述べている。実際の絶滅計画を命令されていたら、自分はそこから逃れるために自殺しただろうと。想像したり私情を挟めばアイヒマンもこの仕事をやってはいけなかっただろう。

そういう意味では、彼はその後も私情を挟まず仕事を続けたのだ。だから彼はそこでは、自分の責任ではないと主張するのだ。宇宙開発も一体何のために行われているのだろうか。私には怖いものに思える。地球の周りには気象衛星アメダスだけでなくいろんな物が回っているそうだが、宇宙開発の名の下に何が起こっているのか。とにかく、アフガニスタンやイラクの空爆に便利なものも回っているに違いない。日本政府が憲法違反をして、今インド洋にあるイージス艦も宇宙開発のお陰かもしれない。何が起こっているにしても、宇宙飛行士の毛利さんの責任ではない。

アイヒマンの言葉から学ぶもの

ナチスの話が私は好きではない。“ナチスの悪行”が“イスラエルの悪行”の言い訳になっているように感じるからだ。“日本の悪行”が“日本の軍部だけの悪行”として生き残った人の言い訳になっているのと同じように感じるからだ。この映画はそういったナチス告発型ではなく、今の私たちが十分学ぶべきものを提示している。

アイヒマンの言葉から学ぶものは多い。「ナショナリズムは極端な場合、エゴイズムに走る。」「自分は勤勉だった。その勤勉さでその地位に上がった。指令や命令に忠実で人付き合いが良い」「市民的勇気に

統制がとれていたら命令を拒否できた。しかし戦時中では大海の一滴にすぎない。」「ユダヤ人絶滅は犯罪である。国家により犯罪が合法化された。」「人間は狂気すれすれのところで生きている。ほんの一歩で銃に手をかける。」「私は人道的には犯罪の共犯であることを認める。しかし悔恨は無意味だ。子供だましだ。大事なことは将来、同様な事態が起こるのを防ぐことだ。」

アイヒマンは死刑になるのだが、彼のこれらの言葉は、もちろん彼の行ったことのなかでは空しいが、現在の私たちの置かれている状況の中では、十分意味を持つのではないだろうか。この映画の制作者も、監督もイスラエル生れのユダヤ人だそうだ。この映画では、各地でつくられたユダヤ社会の中央集中化のためのユダヤ評議会が、ユダヤ人名簿の作成、輸送名簿の作成などでドイツに協力し、警察やナチスの手間を省き、またそのメンバーのゲットー送りを免除されていたことが、裁判官の口を通して明らかにされていて、アイヒマンもその通りであると言っている。この事もやはり学ばなければならないだろう。

この制作者は国境なき医師団の医師でもあった人で、『ショアー』のランズマン監督と、このユダヤ人評議会をめぐって意見が対立しているそうだ。最近ランズマンはイスラエルのタカ派になっていると聞いたが、そこの差はどこにあるのかあったのか、まだ見ていない『ショアー』を見てみたいと思う。

〈映画と本〉で考える

魂を継承する旅
～野本三吉『出会いと別れの原風景』を読む～

林延哉（茨城大学教員）

野本三吉さんは旅人だ。旅人には二種類の人がいる。一人は旅先でいろいろな人と出会う旅をする人。もう一人は誰とも出会うことなく自分の旅を続ける人。「バイクで旅する奴はいいけど、最近の学生は車で旅をする、あれじゃ駄目だ」と以前同僚のＩ氏が言っていた。車は自分の部屋がそのまま移動しているようなものでエアコンと好みの音楽の流れる部屋に納まって部屋ごと移動していても、そんなものは旅じゃないという。乗り物で旅が決まってしまうわけじゃないだろうと思うのだが、旅人には二種類あるというのは賛成だ。Ｉ氏は旅をする人と移動する人とに分けたが、僕ならば体験する旅をする人と鑑賞する旅をする人とに分ける。野本さんは体験する旅をする人だ。彼の人生はそのものが旅のように僕には見える。それはとてもすてきな旅だ。

『出会いと別れの原風景～社会福祉ゼミナール・10年の記録～』（新宿書房、2002年、定価2000円）は、野本さんが横浜市大の教員であった10年間の記録だ。1991年から2001年の間、横浜市大に専任の教員として野本さんは勤務した。その前の10年間は横浜市の児童相談所の児童福祉司であり、そのもうひとつ前の10年間、彼は日雇労働者の町、横浜・寿町の中にある「寿生活館」の職員だった。そして今は沖縄にいる。小学校の教員として職業生活を始めた野本さんは、以来約10年を一区切りにしながら自分の居場所を変えていく。そのつどそこで出会った人々と出会いの中で考えた事々を本にして残している。この本は、彼の最も最近の10年間の横浜市大教員時代という旅の記録だ。

本にもまた二種類の本がある。頭で分かる本と魂で感じる本。数行であるいは数語で適切に要約できる本と、とても感動して読み終わったのに「どうだった？」と尋ねられても「よかったよ」と言うしか答えようのない本。それは本の読み方の問題だという人もいるだろし、そういうところがあるのも確かだけれど、読み手の読み方の“つもり”を越えて迫ってくる文章の力というものがある。それに捕えられてしまうと、読み手は自分の読み方の“つもり”を越えて魂で読まされてしまうことになる。野本さんのこの本もそんな本だ。

この本は多分、頭で考えた何かひとつの確固たる思想を伝えようとする本ではない。この本は、野本さんという人の人生のある10年間の出会いと出会いの中での思索の記録であり、その出会いと思索の記録を読むことで読者の中に生まれてくるのは、自分の人生の、ある10年間を真摯に生きる野本さんという人物の存在感そのものだ。それは未踏の土地へと旅を続ける旅行者の旅の記録を読むようだ。

個々の言葉のひとつひとつよりも、それらの言葉を記録として綴ることの出来る、自分の人生に真摯に向かい合っているその生き方の存在感、それが読み手にとっては心地良くもあり羨ましくも感じさせる。自ずと自分の生き方への内省へと思いが向かう。少しでも人より早く新しい知識、How To を手に入れたくて本を読む、そんな頭で分かる読み方ばかりをしていると、こんな本の読み方もあったのだなと懐かしさすら感じてしまう。そう、僕はこの本をとても楽しんだし、大切に読むことができたのだ。

この本に綴られた10年間は野本さんの横浜市大教員時代だ。大学には毎年毎年たくさんの学生が入学してきて卒業していく。書名の通り、そこには繰り返す出会いと別れが日常として存在する。けれどもこの本の読後に印象深く残るのは数多くの死だ。学生との出会いと別れが綴られていないわけではない。同じような場所に身を置く自分からして羨ましくそして

そのような出会いと教育を提供できていない自分を恥じ入らざるを得ないようなゼミの姿がそこにはある。偶然に出会ったスウェーデンを、阪神・淡路大震災を、沖縄を、あるいは福祉現場を、我が事として捉え返し行動で表現していく若者たちの姿を読んでいると、どの若者にも存在するであろうその感受性・想像力・行動力を発揮させ得る教育の場を実現できていない僕のような教員と出会ってしまった学生には申し訳ない気持ちになってくる。

しかし、そんな学生達との出会いと別れの繰り返しを背景にしながら、野本さんの日々に訪れてくるのは、かつての同僚や同志の死だ。

福祉政策の中でも顧みられることの少ない救護施設をこそ社会福祉の基本にすえるべきであることを見据え困難な実態調査を現実化していった「くるめ園」園長田中寿美子さんの死。寿町の住人で共に夜間学校や識字学校の活動を切り開いてきた小林敬雄さんの死。その小林さんを最後まで支えていた寿生活館の職員大島知恵子さんの死。あるいは同じ寿生活館のかつての同僚で45歳の若さで過労死した窪田公宣さんのこと。横浜市大の同僚でやはり過労が原因と思われる死を遂げた伊藤正二さん。野本さんが自分の生き方のモデルとしてきた人のひとりと書く筑前甚七さんの死。他にもまだその死が記されている人はいる。その死の全てがこの本に綴られた10年の間に野本さんを訪れている。

数多くの死が訪れる日々の中での野本さんの関心は「さまざまな人生を生きてきた人々の軌跡をたどりながら、ぼく自身の生き方を模索し、創造していく『ライフヒストリー（生活史）』研究」へと向かっていく。思えば野本さんはいつも、先頭に立って旅をしていたのかもしれない。多くの先達や同行に学びつつも、自らがその旅の先頭を立って歩いていたのだろう。けれども、大学は先頭をきって旅する場所ではない。これから旅立とうとする若者たちが次々と訪れ、自分の旅のスタートをきっていく。教師はそこでは旅立つ人を手を振って送るだけである。そして否応なく訪れてくる数々の死。野本さんのこの10年は見送る10年だったのかもしれない。

自らの体調のこともある。無理の効きにくくなった身体では先陣を切って突進することは難しい。追い越していく者の後ろ姿を見送ることが多くなる。それ故にこそ、かつて自らが師と仰いだ人や、自らと共に歩いた人の一人ひとりの生きた軌跡を、その軌跡を知る者として如何に自らが継承するか、そして自分の次に来る者へ継承していくのかということに関心は向かわざるをえないのだろう。

この「魂の世代継承」は300頁を超えるこの本の最後の部分で語られる。野本さんがこの本で語った10年の次の旅の場所として選ぶことになる沖縄にまつわる話の中でだ。けれどもこのモチーフは既にこの本の最初に用意されていた。1991年4月1日、横浜市大の辞令交付式に野本さんがつけていったのは、彼の恩師伊藤忠彦さんの形見のループタイだった。歩みの速度を少しずつ落としながら自分が出会った人の一人ひとりを大切に語ろうとする野本さんの文章を読みながら読み手の中に浮かんでくるのは、自分自身の暮らしの中での出会いをどれほどに大切にしているかを振り返る自省の念だ。

人はなぜ生きるのか、その答えは自分ではなく他者が出すものなのかもしれない。僕達は「その人」がなぜ生きたのかという答えを出す義務を、一人ひとりもっているのかもしれない。

『ナビィの恋』

野本三吉さんの著書『出会いと別れの原風景』についての僕の文章は、この節の前でいったん終わっている。この節では、野本さんが同じ本の中で触れている映画『ナビィの恋』について少しだけ書いておきたいと思う。野本さんはこの映画について好意を持って著書の中で紹介しているし、僕もこの映画がとても好きだ。けれども僕のこの映画についての感想の一部は、野本さんのそれと少しだけ違っている。そのことを少しだけ書かせてもらいたいと思う。

『ナビィの恋』のストーリーは野本さんの本の中にも詳しく紹介されているし、実際の映像を見てもらえば分かるのでここでは書かない。沖縄への機内で以前から話に聞いていながら見る機会のなかったこの映画を、野本さんは偶然見ることができる。映画は「自然の中にある魂の鼓動、それに従って生きる。つらく悲しいことではあっても、自分の内に息づいている自然に従って生きていくことが、もっとも安定し、幸せなのではないか」、そんな呼びかけに満ちた映画だと野本さんには見えた。

今の日本はエネルギーを失っている、「時代を経るごとに新しい文化が上から覆いかぶさってきて、いつのまにか、もともとあった原型が見えなくなってしまっている。しかも、こうして重層化した文化は、息苦しささえ伴いはじめ、ぼくらはこのままでは生き難いという実感をもち始めている」、野本さんは現在の日本をそのように描き、そのような臨界状況を突破していく何かが沖縄にはあり、それは『ナビィの恋』にあったような「生命の論理」の世界ではないか、と彼は考える。

野本さんのこの考察は、野本さんがずっと心の中にとどめてきた沖縄の神女ノロ、比嘉ハツさんの話へとつながっていく。野本さんはかつて比嘉ハツさんの「沖縄ミロク会」の人々と行動を共にしたことがあった。その経験から「沖縄ミロク会」がある世界観を共有し、この世界観・価値観の共有化が共同生活の根にあったと考える。近代国家によって人々の生きる基盤が急速に失われたことを憂い、固有信仰としての「氏神信仰」に代わる具体的な世界観が見えてこない状況を憂えて民俗学を構築した柳田国男を引用しながら、「価値観、世界観の喪失が、現在のさまざまな問題の背後にあるような気がしてならない」と野本さんは考える。そして比嘉ハツさんのライフヒストリーを描きたいと願う。

かつて生きて在った人が確かに生きて在ったことを、続く人が証していく作業は、その作業を通して自分自身の生き方を築いていく作業であり、その人の生をどのように継承しどのように伝えていくのかは人それぞれの作業であって、他の誰かがとやかく言う必要も言える筋合いもない。そう思いつつ野本さんの沖縄への思いに僕は少し違う思いを抱く。

確かに現在の日本は、かつて柳田国男が憂いたような、社会の変化によって人々が共有できる世界観・価値観が崩壊しつつある時代なのだと思う。そのことが現在にさまざまな問題を生み出しているのだとも思う。けれどもその乗り越え方は、重層化して原型が見えにくくなった古代の文化、古い世界観を掘り起こしてそこに回帰することではないだろうと思う。古い価値観・世界観は異なる価値観・世界観と出会うことで唯一絶対ではありえなくなった、そんな価値を共有できない時代にそれでも人が人と共にあるために僕達はどのようであればいいのか。

『ナビィの恋』の中で 60 年前にナビィとサンラーの恋を引き裂いたのはまさに沖縄の共同体の紐帯による束縛だった。60 年後、60 年間抱き続けた恋は、沖縄を出てサンラーと共に行くことをナビィに決意させる。そんなナビィの姿を見ながら、都会での暮らしに疲れて故郷に戻った奈々子が選んだのは、沖縄の若者ではなく本土からの青年と沖縄で暮らすことだった。『ナビィの恋』に描かれたのは、沖縄の共同性へとつながる「生命の論理」ではなく、人々を縛る古い共同性を破壊し新しい可能性を生み出す「生命の論理」なのではないか、今の沖縄もまたそのような「生命の論理」を欲しているのではないのか。

沖縄の癒しをよく耳にする。一度も訪れたことのない僕にはその雰囲気は想像するしかない。その懐に抱かれてみたいと思う。けれども、外の人間がある土地を癒しの土地として規定したり、その土地の人間が外の人間に対して自分達の癒しを土地の優位として主張するとしたら、いずれにせよその土地は今そうである以外には変わることが許されなくなる。ディズニーランドのようになる。そう思うと、沖縄に、あるいは自分自身に、あらゆる土地に、変わる時代の中で大切なものも姿を変えながら受け継がれていく、古い共同性を超える生命の論理が築く新しい共同性、そんなものを僕は期待したくなる。『ナビィの恋』は沖縄の映画ではなく沖縄を超えた映画であって欲しいと、そこに描かれた沖縄が素敵であるが故に、僕はそう思った。

『社会臨床雑誌』目次一覧
(創刊号～第10巻第3号)

創刊号 (1993/4)

日本社会臨床学会設立総会にご参加下さい，表 2
日本社会臨床学会設立準備委員会　『社会臨床雑誌』発刊にあたって，1
山下恒男　「社会臨床」に仮託するもの，2～11
野本三吉　社会臨床論序説：生活における臨床とは何か，12～23
八木晃介　社会臨床学からみた部落解放理論，24～37
斎藤寛　「高齢化社会」の反教育学，38～48
日本社会臨床学会設立準備委員会　厚生省「臨床心理士」国家資格化を批判する，49～58
佐々木賢　資格社会論：資格社会の現況，59～71
中島浩籌　自己教育力とカウンセリング (1): 学校カウンセリングの問題設定と教育的コミュニケーション，72～80
三輪寿二　精神医療のなかの心理治療，81～89
武田秀夫　シドニー・ルメットの三十年：『十二人の怒れる男たち』と『Q&A』(「映画と本」で考える)，90～93
小沢牧子　「される側」に立つという視点の欠如がもたらす立場：中村雄二郎『臨床の知とは何か』(岩波新書、1992) を読んで (「映画と本」で考える)，93～95
三浦高史　新たな「別枠教育」に抗しながら (“ここの場所” から)，96～97
中条進　研究態度と「専門性」について (“ここの場所” から)，97～98
伊藤友宣　自立自助への助力の難しさこわさ楽しさ (“ここの場所” から)，98～100
渡辺八郎　「指導困難校」と言われる高校での実践活動 (“ここの場所” から)，100～101
瀬川三枝子　こだわりつづけることをバネにして (“ここの場所” から)，101～103
長安めぐみ　「がんばる」ということでよいのか (“ここの場所” から)，103～104
明峰哲夫　「都市と人間」(“ここの場所” から)，104～105
柘植義男　「土曜日は、楽しい日？」(“ここの場所” から)，105～107
日本社会臨床学会編集委員会　投稿のお願い，108
篠原睦治，三輪寿二，林延哉　編集後記，109

1 巻 2 号 (1993/9)

日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
栗原彬　詩学としての社会科学：民衆理性からの検証 (日本社会臨床学会設立総会報告　記念講演)，2～6
山下恒男，野本三吉，斎藤寛，林延哉　「心理臨床から社会臨床へ」をめぐって：社会臨床学会設立のときに (日本社会臨床学会設立総会報告　シンポジウム I)，7～18
赤松晶子，木之下孝利，向井承子，山田真，篠原睦治　生・老・病・死を考える：日々のくらしの中で (日

本社会臨床学会設立総会報告　シンポジウム II)，19 ～ 45
日本社会臨床学会設立準備委員会　基調提案：1993 年 4 月 24 日（日本社会臨床学会設立総会報告），46 ～ 51
日本社会臨床学会会則（日本社会臨床学会設立総会報告），52 ～ 53
秋葉聰　脳死社会における諸問題（一），54 ～ 64
中島浩爵　自己教育力とカウンセリング (II)，65 ～ 73
矢野泉　「臨床家の知」と「臨床の知」の思索，74 ～ 80
篠原睦治　「『される』側に学び、『される』側と共に」とは：日本臨床心理学会改革 20 年をふりかえる（その 1），81 ～ 95
飯田淳　『マルコム X』と涙々の卒業式（「映画と本」で考える），96 ～ 97
津田正夫　『こうのとりたちずさんで』と“ざんげの夏”（「映画と本」で考える），97 ～ 100
三橋修　共同性を求めて、名コンビの面白さ：佐々木賢・松田博公『教育という謎 --- 消費社会の文化変容 ---』（北斗出版、1992）（「映画と本」で考える），100 ～ 102
木村栄　もうひとつの『フォーリング・ダウン』：映画『フォーリング・ダウン』を観て（「映画と本」で考える），103 ～ 106
安部宣人　高校がなんぼのものというのだ（“ここの場所”から），107 ～ 109
大平由子　ある日突然に（“ここの場所”から），109 ～ 110
北村美佳　「社臨」と私たちを繋ぐもの（“ここの場所”から），110 ～ 111
島根三枝子　指導欲と戦う私（“ここの場所”から），111 ～ 113
鈴木美穂　『癒しとしての自己表現』を地域の中で持ってみて（“ここの場所”から），113 ～ 114
日本社会臨床学会編集委員会　投稿のお願い，115
日本社会臨床学会　日本社会臨床学会へのお誘い，116 ～ 117
篠原睦治，三輪寿二，林延哉　編集後記，118

1 巻 3 号 (1994/1)

日本社会臨床学会第 2 回総会にご参加下さい：いま、横浜で --- 出会い、揺らぎ・・・そして予感，表 2
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
明峰哲夫　人間と農（その 1），2 ～ 8
横山浩司　社会的装置としての育児日記，9 ～ 18
生越達　「他者理解」と「臨床」，19 ～ 25
秋葉聰　脳死社会における諸問題（二），26 ～ 35
篠原睦治　「『される』側に学び、『される』側のために」の選択：日本臨床心理学会改革 20 年をふりかえる（その 2），36 ～ 42
宮崎隆太郎　個体能力論をこえる視点：浜田寿美男著『発達心理学再考のための序説』（「映画と本」で考える），43 ～ 45
永畑道子　覚醒の書・向井承子さんの仕事：『看護婦の現場から』『老親とともに生きる』を読む（「映画と本」で考える），45 ～ 48
河瀬光　江戸人の心性で今日のわれわれを読み解く：三橋修『〈コンチクショウ〉考 --- 江戸の心性史』（「映画と本」で考える），48 ～ 51
野村康子　「I need you」といわれなくなったとき：映画「ザ・シークレット・サービス」をみて（「映画と本」で考える），51 ～ 53
長谷川宏　『十二人の怒れる男』の教訓（「映画と本」で考える），54 ～ 56

山口悦子　パネル・ディスカッション「障害をもつ子供たちの学校教育」の討論に参加して(“ここの場所”から), 57 ～ 58
深瀬正史　近年高校入試事情:「偏差値」から「内申」へ(“ここの場所”から), 58 ～ 61
鎌田晴之　ここの場所まで(“ここの場所”から), 61 ～ 63
天野秀徳　「教育依存社会」の渦中で(“ここの場所”から), 63 ～ 66
島内知子　わが子らの「登校拒否」からの出発(“ここの場所”から), 66 ～ 68
古井英雄　薬を“飲まされる・飲む”体験をめぐって(“ここの場所”から), 68 ～ 69
村田乃撫子　ゆきとどいた教育　苦しい学校(“ここの場所”から), 70 ～ 71
池見恒則　『何もしない塾』と言われて 10 年が経ちました(“ここの場所”から), 71 ～ 74
日本社会臨床学会運営委員会　厚生省「臨床心理技術者」国家資格化を批判する:1994/1/31, 75 ～ 82
中島浩籌　自己教育力とカウンセリング (III), 83 ～ 88
日本社会臨床学会　投稿のお願い, 89
我妻夕起子　社臨へのご案内 (1), 90 ～ 91
日本社会臨床学会会則, 92 ～ 93
三輪寿二, 林延哉　編集後記, 94

2 巻 1 号 (1994/4)

日本社会臨床学会第 2 回総会にご参加下さい:いま、横浜で --- 出会い、揺らぎ、そして予感, 表 2
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに, 1
石川憲彦　「登校拒否」から見えてくる学校・「障害」から見えてくる学校, 2 ～ 10
戸塚辰永　強制断種法と「障害」者の歴史, 11 ～ 18
荒川哲郎　「障害者観」を問う, 19 ～ 26
明峯哲夫　「人間と農」:その 2　なぜ農が必要か, 27 ～ 34
林延哉　「学習障害」について思うこと:その前提を疑う, 35 ～ 44
小沢牧子　〈母子関係論の綻顔(その 1)〉:「おかえりなさい言説」について, 45 ～ 54
篠原睦治　「資格・専門性」論議と学会改革の終焉:日本臨床心理学会改革 20 年をふりかえる(その 3), 55 ～ 67
中島直　野田事件 --- 青山正さんの裁判の上告棄却に関して, 68 ～ 70
水田宗子　他者回避と男たちの夢・『仕立屋の恋』(「映画と本」で考える), 71 ～ 73
池田祥子　悩んだ末に、やっぱり『森の中の淑女たち』(「映画と本」で考える), 74 ～ 75
佐々木賢　山下恒男の『子どもという不安』(現代書館刊)を読む(「映画と本」で考える), 76 ～ 77
平井秀典　『ボランティア』と『環境保護運動はどこが間違っているのか ?』を読んで(「映画と本」で考える), 78 ～ 82
飯島勤　「振り分け」の当事者を演じて思うこと(“ここの場所”から), 83 ～ 85
市場恵子　ウィメンズセンター岡山(“ここの場所”から), 86 ～ 88
谷奥克己　ご案内・東大阪市「とらいあんぐる」(“ここの場所”から), 89 ～ 91
武田利邦　日本会社本位主義の様式としての学校化社会を疑る(“ここの場所”から), 92 ～ 94
梅村浄　3 つの請願をめぐって(“ここの場所”から), 95 ～ 96
伊藤由子　「専門性」の足場はどこにあるか(“ここの場所”から), 97 ～ 98
日本社会臨床学会運営委員会　第 1 期日本社会臨床学会運営委員会中間総括案 (19934 ～ 19943), 99 ～ 108
佐々木賢　社臨へのご案内 (2), 109 ～ 110

日本社会臨床学会編集委員会　投稿のお願い，111
篠原睦治，林延哉，三輪寿二　編集後記，112

2 巻 2 号 (1994/8)

日本社会臨床学会編集委員会　投稿のお願い，表 2
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
花崎皋平　アイデンティティと共生の哲学（日本社会臨床学会第 2 回総会報告），3 ～ 6
三輪寿二　「心理臨床から社会臨床へ」をめぐって（パート 2）：しごと・専門性をどう考える？（日本社会臨床学会第 2 回総会報告），7 ～ 9
楠原彰　出会いとしての「異文化」：共生・創造のフィールドへ（日本社会臨床学会第 2 回総会報告），10 ～ 12
武田利邦　学校って何だろう、もういらないのか?: 関係を求める中で考える（日本社会臨床学会第 2 回総会報告），13 ～ 17
天野秀徳　いること、逃げること：「居場所づくり」を考える（日本社会臨床学会第 2 回総会報告），18 ～ 23
平井秀典　事例にすること・されること（日本社会臨床学会第 2 回総会報告），24
寺田敬志　精神医療の場は人を癒し・生かしているか?: 再び「病」・「治療」とは（日本社会臨床学会第 2 回総会報告），25 ～ 28
林延哉　いま、発達・能力、そして、クオリティ・オブ・ライフを考える：脳死・臓器移植、尊厳死にかかわって（日本社会臨床学会第 2 回総会報告），29 ～ 33
稲場雅紀　日本の精神医学は同性愛をどのように扱ってきたか，34 ～ 42
大谷尚子　養護教諭教育と健康観，43 ～ 50
根本俊雄　隠され、隠れる「現場」，51 ～ 58
赤松晶子　「臨床」の相互性は成立するのか?: 生越達論文「『他者理解』と『臨床』」にさそわれて，59 ～ 66
明峯哲夫　「人間と農」：その 3　人間は農業が嫌い，67 ～ 74
篠原睦治　「障害児」差別と共生・共学の模索：日本臨床心理学会改革 20 年を振り返る (4), 75 ～ 85
赤堀政夫，大野萠子，島谷直子，藤井芳子，安田好弘，山下恒男　死刑制度の問題性を考える（社会臨床学会第 6 回学習会記録），86 ～ 111
林延哉　臓器移植法案提出に対し、あらためて「脳死＝臓器移植」に反対する，112 ～ 120
根本育代　映画『木と市長と文化会館、または 7 つの偶然』を観ながら…（「映画と本」で考える），121 ～ 122
渡辺幹夫　『冬の銀河』（不知火書房）に出会って（「映画と本」で考える），123 ～ 124
青木悦　『シンドラーのリスト』を見て（「映画と本」で考える），125 ～ 127
上田達夫　一高校教員のつぶやき（“ここの場所” から），128 ～ 129
山本栄子　「定期健康診断業務の OA 化」にもまれて（“ここの場所” から），130 ～ 131
戸恒香苗　社臨へのご案内 (3), 132 ～ 133
篠原睦治，三輪寿二，林延哉，平井秀典　編集後記，134

2 巻 3 号 (1994/12)

日本社会臨床学会「三重の集会」へのご案内，表 2
日本社会臨床学会第 3 回総会（京都総会）の概要，表 3

日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1 ～ 2
石川准　「障害児の親」の存在証明に関する社会学的考察，3 ～ 10
真田孝昭　反撃する知能遺伝主義者たち，11 ～ 20
三浦高史　新しい分離教育の潮流，21 ～ 26
多田敏行　差別問題への関心，27 ～ 32
武田秀夫　映画を読む試み（一）：楊徳昌（エドワード・ヤン）の挑発・映画「恐怖［イ分］子」について（「映画と本」で考える），33 ～ 39
青木照武　『1991 年　アメリカ合州国の夏』を読んで（「映画と本」で考える），40 ～ 41
林延哉　『障害児のパラダイム転換 --- 統合教育への理論研究』を読みつつ考える (1)（「映画と本」で考える），42 ～ 51
明峯哲夫　「人間と農」：その 4　誰もが農に向き合うために，52 ～ 60
横山浩司　社会的装置としての育児日記 (2), 61 ～ 71
中島浩籌　自己教育力とカウンセリング (IV), 72 ～ 78
小沢牧子　母子関係論の素顔（その 2）：「おかえりなさい言説」について --- 続 ---, 79 ～ 89
篠原睦治　「早期発見・治療」問題から反優生・共生の模索へ：日本臨床心理学会改革 20 年を振り返る (5), 90 ～ 103
赤松晶子，我妻夕起子，三輪寿二，寺田敬志　精神医療の現況における厚生省コ・メディカル国家資格化の問題，104 ～ 112
今給黎光子　「現実」という言葉と精神医療（“ここの場所”から），113 ～ 114
向井吉人　教室における関係性への一視点（“ここの場所”から），115 ～ 116
嶺昭子　“ゆうゆう”誕生顛末記：「居場所」にこだわって（“ここの場所”から），117 ～ 119
味岡尚子　たかが PTA・されど PTA（“ここの場所”から），120 ～ 121
工藤定次　“共生”を考える（“ここの場所”から），122 ～ 124
日本社会臨床学会編集委員会　投稿のお願い，125
三輪寿二，篠原睦治，林延哉　編集後記，126
日本社会臨床学会編集委員会　1 巻 1 号から 2 巻 3 号までの掲載リスト，127 ～ 128

3 巻 1 号 (1995/4)

八木晃介　「現代（いま）　それでも　春」：第 3 回二本社会臨床学会総会のご案内，表 2 ～ iv
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
島比呂志，篠原睦治　インタビュー　いま、なぜ、らい予防法を問うのか，2 ～ 21
竹内章郎　生命倫理学の一断面：日本の学会動向にふれて，22 ～ 36
川見公子　給食調理室とそこから見える風景（“ここの場所”から），37 ～ 38
石川憲彦　マルタでの思索（“ここの場所”から），39 ～ 41
青木松則　学校−地域での国際化の中で（“ここの場所”から），42 ～ 44
浪川新子　らいの本を読む（「映画と本」で考える），45 ～ 53
児玉亮　『友だちのうちはどこ？』とアメリカ映画：「子どもの権利条約」とアメリカの子ども観に関する一考察（「映画と本」で考える），54 ～ 58
山野良一　「人権」・「子どもの権利条約」をぼくらのものにするために：浜田寿美男『個立の風景』・花崎皋平『アイデンティティと共生の哲学』を読んで（「映画と本」で考える），59 ～ 63
三輪寿二　「精神医療・過去と現在」：赤松晶子さんに聞きつつ・問いつつ (1), 64 ～ 74
山下恒男，秋葉聰　QOL 概念と理論的諸問題 (1): 概念登場の背景と現状，75 ～ 84

林延哉 『障害児教育のパラダイム転換 --- 統合教育への理論研究』を読みつつ考える (2) (「映画と本」で考える), 85 ～ 91
寺田敬志 社臨へのご案内 (4), 92 ～ 93
日本社会臨床学会編集委員会 投稿のお願い, 93
三輪寿二, 林延哉, 篠原睦治 編集後記, 94

3 巻 2 号 (1995/10)

日本社会臨床学会編集委員会 はじめに, 1 ～ 2
日本社会臨床学会編集委員長 お詫びと訂正, 3
赤松晶子, 三好譲, 山本真理, 松田博公, 篠原睦治 出版記念シンポジウム『「開かれた病」への模索』を読む (日本社会臨床学会第 3 回総会報告), 4 ～ 18
河瀬光 「三重の集会」報告, 19 ～ 28
山下恒男 『スカヤグリーグ --- 愛の再生』から考える, 29 ～ 36
広瀬隆士 精神医療における「機能分化」、「資格–専門性」、「ともに」論を問う (1), 37 ～ 41
加藤彰彦 部分的ボランティア論, 42 ～ 49
松浦武夫 先号の「らい」問題を読んで, 50 ～ 52
三輪寿二 「精神医療・過去と現在」(2): 赤松晶子さんに聞きつつ、問いつつ, 53 ～ 60
海老沢英行 『フォレスト・ガンプ／一期一会』: 運命の寓話 (「映画と本」で考える), 61 ～ 63
木村競 関係からコンテクストへ:『人間・臨床・社会』を読む (「映画と本」で考える), 64 ～ 68
小関和弘 『セイレーンの誘惑』(武田秀夫著) を読んで (「映画と本」で考える), 69 ～ 71
田中良 自ら問う"科学者・技術者の社会的責任":『Beder Project のまとめ』を読んで考えること (「映画と本」で考える), 72 ～ 74
林延哉 『障害児教育のパラダイム転換 --- 統合教育への理論研究』を読みつつ考える (3) (「映画と本」で考える), 75 ～ 82
佐藤愁生 教育相談の「充実」に抗して ("ここの場所" から), 83 ～ 85
奥平ナオミ 「ここの喪失」("ここの場所" から), 86 ～ 88
日本社会臨床学会編集委員会 社臨学会編の本、読んでくださいますか そして、ご感想をお寄せください。, 89 ～ 90
日本社会臨床学会編集委員会 投稿のお願い, 91
三輪寿二, 中島浩籌 編集後記, 92

3 巻 3 号 (1996/3)

第 4 回日本社会臨床学会総会のお知らせ:「これからの社会と人間関係を考える」(仮題), 表 2
日本社会臨床学会編集委員会 はじめに, 1
横井清 記念講演 中世人の心性を考える: 生死・恥辱・夢現 (日本社会臨床学会第 3 回総会報告), 2 ～ 10
八木晃介 分科会 I 〈同和〉教育の社会臨床像 (日本社会臨床学会第 3 回総会報告), 11 ～ 17
浜田寿美男 分科会 II 学校の現在:「障害児」問題と「不登校児」問題のはざまから (日本社会臨床学会第 3 回総会報告), 18 ～ 22
大谷強 分科会 III 福祉の現在: 地域と施設のはざまから (日本社会臨床学会第 3 回総会報告), 23 ～ 28
佐々木賢 分科会 IV 事例の報道・発表・研究を考える (日本社会臨床学会第 3 回総会報告), 29 ～

35
八木晃介，浜田寿美男，大谷強，佐々木賢，山下恒男　全体会：分科会報告を受けて：今後の社会臨床学会の課題を考える（日本社会臨床学会第 3 回総会報告），36 ～ 48
石川准　共生のインターフェイス：電脳福祉論によせて，49 ～ 58
篠原睦治　「先号の『らい』問題を読んで」に触発されて，59 ～ 61
新垣多恵　「ショーシャンクの空に」：もうひとつの「カッコーの巣の上で」（「映画と本」で考える），62 ～ 63
原田牧男　『学校カウンセリングと心理テストを問う』（社臨シリーズ第 2 巻）をきっかけに（「映画と本」で考える），64 ～ 65
新原道信　『他者への眼差し　「異文化」と「臨床」』を読む（「映画と本」で考える），66 ～ 68
佐々木賢　『茱萸と荒海』（武田秀夫著、雲母書房）を読んで（「映画と本」で考える），69 ～ 70
高石伸人　ガンバリズムの虫（“ここの場所”から），71 ～ 72
秋本まち子　ママチャリ、街をかけまわる（“ここの場所”から），73 ～ 75
小松光一　無為・自然：大地に生かされる酪農（“ここの場所”から），76 ～ 77
三輪寿二，中島浩籌，平井秀典　編集後記，78

4 巻 1 号 (1996/4)

第 4 回日本社会臨床学会総会のお知らせ：「これからの社会と人間関係を考える」，表 2
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
浜田寿美男　障害、地域、冤罪：ありのままを受けいれることのむずかしさ（社会臨床学会・「三重の集会」記念講演），2 ～ 21
秋葉聰　ヘルムート・ティエリケのキリスト教倫理学と医療（その 1）：古代ギリシャ哲学からみた現代医療の在り方，22 ～ 39
大場雅人　「障害」と民族との葛藤のなかで（その 1）：結婚差別事件訴訟を通じて感じたことのまとめ，40 ～ 57
三輪寿二　心理職資格化の流れとその論点，58 ～ 67
浪川新子　ニュージーランド、リー・タホマリ監督「ワンス・ウォリアーズ」（「映画と本」で考える），68 ～ 69
大野光彦　「震災・心のケア」を社会臨床する（「映画と本」で考える），70 ～ 72
真田孝昭　『キャリー・バックの断種手術』を読む（「映画と本」で考える），73 ～ 82
篠原睦治　『近代日本児童生活史序説』を読む（「映画と本」で考える），83 ～ 85
飯島勤　社会臨床シリーズ第 2 巻『学校カウンセリングと心理テストを問う』書評（「映画と本」で考える），86 ～ 87
栗原彬　この場所から（“ここの場所”から），88 ～ 90
田中純夫　非行の臨床に携わって（“ここの場所”から），91 ～ 93
三輪寿二，平井秀典　編集後記，94

4 巻 2 号 (1996/10)

日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
十河雅典　記念講演　絵空事からのメッセージ（日本社会臨床学会第 4 回報告），2 ～ 12
榎本哲也，浪川新子，野本三吉，篠原睦治　シンポジウム I　カウンセリングと人間関係（日本社会臨床学会第 4 回報告），13 ～ 22

高石伸人，伊藤由子，寺田敬志，佐々木賢　シンポジウム II「資格と人間関係」(日本社会臨床学会第 4 回報告)，23 ～ 32
石川准，大谷尚子，林延哉，中島浩籌　シンポジウム III「情報機器と人間関係」(日本社会臨床学会第 4 回報告)，33 ～ 45
日本社会臨床学会第 II 期運営委員会　日本社会臨床学会第 II 期中間総括：第 I 期の課題を継承し、深化させる方向に向けて (日本社会臨床学会第 4 回報告)，46 ～ 50
渋谷典子　義肢装具の社会学的考察 (1): なぜ義肢装具を問題とするのか，51 ～ 58
小沢牧子　母子関係論の素顔 (その 3)：「母と子の絆」論をめぐって，59 ～ 68
大場雅夫　「障害」と民族との葛藤のなかで (その 2)，69 ～ 83
寺田敬志　映画『眠る男』を観て：人と人、人と自然の「さりげない」出会い (「映画と本」で考える)，85 ～ 86
山下恒男　『精神病者の死刑執行』を読んで (「映画と本」で考える)，87 ～ 92
若林実　『他者への眼差し　「異文化」と「臨床」』を読む：子どもの問題 (「映画と本」で考える)，93 ～ 94
林延哉　『障害児教育のパラダイム転換 --- 統合教育への理論研究』を読みつつ考える (4) (「映画と本」で考える)，95 ～ 100
斉藤寛　公教育批判再考中… (“ここの場所” から)，101 ～ 103
河瀬光　「バリアフリー三重」活動の経過 (“ここの場所” から)，104 ～ 105
小川正子　精神を病んで --- そこからの出発 (“ここの場所” から)，106 ～ 110
日本社会臨床学会編集委員会　投稿のお願い，111
山下恒男，三輪寿二，平井秀典　編集後記，112

4 巻 3 号 (1997/2)

日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
八木晃介　差別問題の理解社会学：差別者に〈寄り添う〉作風，2 ～ 12
島比呂志，篠原睦治　〈インタビュー〉いま、なぜ、らい予防法廃止を問うのか，13 ～ 30
三輪寿二　「精神医療・過去と現在」：赤松晶子さんに聞きつつ、問いつつ (3)，31 ～ 38
林延哉　社会臨床シリーズ読書会 (1) 報告，39 ～ 52
眞田孝昭，山下恒男，中島浩籌　シンポジウム『情報化社会と人間関係』(1996 年夏合宿学習会報告)，53 ～ 58
青木照武　『「開かれた病」への模索』を読んで (「映画と本」で考える)，59 ～ 61
金松直也　『「開かれた病」への模索』を読んで (「映画と本」で考える)，62 ～ 63
明峰哲夫　農はブームとなるか？ (“ここの場所” から)，64 ～ 65
北村美佳　私たちにお力添えを：保健室相談活動研修始まる (“ここの場所” から)，66 ～ 67
阿木幸男　COSMO 生とのキャッチ・ボール (“ここの場所” から)，68 ～ 69
三輪寿二，平井秀典　編集後記，70

5 巻 1 号 (1997/4)

日本社会臨床学会第 5 回総会のご案内，表 2
日本社会臨床学会編集委員会　投稿のお願い，表 3
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
小沢牧子　「心」の商品化とカウンセリングブーム，2 ～ 11

佐藤みどり　フェミニストカウンセリングへの疑問，12 ～ 19
中島浩籌　学校コミュニティそのものに食い込むカウンセリング：スクールカウンセラー活用調査研究委託事業と成長モデルのカウンセリング批判，20 ～ 26
渋谷典子　義肢装具の社会学的考察 (2): 不完全な義肢装具，27 ～ 44
三輪寿二　社会臨床シリーズ読書会 (2) 報告：第 3 巻『施設と地域のはざまで』・第 4 巻『人間・臨床・社会』について，45 ～ 61
寺田敬志　平成 7 年度厚生科学研究「精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の業務及び資格化に関する研究」について，62 ～ 66
水森悦子　『施設と街のはざまで　「共に生きる」ということの現在』を読みました（「映画と本」で考える），67 ～ 68
山崎和達　『人間・臨床・社会』を読んで（「映画と本」で考える），69 ～ 70
吉田英子　「心身障害児教育」の不思議（“ここの場所”から），71 ～ 73
小沢牧子，三輪寿二，平井秀典　編集後記，74

5 巻 2 号 (1997/8)

日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
日本社会臨床学会第 II 期運営委員会　日本社会臨床学会第 II 期総括（日本社会臨床学会第 5 回総会報告），2 ～ 13
赤堀政夫　赤堀政夫さんのアピール（日本社会臨床学会第 5 回総会報告），14
日本社会臨床学会第 5 回総会　〈総会決議〉脳死・臓器移植のいかなる合法化にも反対する（日本社会臨床学会第 5 回総会報告），15 ～ 16
石上康彦，成瀬陽一，西野博之，佐々木賢　シンポジウム I　学校・塾・不登校を考える（日本社会臨床学会第 5 回総会報告），17 ～ 23
天野誠一郎，林延哉，外山知徳，石川准，篠原睦治　シンポジウム II　バリヤ・フリー社会を考える（日本社会臨床学会第 5 回総会報告），24 ～ 56
林延哉　「共用の思想」から「バリア・フリー」を捉え直す：石川准さんの研究室を訪ねて、見たもの、語り合ったこと（日本社会臨床学会第 5 回総会報告），25 ～ 41
天野誠一郎　バリヤフリー住宅の問題について（日本社会臨床学会第 5 回総会報告），42 ～ 51
黒川俊雄，平原望，我妻夕紀子，加藤彰彦　シンポジウム III　高齢社会を考える（日本社会臨床学会第 5 回総会報告），57 ～ 63
豊田正弘　ボランティア活動に関する考察と提起：震災ボランティアと重油災害ボランティアの教訓から，64 ～ 69
林延哉　「コンピュータ化」「情報化」の問題点：社臨での争点，70 ～ 99
上田達夫　『言ってもいいですか　不登校から見た大人社会』を読んで（「映画と本」で考える），100 ～ 105
八木晃介　松田　道雄さんへの疑問：『安楽に死にたい』（岩波書店 19974）の内容にそくして（「映画と本」で考える），106 ～ 110
伊藤勲　『施設と街のはざまで』の見直しの視点：重度知的障害者の存在と施設労働（「映画と本」で考える），111 ～ 113
根本俊雄　青森でヤマアラシになる（“ここの場所”から），114 ～ 116
中島浩籌，林延哉　編集後記，117

5 巻 3 号 (1998/3)

日本社会臨床学会編集委員会　はじめに , 1

石川憲彦　学校化社会における大人達の嘘 : 日本社会臨床学会第 5 回総会記念講演（日本社会臨床学会第 5 回総会報告）, 2 ～ 15

中井孝章　思想問題としての「学校英語」改革 : 英語の呪縛を超えて , 16 ～ 24

広瀬隆士　精神科ソーシャルワーカーの資格制度化を問う , 25 ～ 32

三浦高史　官製フリースクールの役割 , 33 ～ 37

秋葉聰　ある一人の脳死をめぐる人間模様 , 38 ～ 50

根本俊雄　精神医療の忘れた場所としての体験と歓待 :98 年総会の精神医療分科会をめざすなかで , 51 ～ 59

渋谷典子　義肢装具の社会学的考察 (3): 欠損の社会化としてのリハビリテーション , 60 ～ 82

林延哉　ボランティアを賃労働とするで、いいのだろうか : 豊田正弘さんの「ボランティア活動に関する考察と提起」(『社会臨床雑誌』5 巻 2 号）を読んで , 83 ～ 91

島内知子　身近に起こった医療過誤事件（“ここの場所” から）, 92 ～ 94

三井絹子　地域で生きるとは＝自由（“ここの場所” から）, 95 ～ 98

松野哲二　いじめを生む社会状況をかえたいと思う人々による、大きな実践、小さな一歩 : 三多摩「学校・職場のいじめ」ホットラインの記録（“ここの場所” から）, 99 ～ 105

浪川新子　映画「八日目」: ジョルジュは「癒し」ではない（「映画と本」で考える）, 106 ～ 107

中島浩籌 , 林延哉　編集後記 , 108

6 巻 1 号 (1998/4)

さつき風、岡上に雲、動く : 日本社会臨床学会第 6 回総会これまでの社臨・これからの社臨 , 表 2

日本社会臨床学会編集委員会　はじめに , 1

青木純一　結核予防法（1919 年）と届出義務 , 2 ～ 11

矢野泉　高齢社会の文化的多様化と個人の文化的アイデンティティにおける遊び , 12 ～ 19

山尾謙二　スウェーデンで強制不妊手術 : 報道の虚構 , 20 ～ 26

八木晃介　ドナーとノンドナー , 27 ～ 29

赤松晶子　林さんの「『コンピュータ化』『情報化』の問題点」を読んで : 機械文明の先端・コンピュータ社会は向き合う関係を疎外する , 30 ～ 37

武田利邦　『ソクラテスのダブルバインド : 意味生成の教育人間学』（矢野智司著、背織書房）（「映画と本」で考える）, 38 ～ 41

小松美彦　「死の自己決定権」批判 : 脳死・臓器移植の深みへ , 42 ～ 56

小沢牧子　「PTSD」とは何か、どう考えるか ?:「PTSD」学習会の報告を軸に , 57 ～ 62

朴麻衣　学習会で考えたこと :PTSD を体験した立場から , 63 ～ 65

篠原睦治　「これまでの社臨・これからの社臨」, 66 ～ 84

日本社会臨床学会編集委員会　日本社会臨床学会文献リスト , 85 ～ 114

中島浩籌 , 林延哉　編集後記 , 115

6 巻 2 号 (1998/12)

日本社会臨床学会編集委員会　はじめに , 1

日本社会臨床学会第 III 期運営委員会　日本社会臨床学会第 III 期運営委員会中間総括 :1998/05/01（日本社会臨床学会第 6 回総会報告）, 2 ～ 7

日本社会臨床学会第 III 期運営委員会　定期総会〜これまでの社臨・これからの社臨〜（日本社会臨床学会第 6 回総会報告），8 〜 21
根本俊雄，多田道夫，三輪寿二，篠原睦治　分科会 II; 精神医療は改革されてきたのか（日本社会臨床学会第 6 回総会報告），22 〜 35
最首悟，斉藤亮人，阿木幸男，平井秀典　分科会 IV: ボランティアを考えるか（日本社会臨床学会第 6 回総会報告），36 〜 45
八木晃介，小松美彦，福島泰樹，篠原睦治　トーク & コンサート：死と弔いの「意味」：私と家族と国家のはざまで（日本社会臨床学会第 6 回総会報告），46 〜 58
長本節子　介護者への人権擁護：第 1 分科会の感想(日本社会臨床学会第 6 回総会報告◇総会への感想)，59
山本大介　鼓笛な体験と、その理論化（日本社会臨床学会第 6 回総会報告◇総会への感想），60
匿名　福祉労働従事者の発言が聞きたい（日本社会臨床学会第 6 回総会報告◇総会への感想），61
豊田正弘　ボランティア再考：貧労働、社会資本としての再構築，62 〜 70
森重雄　学校と教育の「考古学」のために，71 〜 87
江端一起　アポセタ！アポセタ ?? アポセタ !!!（“ここの場所” から），88 〜 91
篠原睦治　この夏、“脳梗塞” と言われて（“ここの場所” から），92 〜 95
島谷直子　東京犯罪被害者支援センターにご協力を（“ここの場所” から），96 〜 98
中島浩籌，林延哉　編集後記，99

6 巻 3 号 (1999/3)

日本社会臨床学会第七回総会のお知らせ，表 2
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
我妻夕紀子，三浦高史，戸恒香苗，飯島勤，木之下孝利，山下恒男，林延哉　全体会「資格・専門性は必要か、幻想か〜臨床現場から考える〜」報告（日本社会臨床学会第 6 回総会報告），2 〜 29
花崎皋平，浪川新子，高石伸人，加藤彰彦　分科会 I: 老いと介護をめぐって（日本社会臨床学会第 6 回総会報告），30 〜 40
広瀬隆士，武田利邦，伊部篤，森重雄，竹村洋介，佐々木賢　分科会 III: 学校と教育を解読する（日本社会臨床学会第 6 回総会報告），41 〜 62
ツルネン・マルティ，尹チョジャ，デレウゼ好子，桑江博幸，ロバート・リケット，中島浩籌　分科会 V: 日本を生きる（日本社会臨床学会第 6 回総会報告），63 〜 79
日本社会臨床学会運営委員会　1997 年度決算，80
日本社会臨床学会運営委員会　1998 年度予算，81
渋谷典子　義肢装具の社会学的考察 (4): 義肢装具障害者としての傷痍軍人，82 〜 93
丸山康彦　教育の改善より、教育への対応を（“ここの場所” から），94 〜 96
藤原礼子　「精神障害者」グループごかい（“ここの場所” から），97 〜 98
中島浩籌，林延哉　編集後記，99

7 巻 1 号 (1999/4)

日本社会臨床学会第七回総会のお知らせ，表 2
日本社会臨床学会編集委員会　『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』への投稿のお願い，表 3
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
日本社会臨床学会編集委員会　お詫びと訂正，2

竹内章郎　生きる義務を問う生命倫理学？, 3 ～ 12
飯島勤　卵が生まれる瞬間：「手取り法」にみる身心の共生的相貌, 13 ～ 24
篠原睦治　今なお、生きつづけるらい予防法：国の責任と私たちの課題, 25 ～ 36
林延哉　今、「資格」「専門性」について何を語ることを我々は望んでいるのか：全体会「資格・専門性は必要か、幻想か～臨床現場から考える～」フロアの発言より, 37 ～ 51
阿木幸男　「モンタナの風に抱かれて」から癒しを考える（「映画と本」で考える）, 52 ～ 54
根本俊雄　「精神障害者の地域生活支援」は流行り言葉だけれど（“ここの場所”から）, 55 ～ 59
関山域子　普通学級をめぐっていろいろ（“ここの場所”から）, 60 ～ 64
山本栄子　OA 化その後（“ここの場所”から）, 65 ～ 66
古井英雄　妄想報告（“ここの場所”から）, 67 ～ 69
中島浩籌, 林延哉　編集後記, 70

7 巻 2 号 (1999/11)

日本社会臨床学会編集委員会　『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』への投稿のお願い, 表 3
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに, 1
日本社会臨床学会運営委員会　日本社会臨床学会第 III 期運営委員会総括：1999 年 3 月 31 日（日本社会臨床学会第 6 回総会報告）, 2 ～ 9
日本社会臨床学会運営委員会　1998 年度決算（日本社会臨床学会第 6 回総会報告）, 10
日本社会臨床学会運営委員会　1999 年度予算（日本社会臨床学会第 6 回総会報告）, 11
赤田圭亮, 佐々木賢, 中島浩籌, 加藤彰彦, 小沢牧子, 武田利邦　シンポジウム I　いま、学校・教育はどうなっているか（日本社会臨床学会第 6 回総会報告）, 12 ～ 40
福本英子, 篠原睦治, 玉井真理子, 竹内章郎, 三輪寿二, 林延哉　シンポジウム II　先端医療の中の自己決定権とカウンセリングを考える（日本社会臨床学会第 6 回総会報告）, 41 ～ 63
竹嶋龍雄　障害児教育政策にみられる義務化体制の強化：「共育・共生」の展望はあるか, 64 ～ 70
秋葉聰　『ソフィーの選択』：誰が生き、誰が死ぬかを裁く臓器移植体制（その 1）, 71 ～ 81
篠原睦治, 小沢牧子, 林延哉　原告金子幸代の分限免職処分取消等請求事件の横浜地裁判決文（特に「原告の素質及び性格」の描写に関する結論）についての意見書, 82 ～ 98
浪川新子　「ギルバート・グレイプ」とアーニーは何処へ（「映画と本」で考える）, 99 ～ 101
竹村洋介　『ファザーレス　父なき時代』への眼差し（「映画と本」で考える）, 102 ～ 105
松下徳二　「遺伝も感染も」ある自然世界、人間世界を…寛大に引き受け合う（“ここの場所”から）, 106 ～ 109
中島浩籌, 三輪寿二　編集後記, 110

7 巻 3 号 (2000/3)

日本社会臨床学会第 8 回総会のご案内, 表 2
日本社会臨床学会編集委員会　『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』への投稿のお願い, 表 3
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに, 1
阿木幸男, 戸恒香苗　終末期医療問題を考える（秋の合宿学習会報告）, 2 ～ 9
篠原睦治, 飯島勤, 三輪寿二　脳死・臓器移植の現在を考える（秋の合宿学習会報告）, 10 ～ 18
青木純一　病者から見える風景：20 世紀初めにおける結核療養者の言葉を追って, 19 ～ 31
横山浩司　線引き・ハイブリッド・歓待, 32 ～ 38
斎藤寛　学校語りの遠近法：第 7 回総会報告「いま、学校・教育はどうなっているか」を読んで, 39 ～ 46

渋谷典子　義肢装具の社会学的考察 (5): 個立する自己と開かれた身体 , 47 ～ 68
秋葉聰　『ソフィーの選択』: 誰が生き、誰が死ぬかを裁く臓器移植体制（その 2）, 69 ～ 80
根本育代　彼女と彼が歌うとき（「映画と本」で考える）, 81 ～ 82
村田乃撫子　島に移り住んで（“ここの場所” から）, 83 ～ 85
木村誠志　病者の自立 : 依存からの脱却（“ここの場所” から）, 86 ～ 87
八木晃介　学生と行う〈反差別・人権〉フィールドワーク（“ここの場所” から）, 88 ～ 91
小沢牧子　『カウンセリング・幻想と現実』（上・下巻）が刊行されました !, 92
中島浩籌 , 三輪寿二 , 平井秀典　編集後記 , 93

8 巻 1 号 (2000/4)

日本社会臨床学会第 8 回総会のご案内 , 表 2
日本社会臨床学会編集委員会　『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』への投稿のお願い , 表 3
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに , 1
加藤彰彦 , 佐々木賢 , 三輪寿二 , 古谷一寿　高齢者ケアと介護保険を考える（秋の合宿学習会報告）, 2 ～ 7
篠原睦治　公的介護保険制度の問題を探る : 社会臨床学会の討論を振り返りながら , 8 ～ 19
井上芳保　構築主義感情社会学から社会臨床の知へ : 支配的文化に浸透した差別と向き合うセラピーの可能性 , 20 ～ 28
竹村洋介　高度情報化への欲望 :1984 は僕たちの夢か , 29 ～ 34
久保田公子　精神病院、そして作業所と関わって（精神医療の場から）, 35 ～ 52
笠陽一郎　僕の見た精神医療（精神医療の場から）, 53 ～ 60
阿木幸男　『子ども観の戦後史』（野本三吉著）を読む（「映画と本」で考える）, 61 ～ 66
佐々木賢　学校内いじめは、パラダイムの問題だ（「映画と本」で考える）, 67 ～ 69
脇田愉司　あの金嬉老事件は、今に何を伝えつづけているのか（“ここの場所” から）, 70 ～ 73
『街』グループ（文責ハネヤン）　街・地域・そしてチャンプラリズムへ（“ここの場所” から）, 74 ～ 76
中島浩籌 , 三輪寿二 , 平井秀典　編集後記 , 77

8 巻 2 号 (2000/12)

日本社会臨床学会第九回総会日程変更のお知らせ , 表 2
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに , 1
日本社会臨床学会運営委員会　日本社会臨床学会第 IV 期運営委員会中間総括（1999 年 4 月～ 2000 年 3 月）（日本社会臨床学会第 8 回総会報告）, 2 ～ 5
日本社会臨床学会運営委員会　1999 年度決算（日本社会臨床学会第 8 回総会報告）, 6
日本社会臨床学会運営委員会　2000 年度予算（日本社会臨床学会第 8 回総会報告）, 7
加藤彰彦 , 杉浦政夫 , 武田秀夫 , 浪川新子 , 阿木幸男 , 戸恒香苗　シンポジウム高齢社会の人間関係を考える～公的介護保険制度発足のときに～報告（日本社会臨床学会第 8 回総会報告）, 8 ～ 23
小沢牧子 , 野田正彰 , 岡崎勝 , 井上芳保 , 中島浩籌 , 平井秀典　出版記念シンポジウム『カウンセリング・幻想と現実』を読む報告（日本社会臨床学会第 8 回総会報告）, 24 ～ 43
浜田寿美男　記念講演「状況のなかの人間」ということ : 甲山事件 25 年の私的総括のために（日本社会臨床学会第 8 回総会報告）, 44 ～ 65
赤松晶子　隔離拘束は誰のために ?: 不条理な治療手段 , 66 ～ 75
三輪寿二　「職業としての精神医療」を考える , 76 ～ 83

川見公子　「脳死・臓器移植」事件から見えてきたもの，84 ～ 91
篠原睦治　「臓器移植の法的事項に関する研究」批判，92 ～ 101
林延哉　社会臨床学会はよりよいカウンセリングを模索すべきなのか？，102 ～ 118
佐藤剛　子どもへのまなざし：映像作家　岩井俊二論（「映画と本」で考える），119 ～ 121
浜田寿美男　人々がカウンセリングに求める「幻想」とカウンセリングが人々にもたらす「現実」：このギャップの大きさを克明に伝える～日本社会臨床学会編『カウンセリング・幻想と現実　上・下』～（「映画と本」で考える），122 ～ 123
武田利邦　学校をしだいに扼殺する「日の丸・君が代」（“ここの場所”から），124 ～ 126
中島浩籌，林延哉　編集後記，127

8 巻 3 号 (2001/4)

日本社会臨床学会第九回総会のお知らせ，表 2
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
中島浩籌，武田秀夫，広瀬隆士，三輪寿二　2000 年社会臨床学会夏の合宿学習会報告（夏の合宿学習会報告），2 ～ 14
日本社会臨床学会運営委員会　特集改定精神保健福祉法と移送制度を考える：「人権・カウンセリング」問題を重ねて（特集改定精神保健福祉法と移送制度を考える），15
広瀬隆士　精神保健福祉法改訂・移送制度新設を問う（特集改定精神保健福祉法と移送制度を考える），16 ～ 43
篠原睦治　戦後精神医療施策と移送制度の位置（特集改定精神保健福祉法と移送制度を考える），44 ～ 51
三輪寿二　精神科医療における移送制度的関係の日常性（特集改定精神保健福祉法と移送制度を考える），52 ～ 55
稲垣博美，小沢牧子　学習会「改訂精神保健福祉法と移送制度を考える」討論のまとめ（特集改定精神保健福祉法と移送制度を考える），56 ～ 62
井上芳保　なぜ、私はセラピー文化を全否定しないのか，63 ～ 72
林延哉　「直接的関係」とは何だったのか？，73 ～ 81
伊藤進　〈カウンセリング社会〉批判の書：『カウンセリング・幻想と現実』を読む（「映画と本」で考える），82 ～ 86
斎藤寛　格闘・表現・祈り：『カウンセリング・幻想と現実』を読んで（「映画と本」で考える），87 ～ 89
竹村洋介　社会問題の「精神科」化：『自己コントロールの檻』を読んで（「映画と本」で考える），90 ～ 92
中島浩籌，林延哉　編集後記，93

9 巻 1 号 (2001/6)

日本社会臨床学会運営委員会　日本社会臨床学会第九回総会のお知らせ，表 2
日本社会臨床学会編集委員会　『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』への投稿のお願い，表 3
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
佐々木賢，平井秀典　〈学習会報告〉「少年犯罪」をどう考えるか，2 ～ 6
小沢牧子　「心の教育」・「心のケア」論考：何が問題か，7 ～ 14
原内理恵　「心の教育」「生きる力」に惑わされずに：北海道の小学校の現場から，15 ～ 25
井上芳保　心理主義化社会における社会臨床学の課題（上），26 ～ 36

竹鳴龍雄　障害者からみた統合教育，37 ～ 45
山下恒男　最近の知能研究の動向：「社会適応」と「生理還元」の相補的関係，46 ～ 60
戸恒香苗　児童相談所から見えてきたこと：瀬川三枝子さんとの語り合いの中から，61 ～ 67
松田博公　赤子を流すなとカニは泡を吹く，68 ～ 70
浪川新子　カウンセリング批判も「幻想と現実」か？（「映画と本」で考える），71 ～ 78
大垣智紀　小学校 1 年生とのドタバタな日々（“ここの場所”から），79 ～ 80
平井秀典，中島浩籌　編集後記，81

9 巻 2 号 (2002/2)

日本社会臨床学会運営委員会　日本社会臨床学会第十回総会のお知らせ，表 2
日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
日本社会臨床学会第 IV 期運営委員会　日本社会臨床学会第 IV 期（1999 年 4 月～ 2001 年 3 月）運営委員会総括：2001 年 6 月 23 日（日本社会臨床学会第 9 回総会報告），2 ～ 8
花崎皋平　「静かな大地」の回復：環境・社会・文化（日本社会臨床学会第 9 回総会報告），9 ～ 18
篠原睦治，横井寿之，林恭裕，能登睦美，平井秀典　「共に生きる」を検証する：「健常者・障害者」問題を軸に（日本社会臨床学会第 9 回総会報告），19 ～ 42
伊藤進，原内理恵，小沢牧子，三輪寿二　学校はどこへ行くのか：「心の教育」問題を軸に（日本社会臨床学会第 9 回総会報告），43 ～ 59
原田牧雄　内面性の消失：近代的自己の終焉，60 ～ 68
長野英子　政府及び与党による「蝕法精神障害者」に対する特別立法立案に抗議するとともに「蝕法精神障害者」対策議論の中止を訴える，69 ～ 72
長野英子　「対策」は語るまい，72 ～ 73
森樹　昔から体育が嫌いだった僕は競争よりもチョボチョボが好き（「映画と本」で考える），74 ～ 76
森樹　沈みゆく国のかすかな希望：『二兎を得る経済学』を読んで（「映画と本」で考える），77 ～ 81
山野良一　現代の魔女狩り？　児童相談所、児童虐待……（“ここの場所”から），82 ～ 83
林延哉　『社会臨床雑誌』八巻二号掲載の「出版記念シンポジウム『カウンセリング・幻想と現実』を読む」報告における野田正彰氏の発題部分に存する引用に対する引用部分著者からの誤引用発生の指摘，84 ～ 85
三輪寿二，林延哉　編集後記，86

9 巻 3 号 (2002/3)

日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
日本社会臨床学会運営委員会　日本社会臨床学会　第 10 回総会のお知らせ，2 ～ 3
長野英子　政府は「重大な蝕法行為をした精神障害者に対する新たな処遇制度（案）骨子」を直ちに撤回しろ，4 ～ 6
長野英子　私は火付け強盗人殺しなんでもできる，6 ～ 8
井上芳保　心理主義化社会における社会臨床学の課題（中），9 ～ 21
佐藤剛　戦後における「未成年者の自殺」言説の変遷，22 ～ 32
原田牧雄　「新しい歴史観」をめぐって，33 ～ 39
三輪寿二　人格研究の動向とそれが問いかけるもの (1)，40 ～ 50
佐々木賢，眞田孝昭，山下恒男　追悼　南博さん，51 ～ 58
赤松晶子　治療という名のもとに行われる虐待を受けて～狂気の意味を考える：『精神医療ユーザーのめざ

すもの』(メアリー・オーヘーガン著, 1999, 解放出版社) から (「映画と本」で考える), 59 ～ 63
皆川剛 『常識不信 --- 子どもたちの心の叫びと編む私たちの変遷』: (21 世紀教育研究所・C&C 編／本の泉社) 書評 (「映画と本」で考える), 64 ～ 65
日本社会臨床学会運営委員会 第 IV 期日本社会臨床学会運営委員会総括 2001 年度予算報告, 66
三輪寿二, 林延哉 編集後記, 67

10 巻 1 号 (2002/9)

日本社会臨床学会編集委員会 はじめに, 1
大賀達雄 運動情報 予防拘禁・不定期拘禁法案を廃案へ! 56 集会 : 管理網に取り込まれる日常と、精神障害者に対する「特別立法」, 2 ～ 7
篠原睦治 「インクルージョン」と「教育改革」の現在と問題 :「学校教育法施行令の一部改正」批判, 8 ～ 16
林延哉 フルーツバスケットの中の癒し, 17 ～ 26
三輪寿二 人格研究の動向とそれが問いかけるもの (2), 27 ～ 35
南雲明男 小沢牧子著『「心の専門家」はいらない』を読む (「映画と本」で考える), 36 ～ 38
佐藤剛 『式日』と『EUREKA』: トラウマをめぐる二つのフィルム (「映画と本」で考える), 39 ～ 41
中島浩籌 生のトータリティ (「映画と本」で考える), 42 ～ 43
竹村洋介 近代市民社会の脱呪術化 --- 精神医療はブレイン・ポリスになれない :『孤立を恐れるな!』を読んで (「映画と本」で考える), 44 ～ 47
三輪寿二 篠原睦治著『脳死・臓器移植、何が問題か』(現代書館) を読んで (「映画と本」で考える), 48 ～ 51
山本栄子 私の中の社臨 (“ここの場所” から), 52 ～ 53
森樹 見えないものを忘れない (“ここの場所” から), 54 ～ 55
三輪寿二 編集後記, 56

10 巻 2 号 (2002/12)

日本社会臨床学会運営委員会, 第 11 回総会実行委員会 日本社会臨床学会第 11 回総会のお知らせ, 表 2
日本社会臨床学会編集委員会 はじめに, 1
石川准 現第社会と感情 (日本社会臨床学会第 10 回総会報告), 2 ～ 12
岡山輝明, 木村俊彦, 内藤順子, 中島浩籌, 阿木幸男, 原田牧雄 シンポジウム I 学校の再編成と向き合う : 子どもの再配置、学校の危機管理、教員の管理強化 (日本社会臨床学会第 10 回総会報告), 13 ～ 40
小沢牧子, 西野博之, 篠原睦治, 武田利邦, 戸恒香苗 シンポジウム II 「場」と「専門性」をめぐって : 日常の関係を問い直す (日本社会臨床学会第 10 回総会報告), 41 ～ 70
日本社会臨床学会第 V 期運営委員会 日本社会臨床学会第 V 期 (2001 年 4 月～ 2002 年 3 月) 運営委員会総括 :2002 年 7 月 6 日 (日本社会臨床学会第 10 回総会報告), 71 ～ 74
日本社会臨床学会運営委員会 2001 年度決算 (日本社会臨床学会第 10 回総会報告), 75
日本社会臨床学会運営委員会 2002 年度予算 (日本社会臨床学会第 10 回総会報告), 76
日本社会臨床学会運営委員会 〈声明〉「心神喪失者等医療観察法案」を批判し、その成立に反対する :2002 年 10 月 20 日, 77 ～ 78
林延哉 エリート選別の公認と生活単位としての個の徹底 (総会関係論文), 79 ～ 88

赤松晶子　ノーマライゼーションは言葉だけ：狂気・障害の意味を考える：社会臨床学会総会に参加して（総会関係論文），89 ～ 93
原田牧雄　教育をめぐる対話：教育改革・消費社会と子どもの変容（総会関係論文），94 ～ 107
浪川新子　『体の贈り物』を読んで（「映画と本」で考える），108 ～ 111
萩谷洋，三輪寿二，林延哉　編集後記，112

10 巻3号 (2003/3)

日本社会臨床学会編集委員会　はじめに，1
渋井哲也，富田三樹生，江端一起，広瀬隆士　いま、なぜ『触法精神障害者』対策か（2001 年秋の合宿学習会報告），2 ～ 45
篠原睦治　「心神喪失者等医療観察法案」批判，46 ～ 62
山口毅　逸脱のボーダーレス化に関する一考察，63 ～ 75
三輪寿二　編集後記，76
日本社会臨床学会第 11 回総会のお知らせ，表 2

『社会臨床ニュース』目次一覧
(第1号～第46号)

1号 (1992/4/29)
日本社会臨床学会 (準備会)　日本社会臨床学会へのお誘い, 1～2
「日臨心の現状を憂え、これからを考える集い」の報告, 2～3
「日本社会臨床学会」設立準備委員会について, 4
日本社会臨床学会 (準)、今後の活動, 4～7
事務局より, 7

2号 (1992/6/14)
野本三吉　「日本社会臨床学会」によせて, 1
日本社会臨床学会 (準備会)　6月21日のシンポジウム　心理職の国家資格化を撃つ—「新資格化社会」の中で—にご参加下さい, 2～5
赤松晶子　「される側」の立場にこだわりつつ, 2～4
佐々木賢　新資格社会と「臨床心理士」, 4
寺田敬志　歴史を逆行させる国家資格化, 4～5
日社臨 (準) 第1回学習会のお知らせ　アメリカにおける生と死の医療管理　脳死・臓器移植問題を軸に, 6～8
日社臨 (準)「夏の合宿」のお知らせ, 9
南桜子　日本社会臨床学会がめざすこと (準備委員から), 9～10
事務局より　会員の声, 10～11

3号 (1992/8/9)
羽田明史　「日社臨」によせて, 1
根本俊雄　シンポジウム「心理職の国家資格化を撃つ—『新資格化社会』の中で—」報告:6月21日のシンポで感じたこと, 2～5
山下恒男　生と死の医療管理・・・脳死・臓器移植問題学習会に参加して (第1回学習会「アメリカにおける生と死の医療管理—脳死・臓器移植問題を中心に—」報告), 5～7
広瀬隆士　反省の耐えられない軽さ (準備委員から), 7～8
日社臨 (準)「夏の合宿」のお知らせ (第2報), 8
事務局より, 9

4号 (1992/10/25)
南博　社会臨床学会への期待, 1
「夏の合宿」の報告 (1992年「夏の合宿」報告), 2～7
両角壇　根源的に、そして日常的に・・・:日本社会臨床学会 (準備会) 夏の合宿に参加して (1992年「夏

の合宿」報告），3 ～ 4
岩村眞理　「夏の合宿」の感想（1992 年「夏の合宿」報告），5
武田秀夫　〈合宿参加の記〉シンリ、シンリで生きていけるか（1992 年「夏の合宿」報告），5 ～ 7
鈴木美穂　一歩離れて、見えてくるもの（準備委員から），7 ～ 8
日社臨（準）第 2 回学習会のお知らせ　コンピュータの日常化と、個人情報管理をめぐって，8 ～ 9
事務局より，9 ～ 10

5 号（1993/1/24）

青木照武　各地に根ざした「社臨」の展開を，1
日社臨（準）第 3 回学習会のお知らせ　学校における、子どもへの“レッテル貼り”について考える～評価、不登校、学習障害児をめぐって～，2
日本社会臨床学会設立総会のお知らせ，3
「社会臨床雑誌」創刊のお知らせ，4
「社会臨床シリーズ」についてのお知らせ，4 ～ 5
林延哉　学習会「コンピュータの日常化と、個人情報管理をめぐって」に参加して（第 2 回学習会の報告），5 ～ 7
前川幸美　裁判、司法制度の現状と死刑制度について（会員より），8 ～ 11

6 号（1993/3/14）

今泉正臣　社会臨床学会に参加するにあたって，1
日本社会臨床学会設立準備会開催にあたって，2
日本社会臨床学会運営委員選出のお知らせ，2
日本社会臨床学会会則（案），3 ～ 5
小沢牧子　学校における子どもの“レッテル貼り”について考える：評価、不登校、学習障害児をめぐって（第 3 回学習会の報告），5 ～ 6
山際永三　事例を無断で公表したセラピストを訴える，7
原告 A　今後の被害を防ぐために，7 ～ 9
『社会臨床雑誌』創刊号内容紹介，9 ～ 10
事務局より，10

7 号（1993/5/30）

日本社会臨床学会設立準備委員会　基調提案：1993 年 4 月 24 日（日本社会臨床学会設立総会報告），2 ～ 9
日本社会臨床学会設立準備委員会事務局　会計報告（日本社会臨床学会設立総会報告），9 ～ 10
日本社会臨床学会会則：1993 年 4 月 24 日制定（日本社会臨床学会設立総会報告），11 ～ 13
日本社会臨床学会運営委員会　会則案をめぐる討論の経過について（日本社会臨床学会設立総会報告），13 ～ 14
日本社会臨床学会　第 1 期運営委員立候補声明（日本社会臨床学会設立総会報告），14 ～ 20
日本社会臨床学会運営委員会　日本社会臨床学会設立年度に社会臨床シリーズ（全 4 巻）を刊行します（日本社会臨床学会設立総会報告），21 ～ 24
林田徹　社臨設立総会に参加して（日本社会臨床学会設立総会報告），24 ～ 25
佐藤和昭　設立総会に参加して（日本社会臨床学会設立総会報告），25 ～ 26

鈴木聡志　臨床のもついかがわしさを肯定する（日本社会臨床学会設立総会報告），26 ～ 27
徳永幸子　設立総会に参加して（日本社会臨床学会設立総会報告），27
高橋朋子　日本社会臨床学会設立総会に参加して（日本社会臨床学会設立総会報告），28
総会時のアピール　全国「精神病」者集団からの要請—精神外科被害者・桜庭章司さんの件（日本社会臨床学会設立総会報告），28 ～ 29
総会時のアピール　野田事件に改めて、関心を寄せたい（日本社会臨床学会設立総会報告），29 ～ 30
平井秀典　設立総会を終えて（日本社会臨床学会設立総会報告），30 ～ 31
運営委員の役割分担について，31
学会への入会について，32
事務局より，32

8 号 (1993/7/24)

半田たつ子　新しい水脈，1
日本社会臨床学会運営委員会　心理職の国家資格化に反対する声明：1993 年 7 月 15 日，2 ～ 6
第 2 回総会は来年 4 月、横浜市大で、そして、それまでのスケジュール，7
「夏の合宿」のお知らせ，8
小木曽宏　「社会臨床」の末席から（日本社会臨床学会設立総会報告），9
夏の合宿の会場　太栄館　のご案内，10

9 号 (1993/9/19)

浜田寿美男　供述分析という仕事，1
武田秀夫　自由討論〈ボランティア、カウンセリングという人間関係をめぐって〉に関するきわめて主観的な報告（夏の合宿の報告），2 ～ 5
佐々木貞子　八月八日の研修会に参加して（夏の合宿の報告），5 ～ 6
竹村洋介　ヴォランティアとカウンセリングについての討論会に参加して（夏の合宿の報告），6 ～ 7
事務局より，7
シンポジウム◆精神医療の現状と行方をめぐって—医療法「改正」・精神保健法「一部改正」・臨床心理士国家資格化問題を考える—（シンポジウムのご案内），8
学習会◆「脳死・臓器移植」社会を考える◆ --- 再び、秋葉聰さん（アメリカ・コーネル大学）を囲んで --- （学習会のご案内），9
学習会◆フェミニスト・セラピィを問う（学習会のご案内），10
〈死刑制度廃止をめぐって〉のシンポジウムを企画するにあたって（シンポジウムのご案内），11 ～ 12
日本社会臨床学会第 2 回総会について，12

10 号 (1993/11/28)

林恭裕　我が身に置き換えること，1 ～ 2
報告　シンポジウム◆精神医療の現状と行方をめぐって—医療法「改正」・精神保健法「一部改正」・臨床心理士国家資格化問題を考える—，2 ～ 5
根本俊雄　「死」が、医療とその背後のシステムの中に拡散されていく（報告　学習会◆「脳死・臓器移植」社会を考える—再び、秋葉聰さん（アメリカ・コーネル大学）を囲んで—），5 ～ 8
学習会◆死刑制度廃止をめぐって（学習会のご案内），8
加藤彰彦　日本社会臨床学会第 2 回総会へのお誘い，8 ～ 9

日本社会臨床学会事務局　会員名簿作成についてご協力のお願い，9 ～ 10
事務局より，10

11 号 (1994/1/22)

島比呂志　こだわり人生，1
事務局より，2
社会臨床学会運営委員有志　郵便料金の値上げに断固反対する，3
平井秀典　学習会「フェミニストセラピーを問う」の報告（と言うか、ごく私的な感想），4 ～ 6
加藤彰彦　日本社会臨床学会第 2 回総会へのお誘い，7

12 号 (1994/3/6)

いま、横浜で—出会い、ゆらぎ、そして予感　第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），2 ～ 37
第 2 回総会の概要（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），3 ～ 4
花崎皋平　記念講演　アイデンティティと共生の哲学（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），5 ～ 6
佐藤和喜雄，篠原睦治，三輪寿二，山下恒男　シンポジウム I　心理臨床から社会臨床へ（パート 2）—しごと、専門性をどう考える—（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），7 ～ 10
佐藤和喜雄　「チャレンジする緊張関係」にこだわりたい（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），8
篠原睦治　特殊教育・臨床心理学からの出発、そしていま（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），8 ～ 9
三輪寿二　人間関係の専門家：精神医療現場の心理職の立場から（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），9 ～ 10
ジョン・G・ラッセル，豊住マルシア，ペェ・チュンド，高橋徹，楠原彰，野本三吉　シンポジウム II　出会いとしての『異文化』—共生・創造のフィールドへ—（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），11 ～ 16
楠原彰　「構造」がつくりだす「異文化」と「自由への恐怖」（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），12 ～ 13
ジョン・G・ラッセル　異文化の中に出会う自我と他者（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），13 ～ 14
豊住マルシア　アイデンティティて、なんですか?（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），14 ～ 15
ペェチュンド　だれもが力いっぱい生きていくために（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），15 ～ 16
分科会（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），17 ～ 37
佐々木賢，保坂展人，島根三枝子，小宮山至，武田利邦　分科会 1　学校って何だろう、もういらないのか?—関係を求める中で考える—（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），17 ～ 21
佐々木賢　不登校の背景（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），18 ～ 19
島根三枝子　地球屋（フリースペース）から見えた学校（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），20
小宮山至　『共に在るだけ』を肯定する（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），20 ～ 21
駒崎亮太，春野弥生，山野良一，武田秀夫，天野秀徳　分科会 2　いること、逃げること—「居場所づくり」を考える—（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），22 ～ 25
駒崎亮太　市民運動としての、たまり場運動～作業所運動（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），23 ～ 24
春野弥生　私も活動拒否（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），24

山野良一　一時保護所でのパフォーマンスの中で（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），25
徳見康子，小沢牧子，田中文男，平井秀典　分科会 3　事例にすること、されること（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），26 ～ 29
徳見康子　臨床「事例」・「ありのまま」・私は語る（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），26 ～ 27
小沢牧子　「事例」の問題性をめぐって（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），27 ～ 28
田中文夫　社会福祉の専門性を追求する立場から—般化の社会的位相の問題—（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），28 ～ 29
赤松晶子，青木照武，根本俊雄，寺田敬志　分科会 4　精神医療の場は人を癒し・生かしているか?—再び「病」・「治療」とは—（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），30 ～ 33
赤松晶子　癒しの場にならない医療の場に居続けて（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），30 ～ 31
青木照武　不信の時代（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），31 ～ 32
根本俊雄　「組織的連携の時代」？　それでもなお考える（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），32 ～ 33
竹内章郎，浜田寿美男，山下恒男，林延哉　分科会 5　いま、発達・能力、そして、クオリティ・オブ・ライフを考える—脳死・臓器移植、尊厳死にかかわって—（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），34 ～ 37
浜田寿美男　発達・教育論をからめて、生命の自己目的化を考える（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），35 ～ 36
竹内章郎　「能力の共同性」論を考える（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），36
山下恒男　クオリティ・オブ・ライフと心理テスト（第 2 回日本社会臨床学会総会のご案内），36 ～ 37
山下恒男　多彩で、魅力的な人たちの話を聞く（社会臨床学会第 5 回学習会「死刑制度の問題性を考える」報告），38 ～ 42

13 号 (1994/5/29)

加藤彰彦　総会を終えて，1
根本俊雄　横浜総会を終えて（第 2 回日本社会臨床学会総会報告），2 ～ 3
事務局より，3
日本社会臨床学会　"第 2 回総会決議　「厚生省」「日本精神病院協会（略称、日精協）」「日本 PSW 協会（略称、P 協会）」「全国保健・医療・福祉心理職能協会（略称、全心協）」による四者懇談会を憂慮しつつ、重ねて国家資格化に反対する":1994 年 4 月 22 日（第 2 回日本社会臨床学会総会報告），4 ～ 5
日本社会臨床学会　"第 2 回総会決議　臓器移植法案の国会提出に抗議し、本法案の否決を要望する":1994 年 4 月 22 日（第 2 回日本社会臨床学会総会報告），6 ～ 9
1993 年度　決算（第 2 回日本社会臨床学会総会報告），10
1994 年度　予算（第 2 回日本社会臨床学会総会報告），11
新垣多恵　第 2 回日本社会臨床学会総会に参加して（第 2 回日本社会臨床学会総会報告），12 ～ 13
大賀達雄　社臨 2 回大会に参加して（第 2 回日本社会臨床学会総会報告），13 ～ 14
朴麻衣　分科会 3「事例にすること・されること」に参加して（第 2 回日本社会臨床学会総会報告），14 ～ 16
河野民江　分科会 1　「学校って何だろう、もういらないのか?—関係を求める中で考える—」に参加して（第 2 回日本社会臨床学会総会報告），16 ～ 17
湯浅欽史　Sharon Beder 氏を迎えて：「科学技術（者）の社会的機能」シンポジウムを呼びかける，18 ～ 19

恒例 (?) 夏の合宿のお知らせ, 20

14 号 (1994/7/23)

秋葉聰 「社会臨床」を英語で考える, 1 ～ 4
'94 年社会臨床学会夏の合宿再度のご案内, 2
学習会『カウンセリングとは何か?』のお知らせ, 3
シンポジウム 三重県にて、来春!, 3
事務局より, 4

15 号 (1994/10/2)

宮崎吉博 世間の冷たい眼が私を育てた:「ウク」ことの愉快さ, 1 ～ 3
日本社会臨床学会運営委員会,「三重の集会」三重県実行委員会 いま、「障害」観を問う:「障害」は「個性」と言ってよいか (社会臨床学会・三重の集会への招待 (第 2 報)), 3 ～ 4
前川幸美 『日本死刑会議—法と人間を問う—』を開催します (会員より), 5 ～ 7
八木晃介 社会臨床学会第 3 回総会準備委員長からのメッセージ (京都総会だより—第 1 報), 8 ～ 8
浜田寿美男 第 3 回総会 (京都総会) プログラムなど (京都総会だより—第 1 報), 9 ～ 10
2 日目学習会「労働・仕事を問い直す」報告 (1994 年社会臨床学会夏の合宿報告), 11 ～ 14

16 号 (1995/1/8)

日本社会臨床学会「三重の集会」へのご案内, 1 ～ 4
日本社会臨床学会総会 (京都総会) 準備ニュース (京都総会だより—第 2 報), 5 ～ 7
「『カウンセリングと現代社会』を考える」学習会で考え合おう, 8 ～ 9
社会臨床シリーズまもなく刊行開始!, 10 ～ 12
日本社会臨床学会選挙管理委員会 日本社会臨床学会第 II 期運営委員選出のお知らせ, 12
加藤彰彦 第 2 回日本社会臨床学会総会 (横浜総会) 報告集の出版についてのお知らせ, 13
事務局より, 14

17 号 (1995/3/12)

八木晃介 ごあいさつ (第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内), 1 ～ 3
定期総会の案内 (第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内), 4
赤松晶子, 三吉譲, 山本真理, 松田博公, 篠原睦治 シンポジウム 『「開かれた病」への模索』を読む (第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内), 4 ～ 8
赤松晶子 発題要旨 1 「開かれた」関係を求めて (第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内), 5 ～ 6
三吉譲 発題要旨 2 許せないこと—何が慢性化を作るのか (第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内), 6 ～ 7
山本真理 発題要旨 3 地域への出前はいらない—「専門家」の「関わる」は一方的— (第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内), 7
松田博公 発題要旨 4 ひとつの「層」を大切にすることから (第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内), 8 ～ 9
横井清 記念講演 中世人の心性を考える—生死・恥辱・夢現 (ゆめうつつ) — (第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内), 8 ～ 9
柴谷篤弘, 山下恒男, 藤田敬一, 灘本昌久 分科会 I 「同和」教育の社会臨床像 (第 3 回日本社会臨床

学会総会のご案内)，9 ～ 12
柴谷篤弘　発題要旨 1 「同和」教育の問題点（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，10
山下恒男　発題要旨 2 「国民的課題」という喪失（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，10 ～ 11
藤田敬一　発題要旨 3　教育・啓発への「期待」と現状（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，11
灘本昌久　発題要旨 4　問題探索型人権教育へ（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，12
宮崎隆太郎，谷奥克己，山田潤，岡村達雄，浜田寿美男　分科会 II　学校の現在—「障害児」問題と「不登校児」問題のはざまから（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，12 ～ 13
宮崎隆太郎　発題要旨 1　開きなおりではなく、学校以外にどこがある（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，13 ～ 14
谷奥克己　発題要旨 2 「障害児」生徒を切捨てて、不登校生徒を「適応」させる学校とは何?～一体、「普通」学級という空間は何のためにあるのか?～（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，14
山田潤　発題要旨 3　行きたい子、行きたくない子（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，14 ～ 15
岡村達雄　発題要旨 4 「発題にかえて—〈共生〉についての幾つかの覚え書き（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，15
河野秀忠，松浦武夫，門脇謙治，加藤光二，大谷強　分科会 III　福祉の現在—地域と施設のはざまから（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，16 ～ 19
河野秀忠　発題要旨 1　明日世界が滅びるとも、リンゴの樹を植えよ（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，17
松浦武夫　発題要旨 2　生活施設と在宅福祉・職員としての体験から（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，17 ～ 18
門脇謙治　発題要旨 3　自前のネットワークづくり（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，18 ～ 19
加藤光二　発題要旨 4　福祉という名の人権侵害（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，19
小沢牧子，浅野健一，青木純一，野本三吉，佐々木賢　分科会 IV　事例の報道・発表・研究を考える（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，20
小沢牧子　発題要旨 1　臨床領域で一方的に語られるという問題(第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，20 ～ 21
浅野健一　発題要旨 2　なぜ匿名報道主義なのか（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，21 ～ 22
青木純一　発題要旨 3　関係とエロスの中の事例研究という物語(第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，22
野本三吉　発題要旨 4　自分自身を検証する場としての『事例研究』(第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，22 ～ 23
八木晃介，浜田寿美男，大谷強，佐々木賢，山下恒男　全体会　分科会報告を受けて—今後の社会臨床学会の課題を考える—（第 3 回日本社会臨床学会総会のご案内)，23 ～ 24
社会臨床シリーズ第 1 巻『「開かれた病」への模索』(影書房) が発売されました!!，24
「三重の集会」、新鮮な重いテーマと新しい出会いで、楽しく終わる，25
山下恒男 『Beder Project のまとめ』について，26
日本社会臨床学会選挙管理委員会　日本社会臨床学会　第 II 期運営委員立候補声明，27
“カウンセリングと現代社会” を考える第 4 回学習会のご案内，28

18 号 (1995/6/11)

八木晃介　京都総会を終えてのご挨拶，1
日本社会臨床学会運営委員会　日本社会臨床学会第 I 期運営委員会総括（1993 年 4 月～ 1995 年 4

月) :1995 年 4 月 22 日, 2 ～ 14
1994 年度　決算, 14
1995 年度　予算, 15
岡崎拓己, 篠崎俊博, 掘正嗣, 森統一, 松浦武夫, 岸衛　総会に寄せられた感想, 16 ～ 22
社会臨床学会の本, 23
夏の合宿のお知らせ, 24
「カウンセリングと現代社会」を考える　第 6 回学習会, 25

19 号 (1995/10/8)

岡崎勝　官製研修の「だらだらマインド」, 1 ～ 2
大平由子　日本社会臨床学会　第 3 回総会に参加して, 2
飯島勤　日本社会臨床学会 '95 夏の合宿の報告, 3 ～ 5
赤松晶子　夏の合宿に参加して : 情報化社会の流れの中でおもうこと (合宿の感想), 5 ～ 6
竹村洋介　合宿が終わって 5 日たちました・・・～ A さんへのお便り～ (合宿の感想), 7 ～ 8
事務局よりお知らせ, 8
社会臨床学会の本, 9 ～ 10
第 4 回　日本社会臨床学会総会のお知らせ, 10

20 号 (1996/1/21)

加藤彰彦　生活ときり結ぶ実践と研究の創造 : 新運営委員長として考えること, 1 ～ 2
日本社会臨床学会第 4 回総会「これからの社会と人間関係を考える」(仮題) のご案内, 3 ～ 4
古谷一寿　夏の合宿に参加して (合宿の感想), 5
社会臨床学会編の本、ご感想をぜひお寄せください, 6 ～ 7
DIALOGOS いばらきバイアニュアル・ディアロゴス 1996「現代性の条件」展, 7
集会「『カウンセリングと現代社会』を考える」学習会から見えてきたもののご案内, 8 ～ 10
加藤彰彦　「カウンセリングと現代社会」を考えるシリーズの運営と経過について, 8 ～ 9
山下恒男　総括学習会で議論したいこと, 9 ～ 10

21 号 (1996/4/1)

山下恒男　日本社会臨床学会第 4 回総会へのお招き (第5回日本社会臨床学会総会のご案内), 1 ～ 2
日本社会臨床学会第 4 回総会「これからの社会と人間関係を考える」—どなたも自由にご参加下さい!! (第5回日本社会臨床学会総会のご案内), 2 ～ 15
記念講演　絵空事からのメッセージ : 十河雅典さんのプロフィール (第5回日本社会臨床学会総会のご案内), 5
シンポジウム I　カウンセリングと人間関係 (第5回日本社会臨床学会総会のご案内), 6 ～ 9
榎本哲也　見渡せばカウンセラーだらけ (第5回日本社会臨床学会総会のご案内), 6
浪川新子　カウンセリングと要請する学校現場の事情 (第5回日本社会臨床学会総会のご案内), 7
野本三吉　社会と人間の問題としてのカウンセリング (第5回日本社会臨床学会総会のご案内), 7 ～ 8
篠原睦治　司会者として、願っていること (第5回日本社会臨床学会総会のご案内), 8 ～ 9
シンポジウム II　資格の人間関係 (第5回日本社会臨床学会総会のご案内), 9 ～ 12
高石伸人　資格より地域の人間関係を (第5回日本社会臨床学会総会のご案内), 9
寺田敬志　精神病院医療の現場から (第5回日本社会臨床学会総会のご案内), 10

伊藤由子　養護教諭からみた専門性（第5回日本社会臨床学会総会のご案内），11
佐々木賢　資格は文化の方向性（第5回日本社会臨床学会総会のご案内），11 ～ 12
シンポジウム III　情報機器と人間関係（第5回日本社会臨床学会総会のご案内），12 ～ 15
石川准　共生のインターフェイスとしてのコンピュータ（第5回日本社会臨床学会総会のご案内），12 ～ 13
大谷尚子　養護教諭とコンピュータ（第5回日本社会臨床学会総会のご案内），13
林延哉　コンピュータって悪いものなの？（第5回日本社会臨床学会総会のご案内），14
中島浩籌　コンピュータと人間関係（第5回日本社会臨床学会総会のご案内），15 ～ 16
社会臨床学会編の本、ご感想をぜひお寄せください，16

22 号 (1996/6/16)

山下恒男　水戸総会を終えて，1
桑江博幸　手話「通訳」雑考（総会の感想），2
脇田愉司　社会臨床学会が目指すもの（総会の感想），2 ～ 3
中島浩籌　集会「シリーズ『カウンセリングと現代社会』を考える・学習会から見えてきたもの」報告，4 ～ 6
これからの予定，6
中島浩籌　集会を終えて，7
山口悦子，金田寿世　集会「学習会から見えてきたもの」に寄せられた感想，8 ～ 10
事務局よりお知らせ，10
和光大学人間関係学部開設一周年記念　公開“シンポジウムと映画”へのご招待，11
学習会「社会臨床学会編の本・出版記念書評会（仮）」のお知らせ，12

23 号 (1996/7/28)

武田秀夫　裏門，1
学習会『社会臨床シリーズ・読書会（1）』のお知らせ，2
日本社会臨床学会夏合宿のお知らせ：テーマは『情報化社会と人間関係』と決定，3 ～ 4

24 号 (1996/9/16)

中島浩籌　夏合宿学習会『情報化社会と人間関係』の報告，1 ～ 3
杉浦政夫　夏の合宿で考えたこと，4 ～ 5
伊藤さおり　夏合宿に参加して，6 ～ 7
「社会臨床シリーズ」（影書房）読書会へのお誘い，8 ～ 9
水戸における「障害者」虐待事件に関する本が出版されました，10
事務局よりお知らせ，11
編集委員会よりのお願い，11 ～ 12

25 号 (1996/11/10)

「社会臨床シリーズ」（影書房）読書会（PART II）のご案内，1 ～ 3
編集委員会よりのお願い，3
日本社会臨床学会運営委員会　第 5 回総会、静岡大学で、4 月 26・27 日に決定：どうぞ、皆さんの予定の中へ!!，4 ～ 5
日本社会臨床学会第 III 期運営委員選出のお知らせ，6

事務局よりお知らせ , 6
社臨、これからの予定 , 6

26 号 (1996/11/10)

米田順　社会臨床シリーズ完結の御礼 , 1 ～ 2
学習会「高齢者問題の現状と課題」の報告 , 2 ～ 3
日本社会臨床学会運営委員会　日本社会臨床学会第 5 回総会　静岡大学　4 月 26 日 (土)・27 日 (日) :"どうぞ、皆さんの予定の中へ!!", 3
日本社会臨床学会第 5 回総会のご案内 , 4 ～ 6
ハンセン病療養所入所者の国民健康保険の任意加入を求める署名のお願い , 7
日本社会臨床学会選挙管理委員会　日本社会臨床学会第 III 期運営委員選出のお知らせ , 8
事務局よりお知らせ , 8
社臨、これからの予定 , 8

27 号 (1997/4/6)

真田孝昭　日本社会臨床学会第 5 回総会 (静岡) へのお招き (第 5 回日本社会臨床学会総会のご案内) , 1
第 5 回日本社会臨床学会総会のご案内 , 2 ～ 20
定期総会 , 6
記念講演　学校化社会に見る大人たちのウソ , 6 ～ 7
佐々木賢　シンポジウム I　学校・塾・不登校を考える , 7 ～ 11
篠原睦治　シンポジウム II　バリア・フリー社会を考える , 11 ～ 15
加藤彰彦 , 黒川俊雄 , 平原望 , 我妻夕起子　シンポジウム III　高齢社会を考える , 16 ～ 20
黒川俊雄　高齢者協同組合とはどんな組織なのか , 16 ～ 18
平原望　静岡県高齢者協同組合 , 18 ～ 19
我妻夕起子　老人保健施設での 1 年を経過して , 20
日本社会臨床学会選挙管理委員会　日本社会臨床学会　第 III 期運営委員立候補声明 , 20 ～ 27

28 号 (1997/6/8)

真田孝昭　大会を終わって , 1
島比呂志　国会だました厚生省 , 2 ～ 3
日本社会臨床学会第 5 回総会　緊急アピール　脳死・臓器移植のいかなる合法化にも反対する , 3 ～ 5
「脳死・臓器移植」を考える学習会のお知らせ , 6 ～ 7
皆川剛　「学校、塾、不登校を考える」に参加して考えたこと (第 5 回総会感想) , 8
夏合宿のお知らせ , 9
『「社会臨床」の思索』、読んでくださいますか? , 9
事務局よりお知らせ , 10
社臨、これからの予定 , 10

29 号 (1997/7/26)

三浦高史　心のケアと心の管理 : 神戸小学生殺人事件の残したもの , 1
篠原睦治　第 III 期第 3 回運営委員会から会員の皆さまへ : 報告とお願い , 2 ～ 4

寺田敬志　学習会「脳死・臓器移植の深みへ」に参加して，5
夏合宿のお知らせ，6
島比呂志　なぜ任意加入なのか：ハンセン病療養所入所者への国民健康保険加入を求める請願趣旨に対する疑問について，7～9
篠原睦治　島さんの「任意加入」を求める法的筋道，9～10
「脳死・臓器移植のいかなる合法化にも反対する」緊急アピール、反響，10
事務局よりお知らせ，11
社臨、これからの予定，11
林延哉　編集後記，11

30 号 (1997/12/7)

日本社会臨床学会第 6 回総会は 1998 年 5 月 1 日～3 日　東京・和光大学で，1～5
日本社会臨床学会運営委員会　0 の会からの抗議要請文について，6～9
0 の会　抗議要請文，6～7
日本社会臨床学会運営委員会　0 の会様，7～9
前号の［島さんの「任意加入」を求める法的筋道］の訂正とお詫び，10
「PTSD」をどう考えるか？　社会臨床学会学習会，11
三輪寿二　1997 年、社会臨床学会夏合宿の簡単な報告，12～13
山本栄子　夏合宿に参加して：私にとっての社臨（夏の合宿感想），14
野瀬有生　夏の合宿に参加して，14～15
事務局よりお知らせ，16
社臨、これからの予定，16
林延哉　編集後記，16

31 号 (1998/3/15)

小沢牧子　ごあいさつ（日本社会臨床学会第 6 回総会），1
日本社会臨床学会第 6 回総会プログラム（日本社会臨床学会第 6 回総会），2～21
日本社会臨床学会第 III 期運営委員会　日本社会臨床学会入会のお誘い，23

32 号 (1998/7/19)

夏 no 合宿のお知らせです！，1～2
小沢牧子　総会を終えて：発生させてしまった「主婦問題」を反省しながら（日本社会臨床学会第 6 回総会を終えて），3
嶺聡一郎　もらいもの（日本社会臨床学会第 6 回総会を終えて　寄せられた感想），4～5
川見公子　『美しい死』ってなんだろう（日本社会臨床学会第 6 回総会を終えて　寄せられた感想），5～6
山本栄子　私の思ったこと、感じたことあれこれ：社臨第六回総会に参加して（日本社会臨床学会第 6 回総会を終えて　寄せられた感想），6～7
神出けよ子　「精神医療は改革されてきたのか」に参加して（日本社会臨床学会第 6 回総会を終えて　寄せられた感想），7～8
中村正利　「精神医療は改革されてきたのか」の分科会に参加して（日本社会臨床学会第 6 回総会を終えて　寄せられた感想），8～9

竹河十九己　(無題)（日本社会臨床学会第 6 回総会を終えて　寄せられた感想），9 ～ 10
瀬川三枝子　第 5 分科会「日本を生きる」に参加して思ったこと（日本社会臨床学会第 6 回総会を終えて　寄せられた感想），10 ～ 11
佐藤礼次　(無題)（日本社会臨床学会第 6 回総会を終えて　寄せられた感想），11 ～ 13
徳永幸子　「専門性」再考（日本社会臨床学会第 6 回総会を終えて　寄せられた感想），13 ～ 15
松本素子　「社臨」超初心者（日本社会臨床学会第 6 回総会を終えて　寄せられた感想），16
事務局よりお知らせ，17
林延哉　編集後記，17

33 号 (1998/12/20)

岡崎勝　教育長の夢は断たれた!，1
篠原睦治　ご無沙汰しています。総会以降の運営委員会報告をします。，2 ～ 3
日本社会臨床学会選挙管理委員会　日本社会臨床学会第 IV 期運営委員選出のおしらせ，4
事務局よりおしらせ，4

34 号 (1999/3/28)

日本社会臨床学会第 7 回総会のご案内（日本社会臨床学会第 7 回総会），1 ～ 21
平井秀典　開催にあたって（日本社会臨床学会第 7 回総会），1 ～ 2
日本社会臨床学会運営委員会　日本社会臨床学会第 III 期運営委員会総括案（日本社会臨床学会第 7 回総会），9 ～ 16
日本社会臨床学会選挙管理委員会　運営委員立候補声明（日本社会臨床学会第 7 回総会），17 ～ 21
林延哉　編集後記，22

35 号 (1999/7/20)

平井秀典　総会を終えて（日本社会臨床学会第 7 回総会），1
第 7 回日本社会臨床学会総会定期総会の報告：「日本学術会議参加問題」について～定期総会および総会後の運営委員会での討論から～（日本社会臨床学会第 7 回総会），2 ～ 4
井上芳保　社会臨床学会の面白さについて（日本社会臨床学会第 7 回総会　感想），5 ～ 6
天野誠一郎　社会臨床学会 1999 年 4 月 25 日総会に参加しての感想（日本社会臨床学会第 7 回総会　感想），6 ～ 7
鎌田晴之　「ニホンガクジュツカイギ？」（日本社会臨床学会第 7 回総会　感想），7
伊藤由子　自己決定が今回の私自身のテーマ（日本社会臨床学会第 7 回総会　感想），8 ～ 9
医療・福祉に囲われていく老、病、死を考える：秋の合宿学習会のお知らせ，10 ～ 12

36 号 (1999/12/5)

梅村浄　出生前検査の罠，1
安倍七重　合宿学習会の感想（夏の合宿学習会の感想），2 ～ 3
梶原公子　「高齢者ケアと介護保険を考える」の討議をめぐって（夏の合宿学習会の感想），3 ～ 5
小沢牧子　合宿学習会で考えたこと、3 つ（夏の合宿学習会の感想），6 ～ 7
渡辺ひろみ　学習会に参加して（夏の合宿学習会の感想），7
林延哉　合宿に参加しなかった者の手による合宿の感想（夏の合宿学習会の感想），8 ～ 13
日本社会臨床学会第 8 回総会の日程と会場が決定しました，14

日本社会臨床学会編『カウンセリング・幻想と現実』発刊のお知らせ, 15

37 号 (2000/4/9)

日本社会臨床学会第八回総会のご案内 (日本社会臨床学会第八回総会), 1 ～ 14
林延哉　埋め草後記, 14
(朝日新聞記事より)「心のケア」への疑問　社会臨床学会論文集が提起 : 朝日新聞二〇〇〇年三月十六日 (夕刊), 15

38 号 (2000/6/18)

三輪寿二　第 8 回総会を終えて (日本社会臨床学会第 8 回総会), 1
改訂精神保健福祉法と移送制度を考える ---「人権・カウンセリング」問題と重ねて ---: 日本社会臨床学会・学習会のお知らせ, 2 ～ 3
今年の夏の合宿は、8 月 26 日 (土) ～ 28 日 (月) 伊豆湯ケ野温泉です !!, 4 ～ 5
大賀達雄「社臨」大会について (日本社会臨床学会第 8 回総会　感想), 6 ～ 7
岡山輝明　総会からの帰り際 (日本社会臨床学会第 8 回総会　感想), 7 ～ 8
木南規子　社臨第 8 回総会に参加して (日本社会臨床学会第 8 回総会　感想), 8 ～ 9
小関吉夫　日社臨第 8 回総会に参加しての感想 (日本社会臨床学会第 8 回総会　感想), 9 ～ 10
田村雪子　29 日、30 日と市ヶ谷へ行きました (日本社会臨床学会第 8 回総会　感想), 10 ～ 11
山本栄子　関係性について (日本社会臨床学会第 8 回総会　感想), 11 ～ 12
瀬戸卓「『カウンセリング・幻想と現実』を読む」に参加して, 13
埋め草後記, 13

39 号 (2000/7/23)

菊地泰博　Homecoming day としての社臨総会, 1
今年の夏の合宿学習会のお知らせ : 伊豆で風景と温泉を楽しみながら……, 2 ～ 4

40 号 (2000/12/25)

林恭裕　ようこそ「試される大地」へ (日本社会臨床学会第 9 回総会), 1 ～ 2
日本社会臨床学会運営委員会　日本社会臨床学会第九回総会日程変更のお知らせ (日本社会臨床学会第 9 回総会), 2
学習会「『少年犯罪』をどう考えるか」を開きます !!, 3 ～ 4
篠原睦治 (第 IV 期学会運営委員会委員長)　第 V 期学会運営委員会委員選出のときに運営委員会への参加をよびかけます, 5 ～ 6
日本社会臨床学会選挙管理委員会　日本社会臨床学会第 V 期運営委員選出のお知らせ, 6

41 号 (2001/4/15)

加藤彰彦　第 9 回総会への誘い : 北海道でユッタリとした時間と魂に出会いたい (日本社会臨床学会第 9 回総会), 1
第 9 回日本社会臨床学会総会のご案内 (日本社会臨床学会第 9 回総会), 2 ～ 3
さっぽろ自由学校「遊」「心のケア」を再考する (お知らせコーナー 1), 4 ～ 5
長野英子『反保安処分資料集 1』を発行しました (お知らせコーナー 2), 6

42 号 (2001/5/20)

井上芳保　ライラックの花咲くキャンパスでお会いしましょう：総会実行委員長からの第 9 回総会へのお誘い（日本社会臨床学会第 9 回総会），1 ～ 2

日本社会臨床学会第九回総会のご案内（日本社会臨床学会第 9 回総会），3 ～ 11

第五期日本社会臨床学会運営委員立候補者立候補表明，12 ～ 16

43 号 (2001/9/23)

井上芳保　異質なものとの出会いを契機としてさらなる発展を：第 9 回総会を終えて（日本社会臨床学会第 9 回総会），1 ～ 2

熊谷賢史　（無題）（日本社会臨床学会第 9 回総会　感想），3

吉村えり子　（無題）（日本社会臨床学会第 9 回総会　感想），3

澤出真紀子　日本社会臨床学会総会に参加して（日本社会臨床学会第 9 回総会　感想），3 ～ 4

脳死・臓器移植に反対する市民会議からのお知らせ，4

秋の合宿学習会のお知らせ：なぜ、いま「蝕法精神障害者」対策なのか～大阪・池田小児童殺傷事件を軸に～，5 ～ 18

中島浩籌　第 5 期運営委員会役割分担，19

44 号 (2002/6/2)

小沢牧子　初夏の第 10 回総会、海辺の風のなかで、暮らしと社会の現状を考え抜こう（日本社会臨床学会第 10 回総会），1

日本社会臨床学会第 10 回総会のお知らせ（日本社会臨床学会第 10 回総会），2 ～ 10

新会員名簿を作成します!，11

45 号 (2002/10/20)

中島浩籌　第 10 回総会を終えて（日本社会臨床学会第 10 回総会），1

秋本まち子　シンポジウム 「場」と「専門性」をめぐって……に参加して（日本社会臨床学会第 10 回総会　感想），2 ～ 3

南雲和子　参加して、母親として感じたこと（日本社会臨床学会第 10 回総会　感想），3 ～ 4

栗田隆子　「専門性」という言葉をぐるぐると巡る「無責任」な感想と質問（日本社会臨床学会第 10 回総会　感想），4 ～ 5

広瀬香織　先日の社会臨床学会に参加して（日本社会臨床学会第 10 回総会　感想），5 ～ 6

秋の合宿学習会のお知らせ，7 ～ 8

46 号 (2002/12/20)

中島浩籌　社会臨床学会第 11 回総会のお誘い（日本社会臨床学会第 11 回総会），1

日本社会臨床学会第 11 回総会 --- シンポジウム・記念講演 --- のご案内（日本社会臨床学会第 11 回総会），2 ～ 3

日本社会臨床学会第 VI 期運営委員選挙管理委員会　日本社会臨床学会第 VI 期運営委員立候補の呼びかけ，4

編集後記

いよいよ三重での総会が近づいてきています。今回は、本誌と総会特集号ニュースを同時に発送するということもあって、雑誌編集への手は篠原さんと林さんにほとんどをおんぶにだっこということになりました。そうしたわけで、編集も忙しいのですが、三重の地の実行委員会の方々もお忙しいなか、時間を割いて準備を進めてくれているようで、感謝の気持ちです。

僕の低調な流れは相変わらずですが、こういう学会が忙しいときに、引越しをしなければならなかったりするので、余計に手がまわらなくなり、連絡の不十分さがあちこちに影を落とすことになるという、やっぱり悪循環になるわけです。

それでも、今号で、一応、今期の雑誌の編集作業は終了します。次期の雑誌づくりが、発行期日にしても、内容にしても、より充実したものになることを祈りながら、この編集後記を書き終えたいと思います。 (三輪)

久しぶりに雑誌の版下作りを担当しました。このところずっと三輪さんが担当してくれていたのですが、日程上の判断からでしょうか、10 巻 3 号と本号の編集が並行して行なわれたようで、本号の原稿集約を篠原さんが担当し、割付を僕が受け持ちました。『ナニ金』なみの原稿の取り立てが行なわれたのでしょうか、あるいは執筆者の方々の協力と自覚の故でしょうか、おそらくその両方でしょうが、この号の割付作業はおおかた順調に進みました。ここ何年も版下印刷に使っていた職場のプリンターが駄目になってしまって個人持ちの安いプリンターで印刷をすることになったり、今まで版下作成に使っていた PageMaker が新しいシステムに対応できず、新しいソフトウエアを利用したりと変化もありましたが、大きなトラブルはありませんでした。

茨城は今、磯出大祭礼 (金砂大田楽) の真っ最中です。北茨城の山中にある西金砂神社・東金砂神社の両神社から数百人の行列が日立市にある水木浜までを六泊七日かけて往復します。五穀豊穣、天下太平を願うお祭りで、72 年に一度というとても長い周期を持っています。今年は 17 回目、初めて行なわれたのは 851 年です。前回のお祭りを 5 歳で見た人ももう 77 歳。途中に戦争を挟み、この祭りを一度も見ないままに亡くなった方も数多くいるでしょう。機会があって、僕も少しだけ行列とそれを見るために沿道に、会場に集う人々を見ることができました。72 年に一度というお祭りを 17 回もの間途切れることなく受け継いでいく土地に生きる人々の、土地に生きる人々の中に根付いている神を祈る心の素晴らしさとおそろしさ、一言で言えば「人の思いの凄さ」を思わされる体験でした。 (林)

社会臨床雑誌 第 11 巻第 1 号

◆発行年月日◆

2003 年 4 月 6 日

◆発行者◆

日本社会臨床学会 (代表 中島浩籌)

事務局	茨城県水戸市文京 2-1-1 茨城大学教育学部情報教育講座林研究室
電子メール	shakai_rinsho@yahoo.co.jp
WWW	http://www.infocul.edu.ibaraki.ac.jp/~sharin/
電話 /FAX	TEL/090-3143-5988 FAX/029-228-8314
郵便振替	00170-9-707357

◆印刷所◆

有限会社 アルマウォック

東京都千代田区神田神保町1-64 田中ビル2F

電話：03-3296-7811

現代書館

東京都千代田区飯田橋3－2－5　http://www.gendaishokan.co.jp/
電話03(3221)1321　FAX03(3262)5906

井上芳保 編著
「心のケア」を再考する
3000円＋税

第Ⅰ部「心のケア」とは何か
いま、なぜ「心のケア」を問うのか……小沢牧子
「心」への関心の落とし穴……伊藤 進
地域福祉のめざすものと「心のケア」……林 恭裕
フェミニストカウンセリングの現場から……大嶋栄子
医療現場における「心のケア」……石谷邦彦
看護の立場からみたホスピス・ケア……石垣靖子
豚汁と「心のケア」――阪神淡路大震災を契機として……舛田和磨
子ども臨床学から見えてくるもの……加藤彰彦
第Ⅱ部「心のケア」の深淵
「脱魔術化」した世界の「再魔術化」とどう向き合うか……山之内靖
「ケア」についての考察……花崎皋平
「心のケア」の幻想と現実をめぐって……井上芳保

日本社会臨床学会 編
カウンセリング・幻想と現実（上・下）
各3000円＋税

カウンセリングの大衆化現象のなかで、カウンセリングの思想と技法に疑問と批判を提起し、そこから現代社会を考えた。歴史と理論、現代社会論・医療管理・子ども若者学校・解放自立論とカウンセリング等。

山下恒男 著
反発達論――抑圧の人間学からの解放
2000円＋税

現代社会にすみずみまで浸透している「発達＝進歩」思想の、子ども・障害者に対する抑圧的本質を明らかにし、その思想を支えた「心理学」を批判し、「発達」概念を必要としない社会のイメージをも模索した。

篠原睦治 著
脳死・臓器移植、なぜ問題か
――「死ぬ権利と生命の価値論」を軸に
3000円＋税

立花隆、森岡正博らの脳死論の問題点とは何か。従来の主だった脳死・臓器移植論争を分析し、そこにひそむ生命の序列化・優生思想を暴く。

HIHYOSHA

精神医療30号
特集 人格障害のカルテ◉実践編
阿保順子＋犬飼直子［責任編集］
★B5判／本体1700円＋税

「人格障害のカルテ」実践編。現場からのリポートで占められるため、理論編に比べ生々しい状況が語られる。しかし、わたしたちは、もはや、実態を無視できない状況のただなかにいるのであり、そこを直視することなくして精神医療云々を語ることはできないという認識に立つべきである。たとえそれが、精神医療の範囲であろうがあるまいが、「できることがあるとすればそれは何なのか」と問うこと自体に意味がある。

精神医療28号　精神医療編集委員会［編］

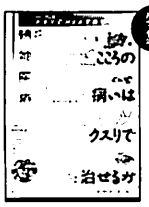

特集 こころの病いはクスリで治せるか
◉精神医学産業の現在

製薬資本に支配され、経済効率重視に傾く医療の問題点を洗い出し、グローバリゼーションにゆれる精神医学産業の現在に迫る。こころに効く「クスリ」とは何か？
★B5判／並製／本体1700円＋税

精神医療29号

特集 人格障害のカルテ
◉理論編

人格障害とラベリングされた病名が一人歩きして患者を容易に保安施設へ収容する危険性も含めて、人格認識自体がもたらす「障害」の現状と問題に迫る理論編。
★B5判／並製／本体1700円＋税

メンタルヘルス・ライブラリー9
学校の崩壊 ●学校という〈異空間〉の病理
高岡 健 編

■座談会・私たちは「学校の崩壊」にどう向かいあうか（片桐健司＋竹村洋介＋藤井誠二＋山登敬之）／学級崩壊とADHD・石川憲彦／教員の「立場」とその困難性・岡崎 勝／社会学からみた学校と子どもの変容と学校システムの存立構造・竹村洋介／他。　★A5判／並製／本体1800円＋税［シリーズ最新刊・以下続刊］

メンタルヘルス・ライブラリー8
臨床心理の問題群
岡村達也 編

カウンセリング、心理療法、さらに様々な症状や症候群、資格の名が巷に飛び交う。こうした臨床心理ブームの背景にある諸問題を「基礎の問題群」、「実践の問題群」、「倫理・資格の問題群」として捉え、臨床心理が担うべき原点とその実際をあらゆる角度から多面的に明らかにする。　★A5判／並製／本体2000円＋税

〒113-0033
東京都文京区本郷1-28-36　Tel.03(3813)6344 Fax.03(3813)8990　http://hihyosya co.jp.

批評社

岡村達雄・玉田勝郎　責任編集

人権の新しい地平
―共生に向けて―

A5判　272頁　本体価格2200円　*ISBN4-87361-764-2*

岡村達雄・住田一郎・佐野通夫・大嶋果織・篠原睦治
岡崎　勝・小倉利丸・髙賀康稔・玉田勝郎

序　章　人権を問いつづける
第1章　部落問題の現在（いま）
第2章　外国人にとって人権とは
第3章　性と人権―ジェンダー・セクシュアリティを考える―
第4章　『権利としての障害児教育』再考―共生・共学の模索
第5章　学校のなかの人権
第6章　情報化社会とコミュニケーションの権利
第7章　生命操作時代の『自己決定権』を考える
第8章　戦争と人権
第9章　新たな人権教育の構築へ―その課題と展望

牧野　篤　著

多文化コミュニティの学校教育
―カナダの小学校より―

ISBN4-87361-572-0
A5判　370頁　本体価格3000円

福屋武人　編

現代の臨床心理学

ISBN4-87361-761-8
A5判240頁　本体価格2000円

近刊　池田勝昭・目黒達哉　共編

障害者の『こころ』
―育ち，成長，かかわり―

ISBN4-87361-770-7
A5判　220頁　予価2200円

☆図書目録および教科書選定見本は小社営業部までご請求下さい．
表示価格は税抜き本体価格です．

株式会社 **学術図書出版社**

〒113-0033　東京都文京区本郷5－4－6
TEL 03-3811-0889(代)／FAX 03-3811-2464
http://www.gakujutsu.co.jp

〈きょういく〉のエポケー・全3巻

各巻A5判／240～250頁／本体2000円＋税

2 子どもの〈心の危機〉はほんとうか？

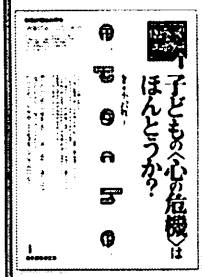

編集◆小沢牧子
（日本社会臨床学会運営委員）

★なぜ〈心〉が問題となるのか？　個人の心に最大の価値を置く〈心理主義化〉が進むなか，一度立ち止まり，自明視される社会・学校の〈心〉をめぐる状況を問い直す。

【本書の主な内容】子どもの〈心の危機〉論にどう向きあうか／〈心理主義〉の時代／〈心の問題〉の解決とはなにか／ＰＴＳＤとＡＣとトラウマ／〈心の教育〉とはなんなのか／子どもの心の理解とは／教師のカウンセリングマインドは必要か／登校拒否の原因は〈心〉か，など全21項目

1 〈理想の家族〉はどこにあるのか?

編集◆広田照幸（東京大学大学院助教授）

★重視される家族／家庭教育だが，今の語られ方では教育の諸問題は解決しない。自明視される〈理想の家族〉像を問い直し，真の論点を提示する。

3 〈道徳〉は教えられるのか?

編集◆土戸敏彦（九州大学大学院教授）

★既存の道徳の根拠を問う子どもに，大人はどう対峙すべきか。道徳とは何か，道徳の何が問題か，学校の役割は，大人に求められる姿勢とは。

〒113-0033
東京都文京区本郷2-15-13

教育開発研究所

TEL.03-3815-7041 FAX.03-3816-2488
URL http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/

おそい はやい
ひくい・たかい

No.18［2003年2月刊］

不機嫌、不愉快、不安定……

思春期の子のいるくらし

朝も晩も不機嫌、口も態度も反抗的……、大人のと思えば幼子のように甘える、親子のあいだがぎくしゃくしてくる「思春期」の不愉快。この変調を整理して子どもとの関係を考えるシリーズ第一弾。

編集人／小学校教員 岡崎 勝
B5判・112P・
年4回(2・5・8・11月)刊行
定価(本体1200円＋税)

好評発売中！

No.16［2002年8月刊］
心理テスト、カウンセリング……
子どもの心そんなにのぞいて大丈夫？

No.17［2002年11月刊］
百ます計算、漢字テスト、10分間読書…
くり返し学習 役にたつとき たたないとき

ちいさい おおきい
よわい・つよい

No.38［2003年2月刊］

嫉妬の子育て

よその子とくらべちゃう

何グラムで生まれたかに始まって、発育、発達、性格、スタイル、そして成績、偏差値etc、自分の子とくらべて勝っている子（とその親）を妬ましく感じる……だれにもいえないこの気持ちをどうする？

編集代表／毛利子来・山田 真
B5判・96P・
年4回(2・5・8・11月)刊行
定価(本体952円＋税)

好評発売中！

No.36［2002年8月刊］
保育園・幼稚園がイヤになるとき

No.37［2002年11月刊］
ぜんそくと診断されて 迷いと不安を整理する30のポイント

お求めは、書店またはジャパンマシニストへ
〒413-0001 静岡県熱海市泉109-1-807
http://www.japama.jp/
tel.0465-64-0887 fax.0465-64-0889

『心の教育』は、ニューモデルの道徳教育か!?

『心のノート』を読み解く

小沢牧子、長谷川孝［編著］

A5版、100頁
本体1000円+税

文部科学省は、『心のノート』というテキストを、すべての小・中学生に渡すべく学校におろし、教育現場に戸惑いを与えている。「心」というきれいなベールに包まれた、その危険な内容とねらいを明らかにする。

顔とトラウマ

—医療・看護・教育における実践活動—

藤井　輝明［著］

A5版、228頁
本体2000円+税

顔に疾患・外傷をもち、それによるトラウマを抱える人に対して医療や看護、教育の現場はどう対処したらいいのか。初めての実践入門書。

共に待つ心たち

—登校拒否・ひきこもりを語る—

高垣忠一郎［著］

四六版、248頁
本体1900円+税

登校拒否・ひきこもりの10年をたどり、その歴史と未来への展望を示す。親と教師に送る「信じて、任せて、待つ」教育論。

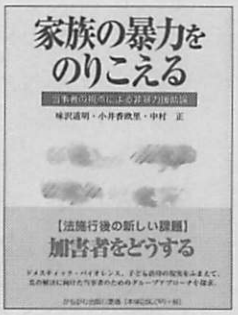

家族の暴力をのりこえる

中村　正、味沢　道明［著］

四六版、264頁
本体2600円+税

DV・子ども虐待など「家族の暴力」解決に向けた法施行後の新しい課題。「加害者」の視点による非暴力援助の実践と理論を提起する。

かもがわ出版
〒602-8119　京都市上京区堀川通出水西入
TEL 075(432)2868／FAX 075(432)2869
http://www.kamogawa.co.jp

Vol.11 No.1 April, 2003

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

THE JAPAN SHAKAI RINSHO ASSOCIATION
Editorial and Publication Office:
c/o N. Hayashi, Department of Info-Education, Faculty of Education, Ibaraki University,
2-1-1, Bunkyo, Mito-Shi, Ibaraki-Ken, 310, JAPAN

CONTENTS

Prologue ____ The Editorial Committee, The Association ____ (1)

Reflecting upon The Shakai Rinsho Associatin for Ten Years up to Now
____ Nakajima, H. ____ (2)
Discussing Psychology-Oriented Society ____ Mori. S. ____ (17)
Moral Education and Psychology ____ Miwa, S. ____ (20)

The Social and Philosophical Considerations of "Support" ____ Wakita, S. ____ (27)
The Situations and Problems along with "Support" ____ Ono,M. ____ (39)
What are the Problems of Special Education's Moving Toward Special Support Education?
____ Yamaguchi, M. ____ (44)
Discussion: the Expenditure-System for Support of the Handicapped
____ Koga, N., Amano, S., Tanaka, K. & Shinohara, M. ____ (53)

Film & Book Reviews
Yanagi, S.(69) Noto, M.(72) Namikawa, S.(74) Hayashi, N(77)

A List of Contents on "Shakai Rinsho Review"(Vol.1, No.1-Vol. 10, No.3) ____ (80)
A List of Articles on "Shakai-Rinsho News"(No.1-46) ____ (97)

Announcement: the 11th Convention of the Japan Shakai Rinsho Association ____ (ii)
The Editors' Comment ____ (111)

The Japanese term *Shakai Rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refain from giving it a precise English equivalent at this time.